

経営事項審査（令和4・5年度審査）

秋田県建設工事入札参加資格審査  
（令和6年度適用）

申請の手引

令和5年2月

秋田県建設部建設政策課

# 目 次

はじめに	建設業許可・経営事項審査・建設工事入札参加資格審査とは	1
第1章	経営事項審査	
第1	経営事項審査制度	2
第2	審査項目と審査基準等	3
第3	審査申請手続	5
第4	その他	15
第2章	経営規模等評価申請書等の記載要領	
	経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書	
	【20001帳票】	17
	工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高	
	【20002帳票】	23
	その他の審査項目	
	【20004帳票】	30
	技術職員名簿	
	【20005帳票】	49
	工事経歴書の作成について	55
	経営規模等評価申請及び総合評定値請求手数料一覧表	62
	別表1 経営規模の評点	63
	別表2 自己資本額・利益額の評点	64
	別表3 技術力の評点	66
	別表4 その他の審査項目の評点	68
	別表5 業種別技術職員コード表	75
	別表6 市町村コード	78
	別表7 建設工事の内容と例示	79
第3章	建設工事入札参加資格審査	
第1	入札参加資格審査制度	82
第2	申請工種、等級格付及び建設業許可の関係	83
第3	審査項目と審査基準等	85
第4	審査申請手続	90
第5	その他	97
第4章	入札参加資格審査申請書の記載要領	99
	建設工事入札参加資格審査申請書	99
	技術職員名簿	108
第5章	建設工事入札参加資格審査申請書【別表】について	110
	地域貢献活動実施申告書	115
	若年者等雇用申告書	116
	建設工事入札参加資格審査申請書【別表】	118

## 巻末資料

- ・令和6年度適用建設工事入札参加資格審査における発注者別評価事項「地域貢献活動の実施状況」の考え方
- ・入札参加資格審査において解体工事を申請する際の留意事項について

はじめに

## 建設業許可・経営事項審査・建設工事入札参加資格審査とは

※それぞれの趣旨、制度の違いをよく御理解ください。

	建設業許可	経営事項審査	建設工事入札参加資格審査 (格付審査)
根拠法令	建設業法第3条	建設業法第27条の23	地方自治法施行令 第167条の5及び 第167条の11 (公共工事の各発注機関 の定め)
対 象	業として建設工事の請負 をする者 (公共、民間、下請等)	許可業者で公共工事を直 接請け負おうとする者	公共工事の各発注機関の 入札に参加しようとする 者
趣 旨	29業種の区分に従い、 一定規模以上の建設工事 を請け負って営業するこ とが許可される	申請者の客観的能力判定 のため、経営状況、経営 規模等を全国統一の基準 で審査する 請求があった場合のみ総 合評定値を通知する	業者施工能力に応じた発 注をするため、格付対象 工種ごとに等級区分する
実施機関	知事又は国土交通大臣 (許可行政庁)	知事又は国土交通大臣 (許可行政庁) 経営状況の分析は、登録 経営状況分析機関が実施	公共工事の各発注機関 (国、地方公共団体、 公社等)
対象工種	29業種	同左	当該発注機関の定めると ころによる
備 考		第1章・第2章を参照の こと	秋田県に申請する場合 は、第3章を参照のこと
有効期間	許可のあった日から5年	直前の決算日(=審査基 準日)から1年7か月	2年間 ただし、中間年審査につ いては1年間

# 第1章 経営事項審査

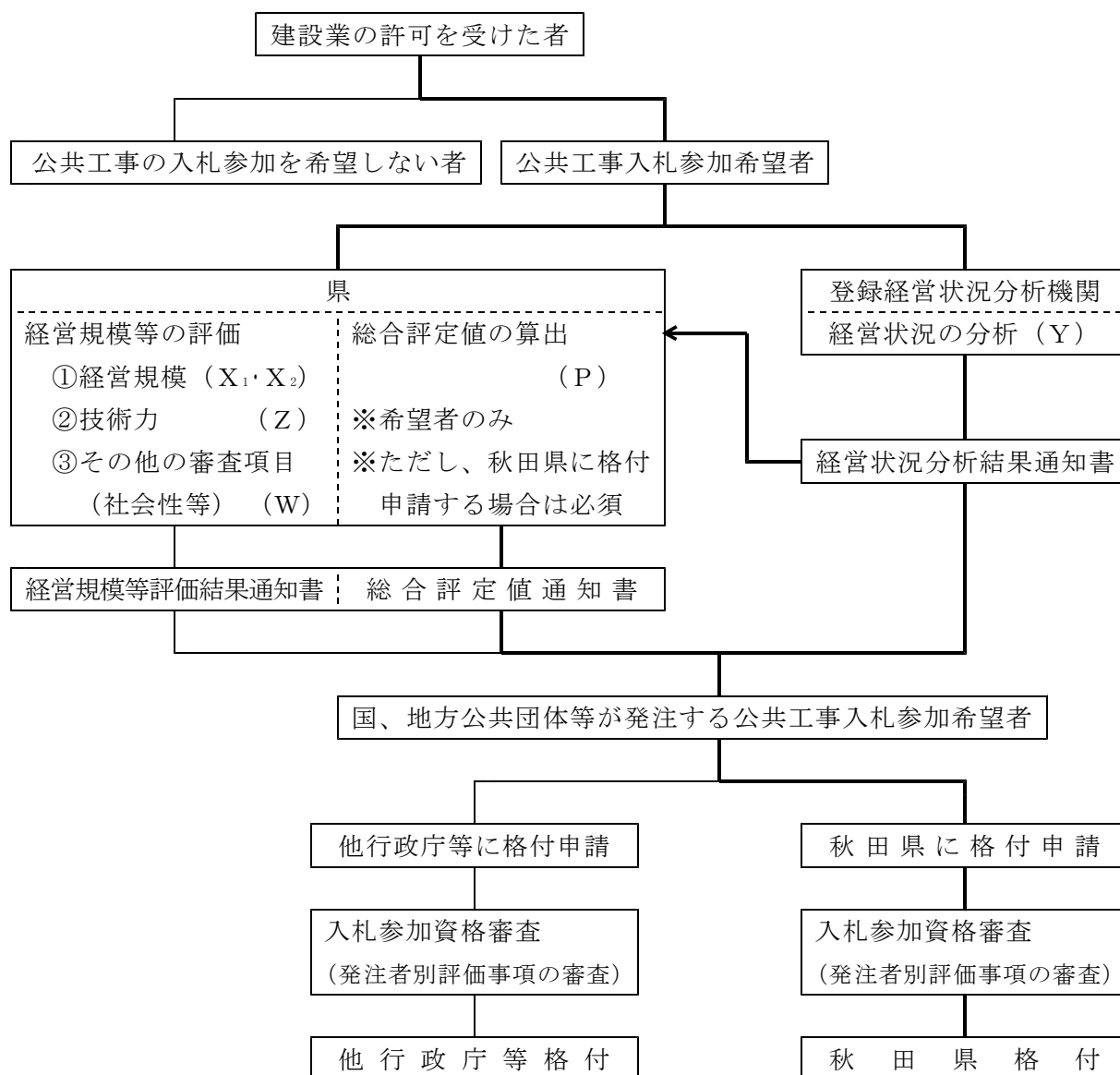
## 第1 経営事項審査制度

公共工事発注機関が定期的に行う工事入札参加資格者の格付審査は、客観的事項の審査結果と発注機関ごとに評価する事項（以下「発注者別評価事項」という。）の審査結果を総合して行われます。

この客観的事項のうち、経営規模等に係る審査は、審査基準が同一である限り、どの公共工事発注機関が行っても同一の結果となりますので、建設業法に基づき、許可行政庁（知事又は国土交通大臣）が統一的行うこととされているほか、経営状況分析については、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関が行うこととされています。

この客観的事項の審査が、建設業法第27条の23に定める「経営事項審査」です。

建設業者と経営事項審査の関係を図示すると次のようになります。



なお、虚偽の申請等を行った場合は、罰則の対象となります（建設業法第50条）。



## 第2 審査項目と審査基準等

### 1 審査基準日

審査基準日は、申請をする日の直前の事業年度終了日（決算日）です。

### 2 審査項目

#### (1) 経営規模等の評価

区 分	審 査 項 目	算定根拠
1 経営規模 ( $X_1$ ・ $X_2$ )	①工事種類別年間平均完成工事高 ②自己資本額 ③利益額（利払前税引前償却前利益） =営業利益+減価償却実施額	①別表1 ②別表2 ③別表2
2 技術力 (Z)	①建設業の種類別の技術職員数 ②工事種類別年間平均元請完成工事高	別表3
3 その他の審査 項目(社会性等) (W)	①建設工事の担い手育成及び確保に関する 取組の状況 a 雇用保険加入の有無 b 健康保険加入の有無 c 厚生年金保険加入の有無 d 建設業退職金共済制度加入の有無 e 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の 有無 f 法定外労働災害補償制度加入の有無 g 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確 保の状況 h 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の 状況 i ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状 況 j 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する ために必要な措置の実施状況 ②建設業の営業継続の状況 a 営業年数 b 民事再生法又は会社更生法の適用の有無 ③防災活動への貢献の状況(防災協定の締結の有無) ④法令遵守の状況 a 営業停止処分の有無 b 指示処分の有無 ⑤建設業の経理の状況 a 監査の受審状況	①～⑩ 別表4

	b 公認会計士等の数 c 二級登録経理試験合格者の数 ⑥研究開発の状況（研究開発費） ⑦建設機械の保有状況 （建設機械の所有及びリース台数） ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況 a 品質管理に関する取組（ISO9001） b 環境配慮に関する取組（ISO14001、エコアクション21）	
--	--	--

(2) 経営状況の分析

区 分	審 査 項 目	算定根拠
経営状況 (Y)	①純支払利息比率 ②負債回転期間 ③総資本売上総利益率 ④売上高経常利益率 ⑤自己資本対固定資産比率 ⑥自己資本比率 ⑦営業キャッシュ・フロー ⑧利益剰余金	

3 審査基準等

2の審査項目のそれぞれの数値に基づき、一定の基準により、それぞれの評点を算定します。

なお、総合評定値の請求を行った場合のみ、次の算式により建設工事の種類ごとに経営事項審査の総合評定値を算定します。

※秋田県の入札参加資格審査を申請する場合は、総合評定値の請求を行うことが必要です。

なお、総合評定値の請求を行っていることを入札参加資格審査の申請の条件とすることについては、各発注機関ごとに取扱いが異なりますので、入札参加資格審査の申請をしようとする各発注機関に直接お問い合わせください。

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

$X_1$  = 許可を受けた建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点（別表1）

$X_2$  = 自己資本額及び利益額の評点（別表2）

Y = 経営状況分析の評点

Z = 技術職員数及び種類別年間平均元請完成工事高の評点（別表3）

W = その他の審査項目（社会性等）の評点（別表4）

## 第3 審査申請手続

建設業者が経営事項審査を申請するには、経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書及び関係添付書類を秋田県知事に、経営状況分析申請書及び関係添付書類を登録経営状況分析機関に、それぞれ提出しなければなりません。

なお、総合評定値の請求を行う場合は、決算が確定次第、先に経営状況分析の申請手続を行ってください。

### I 県への申請 経営規模等評価申請（X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>、Z、W） 総合評定値請求（P）

1 申請方法 次の（1）又は（2）のどちらかの方法により申請してください。

（1）面談申請（従来どおりの書面及び面談による申請）

（2）電子申請（建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下「J C I P」という。）による電子申請）

※「面談申請」の場合は従来どおり受付後に日程調整の上、面談を行いますが、「電子申請」の場合については、原則として面談を行いません。

### 2 提出書類

#### （1）面談申請の場合

ア 提出書類	1 経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・ 総合評定値請求書（建設業法施行規則別記様式第25号の14） 【20001 帳票】
	2 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高 【20002 帳票】
	3 その他の審査項目（社会性等） 【20004 帳票】
	4 技術職員名簿 【20005 帳票】
	5 2又は3事業年度分の消費税抜きの工事経歴書 ただし、免税事業者は消費税込みの工事経歴書 （建設業法施行規則別記様式第2号）
	6 経営状況分析結果通知書
	7 建設機械保有状況一覧表（別紙様式3） ※建設機械を1台以上保有する者のみ
	8 技術職員名簿に記載されている職員が有する資格等を証明する書面（13ページ参照）
	9 技術者が取得したCPD単位を確認できる書類（10ページ参照）※CPD単位取得数について申請をする場合のみ
	10 技能レベル向上者数を確認できる書類（11ページ参照）※技能レベル向上者数について申請をする場合のみ
	11 技能者数を確認できる書類（11ページ参照）※CPD単位取得数又は技能レベル向上者数の申請をする場合のみ

イ 提出部数	1のみ2部、その他は1部
ウ 手数料の納付	秋田県証紙により申請書類提出時に納付 (秋田県証紙貼付書は受付窓口の地域振興局に用意してあります。)

※面談申請の場合、手数料の納付は秋田県証紙による納付のみです。

## (2) 電子申請の場合

※申請入力及び添付方法については、国土交通省ホームページ ([https://www1.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk1\\_000001\\_00019.html](https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)) に掲載されている「J C I P操作マニュアル」を参考に、次のとおり入力及び添付してください。

ア 提出書類	第3 審査申請手続「2」及び「9」に記載されている「提出書類(確認書類を含む。)」及び「提示書類」を、J C I Pにより、申請内容の入力又は確認書類等を電子(P D F等)添付をし、申請してください。
イ 提出部数	1部
ウ 手数料の納付	<u>P a y - e a s y</u> による電子納付 (申請受付後(後日) J C I Pにより納入額等について御案内をします。なお、納付後に審査開始となりますので指示に従い、速やかに納付してください。)

※電子申請の場合、手数料の納付はP a y - e a s yによる納付のみです。

## 3 申請書様式の入手方法

秋田県ホームページ (<http://www.pref.akita.lg.jp/>) からダウンロードしてください。

## 4 大臣許可業者の書類提出先

令和2年4月1日以降、大臣許可業者が経営事項審査申請書を提出する際は、秋田県を經由せず、直接東北地方整備局へ郵送若しくは持参又はJ C I Pによる申請(令和5年1月～)することとなりました。

詳細は、東北地方整備局ホームページをご確認ください。

○東北地方整備局ホームページ (<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/>)

## 5 受付期間

### (1) 面談申請の場合

令和5年度の受付は、次の区分により定められた日に行います。

対象となる決算期	令和5年度の受付日
① 個人事業者及び法人で決算期が令和4年10月から12月の方	令和5年 3月9日(木)及び3月10日(金)
② 法人で決算期が令和5年1月から3月の方	令和5年 6月15日(木)及び6月16日(金)
③ 法人で決算期が令和5年4月から6月の方	令和5年 9月14日(木)及び9月15日(金)
④ 法人で決算期が令和5年7月から9月の方	令和5年 12月7日(木)及び12月8日(金)

※各決算期に対応する受付日より前に申請を行うことはできません。例えば、法人で決算期が令和5年3月の方が、令和5年6月15日より前に申請を行うことはできません。

### (2) 電子申請の場合

電子申請の場合は、随時受付をします。建設業法第11条第2項に基づく決算変更届を提出後、各決算期における申請目安日までにJCI Pにより申請してください。申請目安日については、次のとおり(原則、決算月末日から翌4ヶ月後以降に最初に到来する月の5日(ただし、当該日が休日及び祝日等閉庁日の場合は、当該日の次の開庁日とします。))です。

対象となる決算期	令和4・5年度の申請目安日
① 法人で決算期が令和4年10月の方	令和5年 3月 6日(月)
② 法人で決算期が令和4年11月の方	令和5年 4月 5日(水)
③ 個人事業主及び法人で決算期が令和4年12月の方	令和5年 5月 8日(月)
④ 法人で決算期が令和5年1月の方	令和5年 6月 5日(月)
⑤ 法人で決算期が令和5年2月の方	令和5年 7月 5日(水)
⑥ 法人で決算期が令和5年3月の方	令和5年 8月 7日(月)
⑦ 法人で決算期が令和5年4月の方	令和5年 9月 5日(火)
⑧ 法人で決算期が令和5年5月の方	令和5年10月 5日(木)
⑨ 法人で決算期が令和5年6月の方	令和5年11月 6日(月)
⑩ 法人で決算期が令和5年7月の方	令和5年12月 5日(火)
⑪ 法人で決算期が令和5年8月の方	令和6年 1月 5日(金)
⑫ 法人で決算期が令和5年9月の方	令和6年 2月 5日(月)
⑬ 法人で決算期が令和5年10月の方	令和6年 3月 5日(火)

※(1)又は(2)の受付日・申請目安日に申請が間に合わない場合は、受付窓口となる地域振興局総務企画部総務経理課へ、申請前にあらかじめ御相談ください。なお、申請が遅くなった場合、直前の経審の有効期間満了の日までに新たな経営規模等評価結果及び総合評定値を通知できないことがあります。

※次の場合は随時受付します。(申請する場合は事前に御相談ください。)

- ①新規(いわゆる経審切れを含む。)に申請する場合
- ②合併、営業譲渡又は会社分割に伴う組織変更を行った者が申請する場合
- ③会社更生手続き開始の申立て等を行った者が申請する場合

※秋田県に入札参加資格審査を申請する場合は、(1)又は(2)に関わらず、定期年は令和5年1月31日、中間年は令和6年1月31日が申請期限となります。

## 6 受付場所

主たる営業所の所在地を所管する地域振興局総務企画部総務経理課総務経理班又は工事契約班

## 7 手数料

(1) 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求を同時に行う場合

審査基本料 8,500円 1工種につき 2,500円

(2) 経営規模等評価の申請のみ行う場合

審査基本料 8,100円 1工種につき 2,300円

(3) 経営規模等評価結果通知書受領後、総合評定値の請求のみ行う場合

請求基本料 400円 1工種につき 200円

※一旦納付した手数料は返却できませんので、注意してください。

※(1)の場合、経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を行う工種は一致していなければなりません。

※(3)の場合、経営規模等評価結果に係る申請工種と同一の工種を請求することが必要です。

## 8 面談審査

(1) 面談申請の場合

申請書提出後、日を改めて面談審査を行います。面談審査の日時は、申請書提出の際、各地域振興局で指定します。なお、面談審査にあたっては、申請書、提示書類の全般にわたって確認しますので、説明のできる方がお越しくください。

(2) 電子申請の場合

原則として面談審査は行いません。

9 提示又は提出をお願いする書類

面談審査日には、提出書類の控えの他、次の書類（写し可）を漏れなく持参してください。提示等のない場合は、保留となり、結果通知が遅れることとなります。

審査事項	確認資料の例
1 許可の有無等	<p>①建設業許可通知書又は建設業許可証明書（各地域振興局で発行） ※記載内容に変更があった場合、変更届の控えも提示してください。</p> <p>②法人の申請者の場合、「法人番号指定通知書」等、法人番号を確認できる書類</p>
2 経営状況分析及び経営事項審査の結果	<p>①経営状況分析結果通知書 ※2事業年度分（完成工事高を3年平均とした場合、3事業年度分）提示してください。 ※審査対象事業年度分は<u>提出</u>してください。 ※登録経営状況分析機関にかかわらず、経営状況分析結果通知書を提示又は提出してください。</p> <p>②経営規模等評価結果・総合評定値通知書（前年度分）</p>
3 財務内容	<p>①法人の場合：法人税確定申告書（別表16（一）及び（二））の控え及びその添付書類（貸借対照表及び損益計算書） 個人の場合：所得税確定申告書の控え及びその添付書類</p> <p>②消費税確定申告書の控え及びその添付書類 ※前年に経営事項審査を受けていない場合、2事業年度分必要です。（前年かつ前々年度に経営事項審査を受けていない場合で、完成工事高を3年平均としたときは、3事業年度分必要です。）</p> <p>③消費税納税証明書（その1・納税額等証明用） ※税額が記載され、面談日の概ね1週間前以内に発行されたものを提示してください。 （②で審査対象事業年度以前の申告書も提示する場合は、当該各年度の税額も記載されているものを提示してください。）</p>
4 職員の常勤性及び雇用期間	<p><u>社会保険等に加入している事業所の場合</u></p> <p>社会保険被保険者標準報酬決定通知書（<b>常勤性の確認</b>）及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（<b>雇用期間の確認</b>） ※高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象者は、当該制度対象者であることを証する書面を提出してください。（常時10人以上の労働者を使用する企業については、併せて労働基準監督署の受付印のある就業規則を提示してください。）</p> <p><u>社会保険等に加入していない事業所の場合</u></p> <p>源泉所得税を納付したことを証する書類等、賃金台帳並びに出勤簿（<b>常勤性の確認</b>）及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（<b>雇用期間の確認</b>） ※高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象者は、当該制度対象者であることを証する書面を<u>提出</u>してください。（常時10</p>

	<p>人以上の労働者を使用する企業については、併せて労働基準監督署の受付印のある就業規則を提示してください。）</p> <p><u>※雇用保険に係る書類については、技術職員名簿の記載順に並べ替えて提示してください。</u></p>
5 完成工事高	<p>請負工事の契約書及び共同企業体協定書等（審査対象事業年度の工事経歴書に記載した工事のうち各申請工種において請負代金の額が最も大きい元請工事及び下請工事1件ずつ）</p> <p>※原則として契約書としますが、契約書がない場合、請負代金の額が確認できる他の書類を提示してください。</p>
6 社会性	<p>①雇用保険に加入している場合は、令和3・4年度保険料申告書とその領収書</p> <p>②健康保険・厚生年金保険に加入している場合、審査基準日の月を含む社会保険料納入証明書（一括用のみ・未納の有無を証明する場合）。社会保険料納入確認書も可。</p> <p>※健康保険料と厚生年金保険料を別々に納めている場合（組合管掌健康保険に加入している場合等）、それぞれについて確認書を準備してください。</p> <p>※健康保険被保険者適用除外承認を受けて国民健康保険組合（中建国保、建設国保等）に加入している場合、上記社会保険料納入確認書に加え、次のいずれかの書類を準備してください。</p> <p>a 国民健康保険組合が発行する加入証明書又は保険料納入証明書</p> <p>b 全員の保険料払込証明書又は被保険者証の写し（ただし、厚生年金保険に加入していない場合、健康保険被保険者適用除外承認証又は健康保険の適用除外承認を受けていることが分かる年金事務所の証明書も合わせて提示してください。）</p> <p>③建設業退職金共済契約を締結している場合は、加入・履行証明書</p> <p>④退職一時金制度を導入している場合は、次のいずれかの書類</p> <p>a 労働協約、就業規則（労働基準監督署の收受印が押されたもの）</p> <p>b 独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部又は特定退職金共済団体の発行する加入証明書</p> <p>⑤企業年金制度を導入している場合は、次のいずれかの書類</p> <p>a 厚生年金基金、確定拠出年金（企業型）又は確定給付企業年金（基金型・規約型）の企業年金基金への加入証明書</p> <p>b 適格退職年金契約書</p> <p>※④及び⑤のどちらにも加入している場合は、④又は⑤のいずれかの書類を提示してください。</p> <p>⑥法定外労災に加入している場合、加入証明書、契約書、証書等で契約内容の確認できる書類</p> <p>⑦技術者が取得したCPD単位を確認できる書類</p> <p>技術者（監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、1級技士補及び2級技士補をいう。以下同じ。）に係る以下の書類を提出してください。</p> <p>a 審査基準日以前1年間に各技術者が取得したCPD単位に係るCPD認定団体（52ページに掲げる令和3年国交省告示第24</p>



6号別表第18に掲げる団体をいう。以下同じ。) 発行の証明書(写し)

b 技術職員名簿に記載のある者以外にCPD単位を取得した技術者がいる場合は、CPD単位を取得した技術職員名簿(別紙様式4)を提出してください。また、同様式に記載した技術者の常勤性及び雇用期間を確認できる書類(9ページ「4 職員の常勤性及び雇用期間」に掲げる書類)を提示してください。

⑧技能レベル向上者数を確認できる書類

技能レベル向上者(認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上した者をいう。以下同じ。)に係る、審査基準日以前3年間にレベル2以上の評価を受けた「能力評価(レベル判定)結果通知書」を提出してください。

⑨技能者数を確認できる書類

技能者(審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者(施工体制台帳の作業員名簿に記載された者)であって、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの(主任技術者や監理技術者等、建設工事の施工の管理にのみ従事した者は除く。)をいう。以下同じ。)に係る以下の書類

a 申請者が作成建設業者又は下請負人となった建設工事に関する施工体制台帳のうち、作業員名簿等以下に掲げる事項が記載された部分(審査基準日時点で稼働している工事現場に関するもの)の写し(提出)

- ・氏名、生年月日及び年齢
- ・職種

b aの技能者の常勤性及び雇用期間を確認できる書類(9ページ「4 職員の常勤性及び雇用期間」に掲げる書類)(提示)

c 技能者名簿(別紙様式5)(提出)

⑩「女性の職業生活における躍進の推進に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」又は「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づく認定を取得している場合

審査基準日時点で有効な「各えるぼし認定」、「各くるみん認定」及び「ユースエール認定」を取得していることを証する書面(基準適合一般事業主認定通知書等)をそれぞれ提示してください。

⑪建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施状況に該当がある場合は、そのことを誓約する書面(様式第6号)を提出してください。

※当該項目については、審査基準日を令和5年8月14日以降とする申請に限り評価するものとする。それ以前の申請においては、要件を満たしている場合であっても、加対象としないものとする。

⑫民事再生法及び会社更生法の適用を受けている場合、民事再生・会社更生手続開始決定日、計画認可日、手続終結を確認できる書類

⑬国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している場合、防災協定締結状況報告書(別紙様式7)及びその防災協定。加入している社団法人等の団体が防災協定を締結している場合、防災協定締結状況報告書(別紙様式7)及び当該団体が締結している防災協

定、当該団体に加入していることを証する書類及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（当該団体の活動計画書、当該団体の長による証明書等）を提出してください。

※ ただし、次の一般社団法人等が締結している防災協定については、提出は不要です。誤って「無」と記載することのないようにしてください。

また、

証明書等の提出を不要としている防災協定締結団体		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秋田県建設産業団体連合会 （（一社）秋田県建設業協会等）</li> <li>・ （一社）秋田市建設業協会</li> <li>・ 北秋田市建設業協会</li> <li>・ 八峰町建設業協会</li> <li>・ 三種町建設業協会</li> <li>・ 八郎潟町建設業協会</li> <li>・ 八郎潟町建築業協会</li> <li>・ 五城目建設業協会</li> <li>・ 男鹿市建設業協会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 潟上市建設産業協会</li> <li>・ 由利本荘市建設業協会</li> <li>・ にかほ市建設業協会</li> <li>・ 仙北市建設業協会連合会</li> <li>・ 美郷町建設業協会</li> <li>・ 角館町建設業協会</li> <li>・ 横手市建設業協会</li> <li>・ 湯沢建設業協会連合会</li> <li>・ 羽後町建設業協会</li> <li>・ 能建会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秋田管工事業協同組合</li> <li>・ 能代山本管工事業協同組合</li> <li>・ 由利本荘市管工事協同組合</li> <li>・ 大仙・美郷管工事組合</li> <li>・ 仙北市管工事協会</li> <li>・ 北鹿電気工事業協同組合</li> <li>・ 能代山本電気工事協同組合</li> <li>・ 秋田電気工事協同組合</li> <li>・ 大曲仙北電気工事協同組合</li> <li>・ 横手市管工事協会</li> </ul>

⑭「監査の受審状況」で「1」～「3」のいずれかに該当する場合は、有価証券報告書若しくは監査証明書の写し、会計参与報告書の写し又は下記⑮の経理実務責任者（2級登録経理試験合格者を除く。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出してください。

※ 「2 会計参与の設置」に該当する場合は、その会計参与が登記されていることが確認できる登記事項証明書を提出してください。

⑮経理実務責任者の資格を確認するための書類

以下 a～e のいずれかを毎年必ず提示して下さい。

（公認会計士又は税理士）

- a 公認会計士であることを証するものの写し及び公認会計士法（昭和23年法律第103号）第28条の規定による研修を受けた者であることを証するもの
- b 税理士であることを証するもの及び所属税理士会が認定する研修を受けた者であることを証するもの
- c 公認会計士又は税理士となった日の属する年度の翌年度開始日から起算して1年を経過していない者であることを証するもの

（登録経理試験合格者）

- d 登録経理試験1級又は2級の合格者で、合格した日の属する年度の翌年度開始日から起算して5年を経過していない者である場合は、合格証明書又は合格証書
- e 登録経理試験1級又は2級の合格者で、合格した日の属する年度の翌年度開始日から起算して5年を経過している者である場合は、合格証明書又は合格証書及び登録経理講習修了証（受講した日の属する年度の翌年度開始日から起算して5年を経過していないものに限る）。

※平成29年3月31日以前の合格者については、令和5年3月31日までに限り、合格証明書又は合格証書のみでの提示で足りません。また、登録経理講習修了証に代えて、登録経理試験の1級合格者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講したことを証するもの（受講した日の属する年度の翌年度開始日から起算して5年を経過していないものに限る。）の提示も可とします。

⑯建設機械の保有状況を確認するための書類

建設機械の保有状況一覧表（別紙様式3）を提出してください。

（所有の場合）建設機械の売買契約書、販売店からの譲渡・販売証明書、車検証、固定資産税申告書・明細書又は減価償却資産台帳を提示してください。

※建設機械を所有している場合であって、前年の経営事項審査の際に申請した建設機械を引き続き申請する場合は、当該建設機械の保有状況を確認するための書類の提示を省略できます。

※なお、前年の経営事項審査で申請した建設機械の保有状況一覧表は、面談時に面談担当職員が持参し今回の申請内容と突合します。

（リースの場合）リース契約書を提示してください。リースの場合は確認書類の提示を省略できません。

⑰特定自主検査記録表、自動車検査証又は移動式クレーン検査証

※審査基準日時点で有効な検査記録表、検査証を提示してください。

※検査表の提示は省略できません。

⑱ブルドーザー又はモーターグレーダーの自重、トラクターショベルのバケット容量、移動式クレーンのつり上げ荷重及び高所作業車の作業床の高さが⑯、⑰の書類で確認できない場合、これらが確認できる資料（カタログ等）

※⑯⑰⑱の書類は、建設機械の保有状況一覧表（別紙様式3）の記載順に並び替えて提示してください。

⑲エコアクション21の認定又はISO9001若しくはISO14001の登録を受けていることを証明する書類及びその付属書

7 技術職員の資格

【受付時に提出する書類】

①卒業証明書（建設業法第7条第2号イ該当の者）

②合格証、免許証等資格を有することを証する書類（建設業法第7条第2号ハ該当の者）

③実務経験証明書（建設業法第7条第2号イ、ロ該当の者及び同号ハ該当の者のうち所定の実務経験を要するもの）

※実務経験を有する者として申請する場合は、建設業法施行規則第3条に定める実務経験証明書（様式第9号）を作成し提出してください。なお、過去に提出済みの実務経験証明書（許可行政庁の確認印のあるもの）を提出する場合は、写しの提出でも可とします。

※実務経験証明書の記載内容に疑義が生じた場合、証明書に記載の工事の契約書等の提示を求める場合があります。

④解体工事業の技術者について申請する場合

登録講習の修了若しくは解体工事について所定の期間以上の実務経験又は平成28年度以降に実施された技術検定により資格を有した事実を証明する書類

⑤能力評価（レベル判定）結果通知書（建設キャリアアップシステムの能力評価基準によりレベル4技能者又はレベル3技能者と認定された者）

⑥監理技術者補佐について申請する場合

1級技士補の資格を証明する書類（1次試験合格通知）及び主任技術者となる資格を証明する書類（上記①～④までのいずれか）、又は監理技術者要件を満たすことを証明する書類（監理技術者資格証書、実務経験及び指導監督の実務経験を証する書類（卒業証明書、実務経験証明書及び指導監督の実務経験証明書）、国土交通大臣特別認定者の認定書）

【**面談審査時に提示する書類**】

⑦建設業監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証

⑧登録基幹技能者講習修了証

【**注意事項**】

・前年の経営事項審査で申請した技術職員の申請内容に変更がない場合は、当該職員に係る資格者証等（①～⑥）の提出を省略できます。

なお、前年に申請した技術職員名簿は、面談時に面談担当職員が持参し突合します。

・⑦及び⑧は有効期間を毎年確認する必要があるため、該当者がいる場合は必ず提示してください。

## 10 通知

面談審査後、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により、結果を通知します。

なお、総合評定値を通知するのは、請求があった場合のみです。県の入札参加資格審査を申請しようとする場合、必ず、総合評定値を請求するようにしてください。

## II 登録経営状況分析機関への申請

経営状況分析は、国の登録を受けた登録機関が行うこととなっています。経営状況分析の申請をしようとする場合、申請者は、登録経営状況分析機関の中から自由に申請先を選択することができます。申請の手続については、各登録経営状況分析機関に直接お問い合わせください。

（平成30年4月現在）

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区築地2-11-24	03-5565-6131
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都大田区大森西3-31-8	03-

			5753-1588
10	経営状況分析センター西日本 (株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836- 38-3781
11	(株) NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2- 12	093- 982-3800
22	(株) 建設業経営情報分析セ ンター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042- 505-7533

※国土交通省による登録経営状況分析機関の一覧は、建設政策課ホームページからリンク  
しています。

## 第4 その他

### 1 再審査の申立

経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に対して、評価の結果の通知を受けた日から30日以内に再審査を申し立てることができます。(建設業法第27条の28)

ただし、申請者側の誤りによるものは再審査の対象となりませんので、申請書及び添付書類の作成にあたっては、十分留意してください。

※再審査の対象とならないものの例

- 完成工事高、職員の計上漏れ
- 審査基準日以降の職員の増減、資格の取得
- 決算内容の変更(修正申告によるものを含む)

### 2 入札参加資格審査申請と経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

秋田県以外の公共工事発注機関に対して、入札参加資格審査申請をする場合、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書、経営状況分析結果通知書の各正本又はその写し、経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書【20001帳票】、工事種類別完成工事高【20002帳票】の控えなどの提出を求められることがあります。

したがって、これらの通知書及び申請書の控えは、大切に保管してください。

特に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は、紛失又は毀損等理由のいかんを問わず、再発行しませんので、注意してください。

※経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を紛失等した場合は、内容証明願により証明書を発行することができますので、建設政策課建設業班までお問い合わせください。

### 3 建設業許可手続に係る変更届の提出について

各事業年度(=決算期)を経過したときは、4か月以内に事業年度報告(決算変更届)を提出することが義務付けられています。(建設業法第11条)

この報告書は、後日、経営事項審査等に活用するものですので、報告書が未提出の場合、経営事項審査に重大な支障が出るおそれがあります。また、事業年度報告を含む変更届に未提出がある場合、罰則(建設業法第50条)のほか、指示処分(建設業法第28条)の対象となります。期限を守って必ず提出してください。

また、この報告書は閲覧書類として公開されており、発注者が業者選定の際に参考にするなど重要なものです。(建設業法第13条)

なお、経営規模等評価で職員の増減が確認され、その職員が許可上の技術者の場合には、許可手続に係る変更届を提出しなければなりません。

4 経営事項審査（経営規模等評価及び総合評定値）申請に係る個人情報の利用目的等

秋田県知事が、建設業法第27条の26の規定に基づき提出される経営規模等評価の申請書及び第27条の29の規定に基づき提出される総合評定値の請求（以下本項において「経営事項審査申請等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

- (1) 経営事項審査申請等の審査事務
- (2) 経営事項審査申請等を行った者に対する指導監督等の事務

5 経営事項審査（経営規模等評価及び総合評定値）の審査結果に係る個人情報の利用目的等

秋田県知事が、建設業法第27条の26の規定に基づき提出された経営規模等評価の申請及び第27条の29の規定に基づき提出される総合評定値の請求により提出された申請等の審査結果（以下本項において「経営事項審査審査結果」という。）に作成する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

- (1) 国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び建設業法施行規則第18条に規定する法人に対する経営事項審査審査結果の通知（公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含まず。）
- (2) 経営事項審査審査結果の公表及び閲覧（公表及び閲覧は、一般財団法人建設業情報管理センターに委任しており、同センターにおいて行っています。）
- (3) 経営事項審査結果を受けた者に対する指導監督等の事務
- (4) 秋田県個人情報保護条例第9条第1項の規定による次の利用又は提供
  - ・ 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - ・ 法令又は条例の規定に基づくとき。
  - ・ 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - ・ 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
  - ・ 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは実施機関以外の地方独立行政法人に提供する場合で、事務の遂行上必要な限度において使用し、かつ、使用することに相当の理由があると認められるとき。
  - ・ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定する者以外のものに提供する場合であって、提供することに特別の理由があると認められるとき。
  - ・ 前各号に掲げる場合のほか、秋田県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。





千円未満の端数切り捨て

自己資本額 項番 1 7 3 5 9 7 6 3 (千円) 13 2 (1. 基準決算) (2. 2期平均)

「経営状況分析結果通知書」に記載の「自己資本」の金額と一致

2期平均の場合のみ記入

基準決算	9 1 5 2 (千円)
直前の審査基準日	1 0 3 7 5 (千円)

利益額 (2期平均) 1 8 3 5 1 1 0 9 8 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

千円未満の端数切り捨て

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前	審査対象事業年度
営業利益 7 1 2 9 (千円)	営業利益 6 5 7 6 (千円)	
減価償却実施額 4 3 8 5 (千円)	減価償却実施額 4 1 5 7 (千円)	

別紙二「技術職員名簿」に記載された技術職員の合計数

技術職員数 1 9 3 5 1 0 (人)

「経営状況分析結果通知書」に記載の「参考値」の金額と一致

登録経営状況分析機関番号 2 0 3 5 2 3 4

経営状況分析を受けた機関の名称 (O) ○○○○○○○○○○

工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。  
 技術職員名簿については別紙二による。  
 その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先 経理課 氏名 秋田花子 電話番号 018-860-2425  
 所属等 018-860-3800  
 ファックス番号



## 第2章 経営規模等評価申請書等の記載要領

### 一般的注意事項

- 1 申請書は、ボールペン、ペン等で記入してください。
- 2 □□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入してください。数字を記入する場合は、例えば □□**1**□ のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば **甲建設工業** □□ のように左詰めで記入してください。

### 1 経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書【20001帳票】

- 1 「経営規模等評価申請書  
経営規模等評価再審査申立書  
総合評定値請求書」、  
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、  
「地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、 「国土交通大臣  
知事」 及び 「**般特**」 については、不要のものを消してください。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記してください（**行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第9条第2項**の規定に該当する場合には、行政書士の記名及び押印が必要）です。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付してください。
- 3 太線の枠内（行政庁側記入欄）には記入しないでください。
- 4 **0** **2** 「申請時の許可番号」の欄の「**大臣知事**」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について、大臣許可業者の場合は **0** **0** を、知事許可業者の場合は **0** **5** を記入してください。  
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば **0** **0** **1** **2** **3** **4** 又は **0** **1** 月 **0** **1** 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入してください。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入してください。
- 5 **0** **3** 「前回の申請時の許可番号」の欄は、申請時の許可番号が、前回の申請時の許可番号と異なっている場合についてのみ記入してください。
- 6 **0** **4** 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（8の後段の表の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和5年3月31日であれば、**0** **5** 年 **0** **3** 月 **3** **1** 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入してください。

7 **0** **5** 「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入してください。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

8 **0** **6** 「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入してください。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和4年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和5年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和4年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和4年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和4年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和5年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和4年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和5年3月31日)より前の日(令和4年11月1日)に申請するとき

また、「処理の区分」の欄の右欄は、次の表の分類のいずれかに該当する場合は、該当するコードを記入してください。

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合



入してください。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 18 **1** **6** 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について **17の表**の（ ）内に示された略号のカラムに「9」を記入してください。
- 19 **1** **7** 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入してください。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入してください。  
記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。
- 20 **1** **8** 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入してください。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入してください。  
記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。
- 21 なお、「自己資本額」及び「利益額」については、国土交通大臣の認定を受けた外国子会社のそれぞれの額を合算することができます。これには、国土交通大臣の認定書が必要となります。認定の手続き等については、国土交通省にお問い合わせください。
- 22 **1** **9** 「技術職員数」の欄は、**別紙二「技術職員名簿」**に記入した審査基準日における技術職員の人数の合計を記入してください。「技術職員」とは、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者に限られます（雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において**高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号**に規定する継続雇用制度の適用をうけているもの（**65歳**以下に限る。）については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなします。）ので注意してください。
- 23 **2** **0** 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号（経営状況分析結果通知書の「登録経営状況分析機関欄」に記載されています。）を記入し、例えば **001234** のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入してください。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入してください。

## 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 0 2 年 0 4 月 至 0 4 年 0 3 月  審査対象事業年度の前審査対象事業年度 3 年 4 月 ~ 4 年 3 月 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 2 年 4 月 ~ 3 年 3 月	審査対象事業年度 自 0 4 年 0 4 月 至 0 5 年 0 3 月 計算基準の区分 2 (1. 2年平均) (2. 3年平均)														
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 0 8 8 8 7 0	元請完成工事高(千円) 0 8 8 8 7 0	完成工事高(千円) 0 8 0 4 0 0	元請完成工事高(千円) 0 8 0 4 0 0												
工事の種類 土木一式 工事	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">完成工事高計算表</th> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td style="text-align: right;">86,500</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td style="text-align: right;">91,240</td> </tr> </table>	完成工事高計算表		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	86,500	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	91,240	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">元請完成工事高計算表</th> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td style="text-align: right;">86,500</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td style="text-align: right;">91,240</td> </tr> </table>	元請完成工事高計算表		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	86,500	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	91,240	3年平均で申請する場合は、完成工事高計算表の合計を2で除した数値を記入(千円未満の端数切り捨て)	完成工事高及び元請完成工事高は消費税抜きの金額で記入(ただし、免税事業者は消費税込み。)
完成工事高計算表																
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	86,500															
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	91,240															
元請完成工事高計算表																
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	86,500															
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	91,240															
プレストレスト コンクリート構造物 工事	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0												
工事の種類 とび・土工・ コンクリート 工事	0 3 6 5 5 0	0 3 0 4 9 9	0 4 1 2 9 0	0 3 6 6 0 0												
完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 38,500 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 34,600	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 31,234 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 29,765	※「土木一式工事」を申請する場合、コード「011」の「プレストレストコンクリート構造物工事」も必ず記載すること														
法面処理 工事	0 1 8 0 9 5	0 1 5 1 8 7	0 2 0 7 5 3	0 1 7 4 5 5												
完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 18,500 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 17,690	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 15,500 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 14,875	※「とび・土工・コンクリート工事」を申請する場合、コード「051」の「法面処理工事」も必ず記載すること														
3 3 その他	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0												
工事の種類 その他 工事	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0												
3 4 合計	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0												
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 ( 1. 有 ( 2. 無 ) )																



工事種類別完成工事高  
工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 0 2 年 0 4 月 至 0 4 年 0 3 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 3 年 4 月～ 4 年 3 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 2 年 4 月～ 3 年 3 月	審査対象事業年度 自 0 4 年 0 4 月 至 0 5 年 0 3 月	計算基準の区分 2 ( 1. 2年平均 ) ( 2. 3年平均 )	
業種 コード 3 2 1 3 0	完成工事高(千円) 2 4 4 4 0	元請完成工事高(千円) 2 0 3 7 7	完成工事高(千円) 8 7 2 5 0	元請完成工事高(千円) 7 0 4 0 0
工事の種類 舗装 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 20,500 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 28,380	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 17,877 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 22,878		
3 2 2 3 0	1 7 5 0 0	1 3 9 5 4	9 2 4 0	8 1 6 0
工事の種類 造園 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 24,900 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 10,100	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 20,565 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 7,344		
3 2 2 9 0	7 9 1 6	7 9 1 6	7 7 1 2	7 7 1 2
工事の種類 解体 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 6,878 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 8,954	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 6,878 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 8,954		
3 2	-	-	-	-
工事の種類 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		
3 3	1 4 6 2 5	1 4 4 7 7	3 4 7 9 0	3 4 1 2 5
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 29,250	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 28,954	※その他には、審査対象以外の許可を受けた建設工事の完成工事高及び許可を受けないで営む建設業に関する建設工事の完成工事高の合計額を記入すること (兼業売上高は計上できません)	
3 4	1 8 9 9 0 1	1 7 6 0 9 3	2 6 0 6 8 2	2 3 7 3 9 7
合計				
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 ( 1. 有 2. <input checked="" type="radio"/> 無 )				

※内訳工事（プレストレストコンクリート構造物工事、法面処理工事、鋼橋上部工事）の完成工事高は、重複するため合計には含まないこと

## 2 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高【20002帳票】

審査は、審査基準日の直前2年間（24か月分）又は直前3年間（36か月分）の事業年度に基づいて行います。したがって、組織変更、決算期変更等により2事業年度又は3事業年度では24か月又は36か月に満たない場合は、27ページの計算方法により行います。

審査の対象は、工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額、工事完成基準により収益計上する場合における最終総請負高について審査します。なお、共同企業体による工事の場合は、企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額が審査対象の工事高となります。

また、本表に計上することができるのは建設工事に係る完成工事高に限られますので、別表7に記載されている29工種のいずれかに分類されることになります。ただし、審査を申請しない工種の完成工事高は、「その他」工事として一括して計上してください。

なお、製作、除雪、草刈、点検、調査、保守・管理委託等は、建設工事に該当しない（別表7に記載されている29工種のいずれにも該当しない）ため、それらに係る売り上げ（兼業売上高）は、本表に計上することはできません。また、「その他」工事に計上することもできませんので注意してください。

※完成工事高は消費税抜きの金額で記入してください。（免税事業者を除く。）

### 1 ③ ① 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入してください。

#### (1) 12か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度について申請する場合  
自令和4年04月～至令和5年03月

#### (2) 6か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの事業年度について申請する場合  
自令和4年10月～至令和5年03月

#### (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和4年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和5年3月31日に終了した事業年度について申請するとき

自令和4年04月～至令和5年03月

(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和4年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和4年12月31日に終了した事業年度について申請するとき

自令和4年01月～至令和4年12月

#### (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

(例) 令和4年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和5年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき

自令和4年10月～至令和5年03月

#### (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

(例) 令和4年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和5年3月31日）より前の日（令和4年11月1日）に申請するとき

自令和4年10月～至令和00年00月

### 2 ③ ① 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を1の例により記入してください。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を1の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入してください。

3 **3** **2** 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入してください。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入してください。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入してください。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入してください。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

4 「完成工事高」の欄は、**3** **1**で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入してください。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入してください。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値（千円未満の端数が生じる場合には、当該端数を切り捨てた数値）を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入してください。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値（千円未満の端数が生じる場合には、当該端数を切り捨てた数値）を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入してください。

5 **3** **3** 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれを記入してください。

6 **3** **4** 「合計」の欄は、**3** **2** 及び **3** **3** に記入した完成工事高の合計を記入してください。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入してください。

7 この表は、審査対象建設業に係る3のコード表中の工事の種類（「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」、「鋼橋上部工事」もそれぞれ1つとする。）4つごとに作成してください。また、項番 **3** **3** 「その他工事」の欄及び項番 **3** **4** 「合計」の欄は最後の用紙のみに記入してください。



8 用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入してください。

9 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。

10 決算期変更等により、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前2年（又は直前3年）の間に開始する各事業年度に含まれる月数の合計が24か月（又は36か月）に満たない場合は、次の算式により、直前2年又は3年の完成工事高を算定してください。

【例】

3月決算から12月決算に変更した場合の記載例（3年平均を採用）

審査対象事業年度の前々々期	審査対象事業年度の前々期	審査対象事業年度の前期	審査対象事業年度	経営事項審査の申請をする 日の属する事業年度
--- D (12か月) ---	--- C (12か月) ---	--- B (12か月) ---	--- A (9か月) ---	-----
360,000千円	280,000千円	240,000千円	180,000千円	
決算日	決算日	決算日	決算日	決算日 申請日 (変更決算日)

(算式)

$$\left[ \frac{\text{Aの完成工事高} + \left( \text{Bの完成工事高} \times \frac{12\text{か月} - \text{Aの月数}}{12\text{か月}} \right)}{\text{①}} \right] +$$

①

$$\left[ \frac{\text{Bの完成工事高} \times \left( \frac{\text{Aの月数}}{12\text{か月}} \right) + \left( \text{Cの完成工事高} \times \frac{12\text{か月} - \text{Aの月数}}{12\text{か月}} \right)}{\text{②}} \right] +$$

②

$$\left[ \frac{\text{Cの完成工事高} \times \left( \frac{\text{Aの月数}}{12\text{か月}} \right) + \left( \text{Dの完成工事高} \times \frac{12\text{か月} - \text{Aの月数}}{12\text{か月}} \right)}{\text{③}} \right] = \text{直前3年の完成工事高}$$

③

① 審査対象事業年度の完成工事高

$$180,000\text{千円} + 240,000\text{千円} \times \frac{12\text{か月} - 9\text{か月}}{12\text{か月}} = 240,000\text{千円} \dots \text{①}$$

② 前審査対象事業年度の完成工事高

$$240,000\text{千円} \times \frac{9\text{か月}}{12\text{か月}} + 280,000\text{千円} \times \frac{3\text{か月}}{12\text{か月}} = 250,000\text{千円} \dots \text{②}$$

③ 前々審査対象事業年度の完成工事高

$$280,000\text{千円} \times \frac{9\text{か月}}{12\text{か月}} + 360,000\text{千円} \times \frac{3\text{か月}}{12\text{か月}} = 300,000\text{千円} \dots \text{③}$$

[記入例]

前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度の完成工事高を算定する際に用いた決算期間を記入

(審査対象事業年度)

自 04年 01月 至 04年 12月 2

1. 2年平均  
2. 3年平均

審査基準日の年月を記入

審査基準日の12か月前の年月を記入

前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度の完成工事高を算定する際に用いた決算期間を記入

〔 審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 〕

項番  
31 自 02年 01月 至 03年 12月

審査対象事業年度の	3年 4月～ 4年 3月
前審査対象事業年度の	2年 4月～ 3年 3月
審査対象事業年度の	2年 4月～ 3年 3月
前々審査対象事業年度の	31年 4月～ 2年 3月

---

項番	難コード	工事種類別完成工事高	工事種類別完成工事高
32	010	1,000,275,000 (千円)	1,000,240,000 (千円)

①の金額を記入

②の算式を記入

審査対象事業年度の	$(240,000 \times 9/12) +$
前審査対象事業年度の	$(280,000 \times 3/12) = 250,000$
審査対象事業年度の	$(280,000 \times 9/12) +$
前々審査対象事業年度の	$(360,000 \times 3/12) = 300,000$

③の算式を記入

$(2) + (3) / 2$

$180,000 + (240,000 \times 3/12) = 240,000$

①の算式を余白部分に参考記入

- 11 審査基準日からさかのぼって2ないし3年以内に事業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革を有する者は、当該変更に関わらず、変更前及び変更後を通じた審査基準日の直前2ないし3年の各事業年度における完成工事高を通算することができます。
- 12 審査基準日からさかのぼって2ないし3年以内に他の建設業者を吸収合併した沿革又は建設業を譲り受けた沿革を有する場合の完成工事高の算定方法については、事前に建設政策課建設業班までお問い合わせください。

13 一式工事の完成工事高に他の工事の完成工事高を含める取扱い

審査対象が、土木一式工事又は建築一式工事（以下「一式工事」という。）である場合は、許可を受けている建設業のうち審査対象として申請していない一式工事以外の建設業に係る建設工事（以下「専門工事」という。）の年間平均完成工事高を、当該一式工事のいずれかの年間平均完成工事高に含めること（以下「積上げ」という。）ができます。一式工事に含めることができる専門工事は次のとおりです。

一式工事名	含めることができる専門工事
土木一式	とび・土工・コンクリート工事のうち「とび」、「法面」を除く工事及び石工事
建築一式	大工工事、左官工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、建具工事

（注1）一式工事に含めた専門工事は、審査対象工種にすることはできません。従って、公共工事で500万円以上の専門工事を直接請け負おうとする場合は、その専門工事について経営事項審査を受けていなければなりませんので、一式工事に含めないで審査対象工種として申請する必要があります。

例：「とび・土工・コンクリート工事」のうち「とび」及び「法面」を除く工事を「土木一式工事」に含める場合、「とび・土工・コンクリート工事」の申請はできません。なお、「とび」及び「法面」の完成工事高は「その他」に計上します。

（注2）一式工事及び一式工事に含める専門工事に係る工事経歴書は、その許可の種類ごとに作成してください。

（注3）積上げをするかは申請年ごとに見直しが可能です。したがって、今回の申請時に積上げをした場合でも、次年度以降の申請においては積上げをしないこととすることができます。ただし、審査対象事業年度分について積上げをした場合は、前審査対象事業年度分以前においても積上げをする必要があります。例えば、審査対象事業年度分のみ積上げし、前審査対象事業年度分は積上げしないことはできません。

〔記入例〕

完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)		完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)																														
020 0,000,110,052		0,000,106,324		0,000,104,581		0,000,102,073																														
工事の種類 建築一式工 事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		完成工事高 (前期) (当期)		元請完成工事高 (前期) (当期)																														
	<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象 事業年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対 象事業年度</td> <td></td> </tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象 事業年度		審査対象事業年度の 前々審査対 象事業年度		<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象 事業年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対 象事業年度</td> <td></td> </tr> </table>		審査対象事業年度の 前審査対象 事業年度		審査対象事業年度の 前々審査対 象事業年度		<table border="1"> <tr> <td>建築</td> <td>101,900</td> <td>98,240</td> </tr> <tr> <td>大工</td> <td>3,567</td> <td>2,778</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>4,585</td> <td>3,563</td> </tr> <tr> <td></td> <td>110,052</td> <td>104,581</td> </tr> </table>	建築	101,900	98,240	大工	3,567	2,778	建具	4,585	3,563		110,052	104,581	<table border="1"> <tr> <td>建築</td> <td>101,900</td> <td>98,240</td> </tr> <tr> <td>大工</td> <td>2,169</td> <td>1,973</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>2,255</td> <td>1,860</td> </tr> <tr> <td></td> <td>106,324</td> <td>102,073</td> </tr> </table>	建築	101,900	98,240	大工	2,169	1,973	建具	2,255	1,860		106,324
審査対象事業年度の 前審査対象 事業年度																																				
審査対象事業年度の 前々審査対 象事業年度																																				
審査対象事業年度の 前審査対象 事業年度																																				
審査対象事業年度の 前々審査対 象事業年度																																				
建築	101,900	98,240																																		
大工	3,567	2,778																																		
建具	4,585	3,563																																		
	110,052	104,581																																		
建築	101,900	98,240																																		
大工	2,169	1,973																																		
建具	2,255	1,860																																		
	106,324	102,073																																		

積上げをする場合、余白に内訳と合計を記載してください。余白が狭く記載できない場合は、別紙として内訳と合計を記載したものを作成してください。

14 国土交通大臣から認定を受けた外国子会社の完成工事高について

国土交通大臣から認定を受けた外国子会社の完成工事高については、申請者の完成工事高に含めることができます。この場合、国土交通大臣からの認定書が必要となります。認定の手続き等については、国土交通省にお問い合わせください。

その他の審査項目（社会性等）

### 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

項番

雇用保険加入の有無 4 1 1 [1.有、2.無、3.適用除外] 健康保険被保険者適用除外承認を受けて国保組合に加入の場合は「3」（適用除外）を記入

健康保険加入の有無 4 2 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

厚生年金保険加入の有無 4 3 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

建設業退職金共済制度加入の有無 4 4 1 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 4 5 1 [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無 4 6 1 [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保 4 7 1 [1.該当、2.非該当] 「若年技術職員」＝技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日時点で満35歳未満の者

新規若年技術職員の育成及び確保 4 8 1 [1.該当、2.非該当] 技術職員名簿の合計人数と一致

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
10 (人)	2 (人)	20.0

「B/Aが15%以上となる場合は「1」

CPD単位取得数 4 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 (単位) 「若年技術職員」＝技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日時点で満35歳未満の者

技術職員名簿及びCPD単位を取得した技術者名簿（別紙様式第4号）に記載したCPD単位取得数の合計を記入

技能レベル向上者数 5 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 (人) 技術職員名簿及びCPD単位を取得した技術者名簿（別紙様式第4号）に記載されている人数の合計を記入

技術者数 9 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 (人) 技能者名簿（別紙様式第5号）に記載されている人数を記入

技能者名簿（別紙様式第5号）で「い」向上欄に○印が記載されている者の数を記入

女性職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 [1.えるぼし認定（1段階目）、2.えるぼし認定（2段階目）、3.えるぼし認定（3段階目）、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当] 技能者名簿（別紙様式第5号）で「控除対象」欄に○印が記載されている者の数を記入

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 5 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 5 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 [1.ユースエール認定、2.非該当] 令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から適用。（審査基準日が令和5年8月13日以前の場合は「3」と記入）

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 5 4 3 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

### 建設業の営業継続の状況

1年未満は切り捨て

営業年数 5 5 3 3 4 (年)

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
令和5年 3月 1日	年 月	

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 5 6 2 [1.有、2.無]

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終了決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

### 防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 5 7 1 [1.有、2.無]

### 法令遵守の状況

営業停止処分の有無 5 8 2 [1.有、2.無] 審査基準日の翌日の直前1年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入

指示処分の有無 5 9 2 [1.有、2.無]

### 建設業の経理の状況

監査の受審状況 6 0 3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数 6 1 1 1 1 1 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 6 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 (人)

建設業に従事する職員（常時雇用の者に限る。）のうち、経理実務責任者であって、公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに1級登録経理試験の合格者のいずれかの者が、「経理処理の適正を確認した旨の書類」（様式等は、P36～40を参照）に自らの署名を付したものを提出した場合、監査の受審状況の欄には「3」が記入される。 ※署名できるのは自社職員であって、いわゆる顧問税理士ではないことに注意

### 研究開発の状況

加算対象は会計監査人設置会社に限定されるため、「監査の受審状況」欄において「1」を記載した場合のみ、2期平均の額を記入

研究開発費（2期平均） 6 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 0 (千円)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
(千円)	(千円)

### 建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 6 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 7 (台)

### 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無 6 5 1 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無 6 6 1 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 6 7 1 [1.有、2.無]

### 3 その他の審査項目【20004帳票】

- 1 **4** **1** 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入してください。
- 2 **4** **2** 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入してください。  
※健康保険被保険者適用除外承認を受けて国民健康保険組合に加入している場合は「3」を記入してください。
- 3 **4** **3** 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入してください。
- 4 **4** **4** 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合（正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等契約の履行状況が劣っていると認められる場合を含む。）は「2」を記入してください。  
なお、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」の提示がない場合は、「2」となります。
- 5 **4** **5** 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入してください。  
(1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。  
※この場合においては、労働基準監督署に届出済で、收受印が押された労働協約、就業規則等を面談審査の際に提示してください。  
(2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。  
(3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。  
(4) 厚生年金基金が設立されていること。  
(5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。  
(6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。  
(7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 6 **4** **6** 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、（一社）全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27条の2第1項の規定により設立の認可を受けた者であって、同法第9条の6の2第1項又は同法第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第1項の規定による認可を受けた共済規程に基づき共済事業を行うもの又は保険会社との間で、労

働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入してください。ただし、次の3つの要件を全て満たしている場合のみ加点します。

- ①業務災害と通勤災害の双方を対象とすること  
※「通勤」とは、出勤と退勤の両方を含みます。
- ②自社の直接の使用関係にある職員及び下請負人の直接の使用関係にある職員（下請が数次にわたる場合はその全て）を対象とすること
- ③死亡及び労災保険（法定）の障害等級1～7級までの全ての災害を対象とすること

7 **4** **7** 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載してください。

8 **4** **8** 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載してください。

記入すべき割合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示してください。

9 **4** **9** 「CPD単位取得数」の欄には、別紙二「技術職員名簿」（49ページ）に記入した各技術者CPD単位の合計と、別紙様式4「CPD単位を取得した技術者名簿」（44ページ）に記載した各技術者のCPD単位の合計とを合算した数を記入してください。「技術者数」の欄には、別紙二「技術職員名簿」に記載した人数と、別紙様式4「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載した人数の合計を記載して下さい。

10 **5** **0** 「技能レベル向上者数」の欄には、別紙様式5「技能者名簿」（45ページ）の「レベル向上の有無」欄に○印がある者的人数を記載してください。「技能者数」の欄には、別紙様式5「技能者名簿」の「合計」欄の人数を記載してください。「控除対象者」の欄には、別紙様式5「技能者名簿」の「控除対象」欄に○印がある者的人数を記載してください。

※ 「CPD単位取得数」「技能レベル向上者数」のいずれかが1以上である場合は、別紙様式4「CPD単位を取得した技術者名簿」及び別紙様式5「技能者名簿」の両方を提出して下さい。

11 **5** **1** 「女性の職業生活における活躍の促進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の躍進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記載してください。



- 12 ⑤② 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記載してください。
- 13 ⑤③ 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記載してください。
- 14 ⑤④ 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに、発注者から直接請け負った建設工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記載してください。  
※当該項目については、審査基準日を令和5年8月14日以降とする申請に限り評価するものとする。それ以前の申請においては、要件を満たしている場合であっても、加点対象としないものとする。
- 15 ⑤⑤ 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、右の表内には、初めて許可（登録）を受けた年月日等の営業年数に係る沿革を必ず記入してください。その際、表内の年号については不要のものを消してください。平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、その内容を表内の備考欄に記入してください。  
営業年数は、建設業の許可又は登録を受けた時から起算して、審査基準日までの期間を対象とします（年数に年未満の端数があるときは、これを切り捨てます）が、許可行政庁の変更により許可番号が変更になった場合は、最初に許可又は登録を受けたときから起算します。  
なお、営業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革又は建設業を譲り受けた沿革を有する者については、債権債務の継承を行った事実がある場合のみ、組織変更前又は譲り受け前における建設業の許可又は登録を受けたときを営業年数の起点とすることができます。  
ただし、この場合においては、面談審査の際に議事録、貸借対照表等の提示が必要です。
- 16 ⑤⑥ 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、審査基準日において、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入してください。
- 17 ⑤⑦ 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（[公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項](#)に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入してください。
- 18 ⑤⑧ 「営業停止処分の有無」の欄は、経営事項審査申請日の属する事業年度開始日の直前1年

間（以下「審査対象年」という。）において、建設業法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入してください。

- 19 **5** **9**「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、建設業法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入してください。
- 20 **6** **0**「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、建設業法**施行規則第18条の3第3項第2号イ**に該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの又は建設業法**施行規則第18条の3第3項第2号ニ**に該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類（別紙様式1による）に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入してください。
- 21 **6** **1**「公認会計士等の数」の欄は、建設業法**施行規則第18条の3第3項第2号イ**に該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を超えないもの及び建設業法**施行規則第18条の3第3項第2号ニ**に該当する者の人数の合計を記入してください。
- 22 **6** **2**「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を超えないもの又は建設業法**施行規則第18条の3第3項第2号ニ**に該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入してください。
- 23 **6** **3**「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入してください。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入してください。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入してください。  
記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。
- 24 **6** **4**「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等運搬する貨物自動車であって自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの（「ダンプ車」という。）並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入するしてください（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械については労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項に規定する特定自主検査、ダンプ車については道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第2項に規定する性能検査が行われているものに限る。）。



※その他詳細は41～43ページをご覧ください。

- 25 **6** **5** 「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、取得していない場合は「2」を記載してください。
- 26 **6** **6** 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入してください。
- 27 **6** **7** 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入してください。

## 経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号の規定に基づく確認を行うため、  
-----の令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日  
までの第 \_\_\_\_ 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主  
資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企  
業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添  
の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確  
認しました。

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

年 月 日

商号又は名称  
所属・役職

氏 名

以上

記載要領

「 地方整備局  
北海道開発局 については、不要のものを消すこと。  
知事」

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権            未成工事支出金等の棚卸資産            貸付金等の金銭債権            借入金等の金銭債務            完成工事高、兼業事業売上高            完成工事原価、兼業事業売上原価            支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。

未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。

引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)

工事原価	に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。





## 【建設機械の保有状況について】

建設機械とは、建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの（「ダンプ車」という。）並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械をいうものとする。



【ショベル系掘削機】  
ショベル、バックホウ、  
ドラグライン、  
クラムシェル、  
クレーン又は  
パイルドライバーの  
アタッチメントを有するもの

【ブルドーザー】  
自重が3トン以上のもの



【トラクターショベル】  
バケット容量が0.4立方メートル以上のもの



【モーターグレーダー】  
自重が5トン以上のもの



【ダンプ車】  
自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供されるもの  
※自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする。」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されているものは、評価の対象にはなりません。



【移動式クレーン】  
つり上げ荷重が3トン以上のもの

※固定式クレーンは評価の対象にはなりません。



【高所作業車】  
作業床の高さが2メートル以上のもの



【締固め用機械】  
ローラー（ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー）  
※一般に認知されているハンドガイドローラーは移動用エンジンにより自走可能であり、ロードローラーの一種であるため、加点対象ですが、コンパクタやランマー等明確に自走能力がない建設機械は特定機械特定自主点検の対象ではないため、評価の対象にはなりません。



【解体用機械】  
ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機  
※ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合については、重複して加点評価の対象とすることはできません。



技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
<p><b>技能者とは、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者（施工体制台帳の作業員名簿に記載された者）であって、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者をいう（主任技術者や監理技術者等、建設工事の施工の管理にのみ従事した者は除く）</b></p>					
<p>レベル判定の有無にかかわらず、技能者に該当する者は全て記載する</p>		<p>審査基準日の3年間にレベルが1以上向上した技能者は○を記入する（評価無しからレベル1に向上した者は除く）</p>			
				<p>審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた技能者は○を記入する</p>	
<p>その他の審査項目（社会性等）【20004帳票】項番50の 「控除対象者数」と一致する 「技能者数」と一致する 「技術レベル向上者数」と一致する</p>					
合計	(人)			(人)	(人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第一項第二号チ又は同項第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

**審査基準日以前1年間を記入**  
 ※審査基準日を令和5年8月14日以降とする申請において適用。  
 それ以前の申請においては、要件を満たしている場合であっても、加点対象となりません。

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書  
 及び  
 情報共有に関する同意書

令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 3 1 日までの期間に発注者から直接請け  
 負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するた  
 めに必要な措置を実施していることを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財  
 団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと  
 に同意します。

**【審査対象工事】**

次の①から③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事（変更契約を除く）  
 ①日本国内以外の工事 ②建設業法施行令で定める軽微な工事 ③災害応急工事

地方整備局長  
 北海道開発局長  
 知事 殿

年 月 日

**【該当措置】**

- 次の①から③のすべてを実施している場合に加点  
 ①CCUS上での現場・契約情報の登録  
 ②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法で  
 CCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備  
 ③経営事項審査時に様式6号に掲げる誓約書の提出

※直接入力によらない方法  
 就業履歴データ登録標準API連携認定システム  
 により、入場履歴を記録できる措置を実施してい  
 ること等

建設キャリアアップシステム事業者ID

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所  
 商号又は氏名  
 代表者氏名

申請区分  (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急対策	件
合 計		件

## 記載要領

- 1 「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。  
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。  
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。



(別紙様式7)

## 防災協定締結状況報告書

令和 年 月 日

以下のとおり、審査基準日において防災協定を締結していますので報告します。

申請者名 \_\_\_\_\_ 審査基準日 令和 年 月 日

防災協定締結団体名	防災協定締結日
(記載例) 秋田県建設業協会	令和3年12月1日
・	

(留意事項)

- ・ 別紙三「その他の審査項目(社会性等)」【20004帳票】、項番57「防災協定の締結の有無」欄を「1. 有」と申請した場合は、この「防災協定締結状況報告書」に、申請の手引P11に記載されている確認書類(証明書、防災協定の写し等)を添付し、提出してください。
- ・ 次に記載されている「証明書等の提出を不要としている防災協定締結団体」と防災協定の締結をしている場合については、確認書類の提出を省略することができます。

証明書等の提出を不要としている防災協定締結団体		
・ 秋田県建設産業団体連合会 (一社)秋田県建設業協会等)	・ 潟上市建設産業協会	・ 秋田管工事業協同組合
・ (一社)秋田市建設業協会	・ 由利本荘市建設業協会	・ 能代山本管工事業協同組合
・ 北秋田市建設業協会	・ にかほ市建設業協会	・ 由利本荘市管工事協同組合
・ 八峰町建設業協会	・ 仙北市建設業協会連合会	・ 大仙・美郷管工事組合
・ 三種町建設業協会	・ 美郷町建設業協会	・ 仙北市管工事協会
・ 八郎潟町建設業協会	・ 角館町建設業協会	・ 北鹿電気工事業協同組合
・ 八郎潟町建築業協会	・ 横手市建設業協会	・ 能代山本電気工事協同組合
・ 五城目建設業協会	・ 湯沢建設業協会連合会	・ 秋田電気工事協同組合
・ 男鹿市建設業協会	・ 羽後町建設業協会	・ 大曲仙北電気工事協同組合
	・ 能建会	・ 横手市管工事協会

- ・ 防災協定締結団体については、審査基準日において、1団体との締結状況が確認できれば加点対象となります。

技術職員名簿に記載できるのは、審査基準日において在籍する技術職員であって、「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」がある者のみに限られます。

許可番号、審査基準日、申請者名を記入

(用紙A4)  
2 0 0 0 5

技術職員名簿

業種コードを記入 (P.51)

許可番号	審査基準日
123456	R5.3.31

年齢計算ニ関スル法律（明治35年法律第50号）に基づき、満年齢が上がるのは誕生日の前日とする。

(例) 審査基準日が令和5年3月31日の場合、  
昭和63年4月1日生まれの場合は審査基準日時点で35歳。  
昭和63年4月2日生まれの場合は審査基準日時点で34歳。

項番 8 1 3 3 頁

申請者

五十音順に記載すること

審査基準日時点において有効な  
監理技術者資格者証交付番号  
を記入

項番	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	秋田 一郎	昭和 21 年 1 月 1 日	77	8 2 0 1	1 1 3	1	2 9	1 1 3	1	12345678	
2	大館 次郎	昭和 22 年 11 月 15 日	75	8 2 0 1	1 1 3	1	1 3	1 1 3	1	24358586	
3	湯上 三郎	昭和 29 年 3 月 8 日	69	8 2 0 1	2 1 4	2	2 3	2 3 4	2		
4	鹿角 四郎	昭和 31 年 6 月 23 日	66	8 2 0 1	2 1 4	2	2 9				
5	大仙 五郎	昭和 33 年 1 月 10 日	65	8 2 0 1	0 0 2	2					
6	能代 六郎	昭和 34 年 4 月 22 日	63	8 2 0 1	0 0 1	2	1 3	0 0 1	2		
7	北秋 七子	昭和 36 年 12 月 11 日	61	8 2 0 1	1 3 3	1				32165478	
8	湯沢 八郎	昭和 63 年 9 月 25 日	34	8 2 0 1	1 1 1	2	2 3	2 3 4	2		
9	由利 九郎	昭和 58 年 4 月 1 日	40	8 2 0 1	1 1 3	1	2 9	1 1 3	1	43215678	
10	横手 十郎	昭和 59 年 4 月 2 日	38	8 2 0 1	2 1 4	2	2 3	2 3 4	2		

「新規掲載者」のうち、「新規若年技術職員」とは…（以下のいずれか）

- ・審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、審査対象事業年度内に新たに資格を有するに至った若年者
- ・審査対象事業年度以前から資格を有しており、審査対象事業年度内に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係を有するに至った若年者

「講習受講欄」

申請する業種について、次の①から③の要件をすべて満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入

- ① 法第15条第2号イに該当する者であること（1級国家資格者相当）
- ② 審査基準日において有効な監理技術者資格者証の交付を受けていること
- ③ 法第26条の5から7までの規定による講習（監理技術者講習）有効期間が審査基準日において有効であること  
有効期間：前回講習受講日から5年後の12月31日  
例：講習受講日が平成30年3月31日の場合→平成30年3月31日から令和5年12月31日までの間

次の特例の場合を除き、技術職員一人につき2業種のみ申請可能（2業種の考え方）

- ・1資格から2業種選択が可 例…「113」1級土木施工管理技士 → 「01」土木、「13」舗装
- ・2資格から1業種ずつ選択も可 例…「214」2級土木施工管理技士・「234」2級造園施工管理技士 → 「01」土木、「23」造園

技術者の資格は、原則として資格者証等の写しの提出により確認

ただし、前年の経営事項審査で申請した技術職員の内容に変更がない場合は、当該職員の資格者証等の提出を省略可能

※1級資格者が監理技術者講習「1（有り）」として申請する場合、監理技術者資格者証及び講習修了証の写しの提示は省略できないので注意

51ページ記載の方法によって算出した「CPD単位取得数」を記入する

- ・技術者一人当たりのCPD単位の上限は30
- ・複数のCPD認定団体から認定されている技術者の場合、いずれか一つの団体から認定された単位のみを記入する
- ・技術職員名簿に記載のない者で対象者（1級又は2級の技士補）がいる場合は、別紙様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」を作成する

#### 4 技術職員名簿【20005帳票】

- 1 この名簿は、  4「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する職員であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているとみなされる者（高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者を含む。）のみを記載してください（審査基準日時点で「6か月＋1日以上」の恒常的な雇用関係がある者ですので、「6か月ちょうど」では足りません。）。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は2までとします。

「技術職員」とは、次の表に掲げる者をいい、法人の役員（常勤）又は個人の事業主も、資格を有している場合には技術職員に含まれます。

- |  |
|--|
| ①建設業法第15条第2号イ該当者（法の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、法の規定による監理技術者講習を受講したものに限る。）   |
| ・建設業法第15条第2号イ該当者：建設業法で定める1級相当の資格を有している者  |
| ②建設業法第15条第2号イ該当者（①に掲げる者以外の者）   |
| ③建設業法第26条第3項ただし書該当者（①及び②に掲げる者以外の者）   |
| ・建設業法第26条第3項ただし書該当者：監理技術者の職務を補佐する者であって、次のいずれかに該当する者  |
| 1. 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者（下記⑤）のうち、法第26条の4第1項に規定する技術上の管理及び指導監督であって監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者 |
| 2. 国土交通大臣が1. に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者   |
| ④登録基幹技能者講習（建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習をいう。）を終了した者（①、②及び③に掲げる者以外の者）   |
| ⑤建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は建設業法第15条第2号ハ該当者（①、②、③及び④に掲げる者以外の者）  |
| ・建設業法第7条第2号イ該当：高校又は大学の指定学科（建設業法施行規則第1条）を卒業後一定の実務経験（高校は5年以上、大学・高専（旧専門学校を含む）は3年以上）を有する者  |
| ・建設業法第7条第2号ロ該当：10年以上の実務経験を有する者   |
| ・建設業法第7条第2号ハ該当：建設業法で定める一定の資格を有する者  |
| ・建設業法第15条第2号ハ該当：国土交通大臣の特別認定を受けた者   |

- 2   1 「頁数」の欄は、頁番号を記入してください。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば    3、12枚目であれば    2 のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入してください。

- 3 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入してください。

- 4 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入してください。（年齢計算ニ関スル法律（明治35年法律第50号）に基づき、満年齢が上がるのは誕生日の前日であることに注意。）なお、技術職員名簿に記載した技術職員が若年技術職員に該当するかどうかの判断にあたっては、下記の表を参考にしてください。

審査基準日	若年技術職員に該当する者	若年技術職員に該当しない者
令和4年10月31日	昭和62年11月2日以降に生まれた者	昭和62年11月1日以前に生まれた者
令和4年11月30日	昭和62年12月2日以降に生まれた者	昭和62年12月1日以前に生まれた者
令和4年12月31日	昭和63年1月2日以降に生まれた者	昭和63年1月1日以前に生まれた者
令和5年1月31日	昭和63年2月2日以降に生まれた者	昭和63年2月1日以前に生まれた者
令和5年2月28日	昭和63年3月2日以降に生まれた者	昭和63年3月1日以前に生まれた者
令和5年3月31日	昭和63年4月2日以降に生まれた者	昭和63年4月1日以前に生まれた者

令和5年 4月30日	昭和63年 5月2日以降に生まれた者	昭和63年 5月1日以前に生まれた者
令和5年 5月31日	昭和63年 6月2日以降に生まれた者	昭和63年 6月1日以前に生まれた者
令和5年 6月30日	昭和63年 7月2日以降に生まれた者	昭和63年 7月1日以前に生まれた者
令和5年 7月31日	昭和63年 8月2日以降に生まれた者	昭和63年 8月1日以前に生まれた者
令和5年 8月31日	昭和63年 9月2日以降に生まれた者	昭和63年 9月1日以前に生まれた者
令和5年 9月30日	昭和63年10月2日以降に生まれた者	昭和63年10月1日以前に生まれた者

5 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入してください。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

6 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表5の分類に従い、該当するコードを記入してください。一人の技術職員につき申請できる建設業の種類は2つまでですので、任意の2業種を選択することになります。

【例】

- ・1資格から2業種選択する場合

「113」1級土木施工管理技士→「01」（土木）・「13」（舗装）

- ・2資格から1業種ずつ選択する場合

「214」2級土木施工管理技士→「01」（土木）

「234」2級造園施工管理技士→「23」（造園）

面談の際、登録講習の修了若しくは所定の期間以上の実務経験又は平成28年度以降に実施された技術検定により資格を有したことを確認しますので、当該事実を証明する書類の写しを提示してください。

7 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、建設業法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、建設業法第26条の5から7までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入してください。

8 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、建設業法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者について、その交付番号を記入してください。

9 「CPD単位取得数」の欄は、審査基準日以前1年間にCPD認定団体において認定された単位数を、団体ごとに下表に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載してください（技術者一人当たり最大30単位まで。小数点以下切り捨て）。

(例1) 審査基準日以前1年間において、「一般財団法人建設業振興基金」により9単位認定された技術者の場合

$$9 \text{ (単位)} \div 12 \text{ (下表の数値)} \times 30 = 22.5 \rightarrow \text{「22」と記載}$$

(例2) 審査基準日以前1年間において、「一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会」により25単位認定された技術者の場合

$$25 \text{ (単位)} \div 20 \text{ (下表の数値)} \times 30 = 37.5 \rightarrow \text{「30」と記載}$$

(令和3年国交省告示第246号別表第18)

CPD認定団体	数値
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

- 10 社会保険適用事業所の場合、社会保険加入者でなければ原則として職員とは認めません。また、社会保険適用事業所でない場合、雇用保険の被保険者でなければ原則として職員とは認めません。  
ただし、雇用保険の被保険者であっても、雇用の日から審査基準日まで1年に満たない「短期雇用特例被保険者」については、常時雇用されている者ではないものとして扱うので、注意してください（高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者を除く。）。
- 11 技術職員名簿に記載した技術職員の中に高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者が含まれる場合は、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（別紙様式2）を作成して提出してください。また、常時10人以上の労働者を使用する企業については、労働基準監督署の受付印のある就業規則を併せて提示してください。
- 12 技術職員氏名は、五十音順に名簿に記載してください。
- 13 技術職員のうち、新規掲載者や、資格を新たに取得した場合等、前年の経営事項審査で提出した技術職員名簿の内容に変更がある場合は、当該技術者の資格を証する書面を受付の際に提出してください。
- 14 施工管理技士等、国家資格者の資格取得日は、合格証明書及び免状等に記載された日とみなしますので、審査基準日（決算日）後の日付が記載された合格証明書等の資格については審査対象

から除外されます。また、有効期間が定められている資格については、審査基準日が有効期間内に含まれていない場合は、審査対象から除外されます。ただし、建設業法第27条第1項に規定する技術検定については、同検定の合格後合格証明書の受領までの間は試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとします。





## 5 添付書類 工事経歴書の作成について

以下の注意事項及び6 1 ページの記載要領をご確認のうえ作成してください。

- 1 一式工事（土木一式工事及び建築一式工事）は大規模又は施工内容が複雑な工事を、原則として元請の立場で総合的にマネジメントする事業者向けの許可となっています。そのため、原則として元請の工事のみ計上されることとなります。

また、一式工事の許可を受けた業者が、他の専門工事を単独で請け負う場合は、軽微な建設工事である場合を除き、その専門工事業の許可を別途受けなければなりません。

- 2 秋田県への建設工事入札参加資格審査（格付）申請を同時に提出するものについては、次の建設工事については細分類し、それぞれ別葉で作成してください。

ただし、建設業法上の変更届出書に添付する工事経歴書は、細分類しないで許可業種ごとに作成する必要があります。

土木一式工事	「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事」及び「それ以外の土木一式工事」に2分類して、それぞれ別葉で作成します。
建築一式工事	「総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事」及び「それ以外の建築一式工事」に2分類して、それぞれ別葉で作成します。
とび・土工・コンクリート工事	「とび工事」、「法面工事」及び「土工・コンクリート工事」に3分類して、それぞれ別葉で作成します。
塗装工事	「一般塗装工事（建築系・鋼橋）」及び「路面標示工事」に2分類して、それぞれ別葉で作成します。

- 3 一件の請負契約に係る建設工事の完成工事高を二以上の工事の種類に分割計上することは認められません。また、二件以上の請負契約に係る建設工事の完成工事高を合算して計上することも認められません。

- 4 「工事名」の欄の工事名称は、請負契約書等に記載されている工事名称を、そのまま正確に記載して下さい（個人名が特定される場合を除き、請負契約書等に記載されている工事名称を勝手に略したり、変更したりしてはいけません）。

- 5 共同企業体で施工した場合、自らが共同企業体の構成員でありながら、当該共同企業体と下請負契約を締結することは適当ではありません。

また、異業種建設工事共同企業体で施工した場合、「工事名」の欄には契約書に記載の工事名と併せて、担当した建設工事の種類を括弧書で記載してください。

6 工事種類ごとに分類する場合は、別表7の「建設工事の内容と例示」を参考に分類してください。なお、以下に例示した内容は建設工事に該当しませんので、計上することはできません。当然、その他の工事にも計上することはできませんので、注意してください。

【建設工事に該当しないもの（誤りの多い例）】

①樹木等の冬囲い、剪定	⑨除雪業務、路面清掃、側溝清掃等の道路維持業務
②測量、設計、地質調査	⑩重機の賃貸、建設資材の賃貸、仮設材等の賃貸（※2）
③建設資材等の製造・加工のみで、現場での取付・組立等を含まないもの	⑪工作物設計業務、工事施工管理業務
④設備・施設の保守点検管理業務	⑫建売分譲住宅の販売
⑤船舶・車両の修理	⑬家電製品販売に伴う付帯物の取付
⑥いわゆる「人夫貸し」（※1）	⑭防雪柵の再設置・再撤去業務
⑦街路樹の枝払い	⑮自社社屋等の建設を自ら施工する工事
⑧河川敷、公園等の除草	⑯選挙ポスター掲示場の設置・撤去業務

※契約名が「〇〇〇工事」でも、業務内容が建設工事に該当しない場合は計上することはできません。

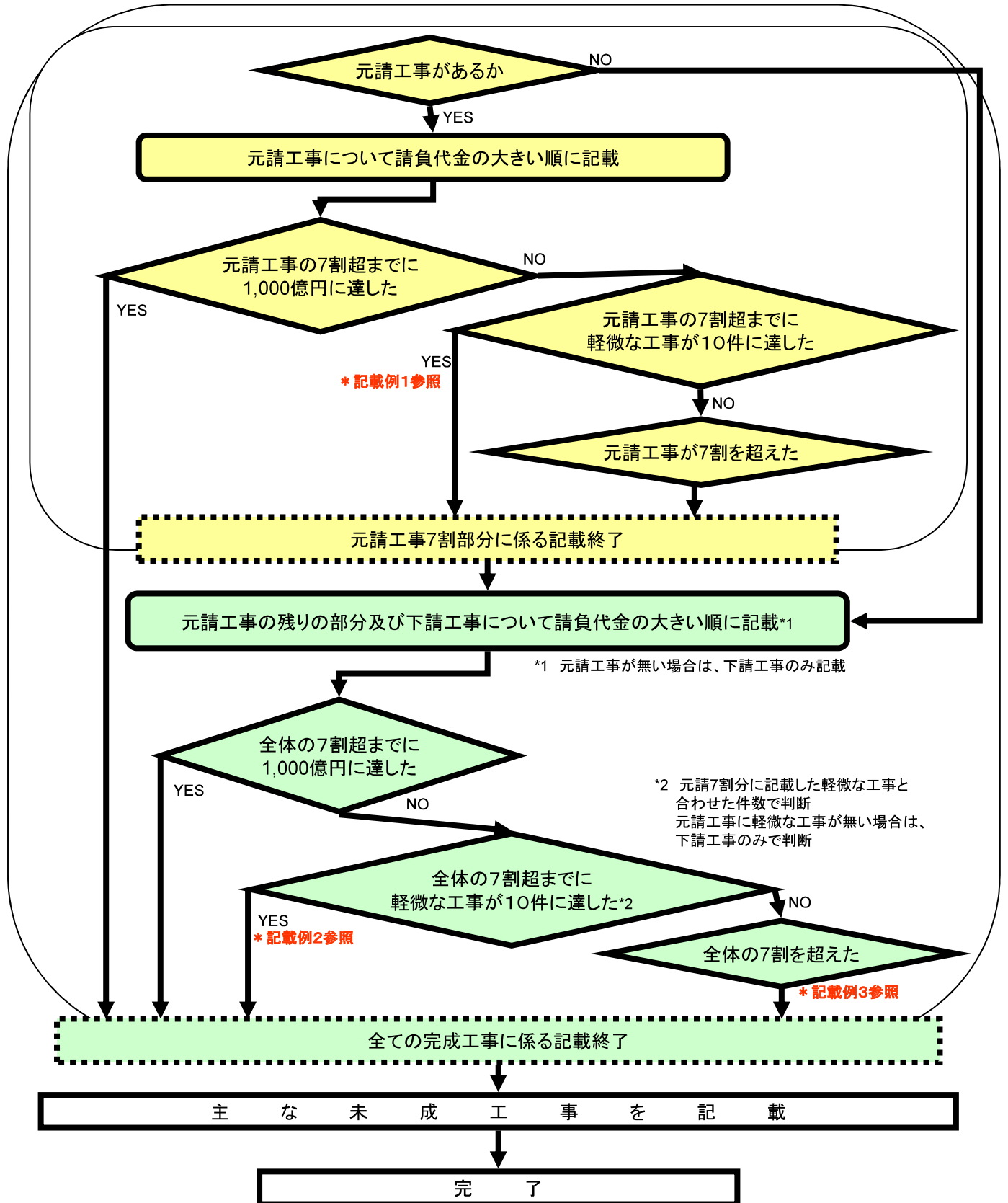
（※1）建設業務への労働者派遣業務を行うことは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第4条第1項第2号に該当するため、禁止されています。詳細は秋田労働局までお尋ねください。

（※2）建設工事の完成を目的としたオペレータ付き機械提供は、基本的には建設工事と考えられます。

「軽微な工事」とは  
 ・建築一式工事の場合…1件の請負代金の額が税込で1,500万円未満の工事又は延床面積が150㎡に満たない木造住宅工事  
 ・建築一式工事以外の場合…1件の請負代金の額が税込で500万円未満の工事

### 工事経歴書(第2号様式)の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載  
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載  
 ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



様式第二号 (第二号、第十九条の八関係)

工事経歴書

(用紙A4)

※記載例1 工事経歴書記載例

(元請工事で軽微な工事が10件に達した場合)

舗装 工事 (税込・税抜)

(建設工事の種類)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所には印を記載)		着工年月日	完成又は完成予定年月
〇〇県	元請	JV	県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市	秋田 一郎	主任技術者 監理技術者	23,200千円	令和4年4月	令和5年3月
〇〇県	元請		県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇町	大館 次郎		4,500千円		
〇〇市	元請		〇〇庁舎コンクリート舗装工事	〇〇県〇〇市	由利 九郎		3,200千円		
〇〇市	元請		〇〇図書館タイル舗装工事	〇〇県〇〇市	横手 十郎		2,500千円		
〇〇町	元請		〇〇グラウンドゴムチップ舗装工事	〇〇県〇〇町	潟上 三郎		2,000千円		
〇〇県	元請		〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市	鹿角 四郎		1,900千円		
〇〇県	元請		〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市	湯沢 八郎		1,800千円		
個人A	元請		個人A邸敷地コンクリート舗装工事	〇〇県〇〇市	潟上 三郎		1,700千円		
個人B	元請		個人B邸敷地レンガ舗装工事	〇〇県〇〇市	大館 次郎		1,600千円		
〇〇町	元請		町道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇町	北秋 七子		1,500千円		
〇〇市	元請		市道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市			1,100千円		
〇〇建設(株)	下請		県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市			10,000千円		
〇〇建設(株)	下請		県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市			7,000千円		
ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載								小計	元請工事
最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載(未成工事の金額は除く。)								62,000千円	うち 元請工事
20002帳票に記載した金額と一致する								87,250千円	うち 元請工事
								0千円	0千円
								0千円	0千円
								0千円	0千円

① 元請工事に係る完成工事の合計額の7割を超えて、請負金額の大きい順に記載  
 元請工事の合計額の7割  
 = 70,400千円 × 0.7  
 = 49,280千円 ≧ 45,000千円  
 元請工事の7割を超えてに軽微な工事が10件記載されたため、元請工事7割部分に係る記載終了

② 全ての完成工事の合計額の7割を超えて、①で記載した以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について請負金額の大きい順に記載  
 全ての完成工事の合計額の7割  
 = 87,250千円 × 0.7  
 = 61,075千円 ≧ 62,000千円  
 記載額が全ての完成工事の合計額の7割を超えたため記載終了

【参考】時点で全ての完成工事の合計額の7割を超えていない場合でも、次に記載する工事が軽微な工事に該当する場合は、既に軽微な工事を10件記載しているため、ここで記載終了となる

…軽微な工事

様式第二号 (第二条、第十九条の八関係)

工事経歴書

(用紙A4)

※記載例2 工事経歴書記載例

(全体で軽微な工事が10件に達した場合)

(建設工事の種類) 舗装 工事 (税込・税抜)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期	
					氏名	主任技術者又は監督技術者の別(該当箇所には印を記載)		着工年月日	完成又は完成予定年月
〇〇県	元請	JV	県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市	秋田 一郎	主任技術者	32,400千円	令和4年 4月	令和5年 3月
〇〇県	元請		県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇町	大館 次郎	主任技術者	4,500千円		
〇〇市	元請		〇〇庁舎コンクリート舗装工事	〇〇県〇〇市	由利 九郎	主任技術者	3,200千円		
〇〇市	元請		〇〇図書館タイル舗装工事	〇〇県〇〇市	横手 十郎	主任技術者	2,500千円		
〇〇町	元請		〇〇グラウンドゴムチップ舗装工事	〇〇県〇〇町	潟上 三郎	主任技術者	2,000千円		
〇〇県	元請		〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市	鹿角 四郎	主任技術者	1,900千円		
個人A	元請		個人A邸敷地コンクリート舗装工事	〇〇県〇〇市	湯沢 八郎	主任技術者	1,800千円		
個人B	元請		個人B邸敷地レンガ舗装工事	〇〇県〇〇市	潟上 三郎	主任技術者	1,700千円		
□□建設㈱	下請		県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇町	北秋 七子	主任技術者	5,000千円		
㈱△△建設	下請		町道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇町	能代 六郎	主任技術者	2,300千円		
××建設㈱	下請		市道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市	大仙 五郎	主任技術者	1,500千円		
□□建設㈱	下請		県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇町	大仙 五郎	主任技術者	1,200千円		
								千円	
ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載									
小計								0千円	元請工事
								50,000千円	うち 元請工事
合計								0千円	元請工事
								87,250千円	うち 元請工事
								70,400千円	0千円

…軽微な工事

最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載(未成工事の金額は除く。)  
20002 帳票に記載した金額と一致する

① 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超までに、請負金額の大きい順に記載

元請工事の合計額の7割  
= 70,400千円 × 0.7  
= 49,280千円 ≤ 50,000千円

元請工事7割部分に係る記載終了

② 全ての完成工事の合計額の7割超までに、①で記載した以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について請負金額の大きい順に記載

全ての完成工事の合計額の7割  
= 87,250千円 × 0.7  
= 61,075千円 ≥ 60,000千円

全ての完成工事の合計額の7割超までに軽微な工事が10件記載されたため、全ての完成工事に係る記載終了

様式第二号 (第二条、第十九条の八関係)

工事経歴書

(用紙A4)

※記載例3 工事経歴書記載例

(全ての完成工事高の合計額7割に達した場合)

(建設工事の種類) 舗装 工事 (税込・税抜)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期		
					氏名	主任技術者又は監督技術者の別(該当箇所には印を記載)		着工年月日	完成又は完成予定年月	
〇〇県	元請	JV	県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市	秋田 一郎	主任技術者	13,200千円	令和4年 4月	令和5年 3月	
〇〇県	元請		県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇町	大館 次郎	主任技術者	(9,600) 20,600千円	令和4年 4月	令和5年 10月	
〇〇市	元請		〇〇庁舎コンクリート舗装工事	〇〇県〇〇市	由利 九郎	主任技術者	6,700千円			
〇〇市	元請		〇〇図書館タイル舗装工事	〇〇県〇〇市	横手 十郎	主任技術者	5,500千円			
〇〇町	元請		〇〇グラウンドゴムチップ舗装工事	〇〇県〇〇町	潟上 三郎	主任技術者	5,000千円			
〇〇県	元請		〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市	鹿角 四郎	主任技術者	4,100千円			
〇〇県	元請		〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市	湯沢 八郎	主任技術者	3,400千円			
個人A	元請		個人A邸敷地コンクリート舗装工事	〇〇県〇〇市	潟上 三郎	主任技術者	1,500千円			
個人B	元請		個人B邸敷地レンガ舗装工事	〇〇県〇〇市	大館 次郎	主任技術者	1,000千円			
□建設株	下請		県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇町	北秋 七子	主任技術者	7,000千円			
株△△建設	下請		県道〇〇線アスファルト舗装工事	〇〇県〇〇市	能代 六郎	主任技術者	3,300千円			
×建設株	下請		個人C邸敷地コンクリート舗装工事	〇〇県〇〇市	大仙 五郎	主任技術者	1,700千円			
							千円			
ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載							小計	12件	62,000千円	元請工事
最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載(未成工事の金額は除く。)							合計	20件	87,250千円	元請工事
20002帳票に記載した金額と一致する									50,000千円	0千円
									70,400千円	0千円

① 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超までに、請負金額の大きい順に記載  
元請工事の合計額の7割 = 70,400千円 × 0.7 = 49,280千円 ≤ 50,000千円  
元請工事7割部分に係る記載終了

② 全ての完成工事の合計額の7割超までに、①で記載した以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について請負金額の大きい順に記載  
全ての完成工事の合計額の7割 = 87,250千円 × 0.7 = 61,075千円 ≤ 62,000千円  
記載額が全ての完成工事の合計額の7割を超えたため記載終了

…軽微な工事



## 記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成してください。
  - 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付けてください。（課税事業者は税抜、免税事業者は税込で記入します。）
  - 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載してください。
- 記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりです。
- (1) 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載してください（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しません。）ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分については記載を要しません。
  - (2) それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載してください（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しません。）ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分については記載を要しません。
  - (3) さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載してください。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載してください。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載してください。
  - 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分留意してください。
  - 7 （例えば、注文者「個人A」、工事名「A邸新築工事」等と記載してください。）
  - 8 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載してください。
  - 9 「配置技術者」の欄は、完成工事について、**法第26条第1項又は第2項**の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載してください。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載してください。
  - 10 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載してください。
  - 11 また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記してください。
  - 12 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）欄に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に関する請負代金の額を記載してください。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

\*完成工事高を進行基準により括弧書きする場合の記載例

請負代金の額	
(65,000)	←進行基準による額
88,000 千円	←全体の契約額

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載してください。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載してください。（20002帳票に記載した金額と一致します。）

経営規模等評価申請及び総合評定値請求手数料一覧表

(1) 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求を同時に行う場合

審査を受ける 工 種 数	金 額	審査を受ける 工 種 数	金 額	審査を受ける 工 種 数	金 額	審査を受ける 工 種 数	金 額
1 工種	11,000 円	9 工種	31,000 円	17 工種	51,000 円	25 工種	71,000 円
2 工種	13,500	10 工種	33,500	18 工種	53,500	26 工種	73,500
3 工種	16,000	11 工種	36,000	19 工種	56,000	27 工種	76,000
4 工種	18,500	12 工種	38,500	20 工種	58,500	28 工種	78,500
5 工種	21,000	13 工種	41,000	21 工種	61,000	29 工種	81,000
6 工種	23,500	14 工種	43,500	22 工種	63,500		
7 工種	26,000	15 工種	46,000	23 工種	66,000		
8 工種	28,500	16 工種	48,500	24 工種	68,500		

(2) 経営規模等評価の申請のみ行う場合

審査を受ける 工 種 数	金 額	審査を受ける 工 種 数	金 額	審査を受ける 工 種 数	金 額	審査を受ける 工 種 数	金 額
1 工種	10,400 円	9 工種	28,800 円	17 工種	47,200 円	25 工種	65,600 円
2 工種	12,700	10 工種	31,100	18 工種	49,500	26 工種	67,900
3 工種	15,000	11 工種	33,400	19 工種	51,800	27 工種	70,200
4 工種	17,300	12 工種	35,700	20 工種	54,100	28 工種	72,500
5 工種	19,600	13 工種	38,000	21 工種	56,400	29 工種	74,800
6 工種	21,900	14 工種	40,300	22 工種	58,700		
7 工種	24,200	15 工種	42,600	23 工種	61,000		
8 工種	26,500	16 工種	44,900	24 工種	63,300		

(3) 経営規模等評価結果通知書受領後、総合評定値の請求のみ行う場合

審査を受ける 工 種 数	金 額	審査を受ける 工 種 数	金 額	審査を受ける 工 種 数	金 額	審査を受ける 工 種 数	金 額
1 工種	600 円	9 工種	2,200 円	17 工種	3,800 円	25 工種	5,400 円
2 工種	800	10 工種	2,400	18 工種	4,000	26 工種	5,600
3 工種	1,000	11 工種	2,600	19 工種	4,200	27 工種	5,800
4 工種	1,200	12 工種	2,800	20 工種	4,400	28 工種	6,000
5 工種	1,400	13 工種	3,000	21 工種	4,600	29 工種	6,200
6 工種	1,600	14 工種	3,200	22 工種	4,800		
7 工種	1,800	15 工種	3,400	23 工種	5,000		
8 工種	2,000	16 工種	3,600	24 工種	5,200		

別表1 経営規模(X<sub>1</sub>)

許可を受けた建設業に係る 建設工事の種類別年間平均 完成工事高	(X <sub>1</sub> )
1,000 億円以上	2,309
800 億円以上 1,000 億円未満	114 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000,000 + 1,739
600 億円以上 800 億円未満	101 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000,000 + 1,791
500 億円以上 600 億円未満	88 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,566
400 億円以上 500 億円未満	89 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,561
300 億円以上 400 億円未満	89 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,561
250 億円以上 300 億円未満	75 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,378
200 億円以上 250 億円未満	76 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,373
150 億円以上 200 億円未満	76 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,373
120 億円以上 150 億円未満	64 × (年間平均完成工事高) ÷ 3,000,000 + 1,281
100 億円以上 120 億円未満	62 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,165
80 億円以上 100 億円未満	64 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,155
60 億円以上 80 億円未満	50 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,211
50 億円以上 60 億円未満	51 × (年間平均完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,055
40 億円以上 50 億円未満	51 × (年間平均完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,055
30 億円以上 40 億円未満	50 × (年間平均完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,059
25 億円以上 30 億円未満	51 × (年間平均完成工事高) ÷ 500,000 + 903
20 億円以上 25 億円未満	39 × (年間平均完成工事高) ÷ 500,000 + 963
15 億円以上 20 億円未満	36 × (年間平均完成工事高) ÷ 500,000 + 975
12 億円以上 15 億円未満	38 × (年間平均完成工事高) ÷ 300,000 + 893
10 億円以上 12 億円未満	39 × (年間平均完成工事高) ÷ 200,000 + 811
8 億円以上 10 億円未満	38 × (年間平均完成工事高) ÷ 200,000 + 816
6 億円以上 8 億円未満	25 × (年間平均完成工事高) ÷ 200,000 + 868
5 億円以上 6 億円未満	25 × (年間平均完成工事高) ÷ 100,000 + 793
4 億円以上 5 億円未満	34 × (年間平均完成工事高) ÷ 100,000 + 748
3 億円以上 4 億円未満	42 × (年間平均完成工事高) ÷ 100,000 + 716
2億5,000 万円以上 3 億円未満	24 × (年間平均完成工事高) ÷ 50,000 + 698
2 億円以上 2億5,000 万円未満	28 × (年間平均完成工事高) ÷ 50,000 + 678
1億5,000 万円以上 2 億円未満	34 × (年間平均完成工事高) ÷ 50,000 + 654
1億2,000 万円以上 1億5,000 万円未満	26 × (年間平均完成工事高) ÷ 30,000 + 626
1 億円以上 1億2,000 万円未満	19 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000 + 616
8,000 万円以上 1 億円未満	22 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000 + 601
6,000 万円以上 8,000 万円未満	28 × (年間平均完成工事高) ÷ 20,000 + 577
5,000 万円以上 6,000 万円未満	16 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 565
4,000 万円以上 5,000 万円未満	19 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 550
3,000 万円以上 4,000 万円未満	24 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 530
2,500 万円以上 3,000 万円未満	13 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000 + 524
2,000 万円以上 2,500 万円未満	16 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000 + 509
1,500 万円以上 2,000 万円未満	20 × (年間平均完成工事高) ÷ 5,000 + 493
1,200 万円以上 1,500 万円未満	14 × (年間平均完成工事高) ÷ 3,000 + 483
1,000 万円以上 1,200 万円未満	11 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000 + 473
1,000 万円未満	131 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 397

注1 年間平均完成工事高は千円未満を切り捨てて、千円単位で計算する。

注2 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表2 自己資本額・利益額(X<sub>2</sub>)

$$(X_2) = [ (X_{21}) + (X_{22}) ] \div 2 \quad (\text{小数点以下切り捨て})$$

2-1 自己資本額

自己資本額又は平均自己資本額	(X <sub>21</sub> )
3,000 億円以上	2,114
2,500 億円以上 3,000 億円未満	63 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 + 1,736
2,000 億円以上 2,500 億円未満	73 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 + 1,686
1,500 億円以上 2,000 億円未満	91 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 + 1,614
1,200 億円以上 1,500 億円未満	66 × (自己資本額) ÷ 30,000,000 + 1,557
1,000 億円以上 1,200 億円未満	53 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 + 1,503
800 億円以上 1,000 億円未満	61 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 + 1,463
600 億円以上 800 億円未満	75 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 + 1,407
500 億円以上 600 億円未満	46 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 + 1,356
400 億円以上 500 億円未満	53 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 + 1,321
300 億円以上 400 億円未満	66 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 + 1,269
250 億円以上 300 億円未満	39 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 + 1,233
200 億円以上 250 億円未満	47 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 + 1,193
150 億円以上 200 億円未満	57 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 + 1,153
120 億円以上 150 億円未満	42 × (自己資本額) ÷ 3,000,000 + 1,114
100 億円以上 120 億円未満	33 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 + 1,084
80 億円以上 100 億円未満	39 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 + 1,054
60 億円以上 80 億円未満	47 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 + 1,022
50 億円以上 60 億円未満	29 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 + 989
40 億円以上 50 億円未満	34 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 + 964
30 億円以上 40 億円未満	41 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 + 936
25 億円以上 30 億円未満	25 × (自己資本額) ÷ 500,000 + 909
20 億円以上 25 億円未満	29 × (自己資本額) ÷ 500,000 + 889
15 億円以上 20 億円未満	36 × (自己資本額) ÷ 500,000 + 861
12 億円以上 15 億円未満	27 × (自己資本額) ÷ 300,000 + 834
10 億円以上 12 億円未満	21 × (自己資本額) ÷ 200,000 + 816
8 億円以上 10 億円未満	24 × (自己資本額) ÷ 200,000 + 801
6 億円以上 8 億円未満	30 × (自己資本額) ÷ 200,000 + 777
5 億円以上 6 億円未満	18 × (自己資本額) ÷ 100,000 + 759
4 億円以上 5 億円未満	21 × (自己資本額) ÷ 100,000 + 744
3 億円以上 4 億円未満	27 × (自己資本額) ÷ 100,000 + 720
2億5,000 万円以上 3 億円未満	15 × (自己資本額) ÷ 50,000 + 711
2 億円以上 2億5,000 万円未満	19 × (自己資本額) ÷ 50,000 + 691
1億5,000 万円以上 2 億円未満	23 × (自己資本額) ÷ 50,000 + 675
1億2,000 万円以上 1億5,000 万円未満	16 × (自己資本額) ÷ 30,000 + 664
1 億円以上 1億2,000 万円未満	13 × (自己資本額) ÷ 20,000 + 650
8,000 万円以上 1 億円未満	16 × (自己資本額) ÷ 20,000 + 635
6,000 万円以上 8,000 万円未満	19 × (自己資本額) ÷ 20,000 + 623
5,000 万円以上 6,000 万円未満	11 × (自己資本額) ÷ 10,000 + 614
4,000 万円以上 5,000 万円未満	14 × (自己資本額) ÷ 10,000 + 599
3,000 万円以上 4,000 万円未満	16 × (自己資本額) ÷ 10,000 + 591
2,500 万円以上 3,000 万円未満	10 × (自己資本額) ÷ 5,000 + 579
2,000 万円以上 2,500 万円未満	12 × (自己資本額) ÷ 5,000 + 569
1,500 万円以上 2,000 万円未満	14 × (自己資本額) ÷ 5,000 + 561
1,200 万円以上 1,500 万円未満	11 × (自己資本額) ÷ 3,000 + 548
1,000 万円以上 1,200 万円未満	8 × (自己資本額) ÷ 2,000 + 544
1,000 万円未満	223 × (自己資本額) ÷ 10,000 + 361

注1 自己資本額又は平均自己資本額は千円未満を切り捨てて、千円単位で計算する。

注2 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2-2 平均利益額(X<sub>22</sub>)

平均利益額		(X <sub>22</sub> )	
300 億円以上		2,447	
250 億円以上	300 億円未満	134 × (平均利益額)	÷ 5,000,000 + 1,643
200 億円以上	250 億円未満	151 × (平均利益額)	÷ 5,000,000 + 1,558
150 億円以上	200 億円未満	175 × (平均利益額)	÷ 5,000,000 + 1,462
120 億円以上	150 億円未満	123 × (平均利益額)	÷ 3,000,000 + 1,372
100 億円以上	120 億円未満	93 × (平均利益額)	÷ 2,000,000 + 1,306
80 億円以上	100 億円未満	104 × (平均利益額)	÷ 2,000,000 + 1,251
60 億円以上	80 億円未満	122 × (平均利益額)	÷ 2,000,000 + 1,179
50 億円以上	60 億円未満	70 × (平均利益額)	÷ 1,000,000 + 1,125
40 億円以上	50 億円未満	79 × (平均利益額)	÷ 1,000,000 + 1,080
30 億円以上	40 億円未満	92 × (平均利益額)	÷ 1,000,000 + 1,028
25 億円以上	30 億円未満	54 × (平均利益額)	÷ 500,000 + 980
20 億円以上	25 億円未満	60 × (平均利益額)	÷ 500,000 + 950
15 億円以上	20 億円未満	70 × (平均利益額)	÷ 500,000 + 910
12 億円以上	15 億円未満	48 × (平均利益額)	÷ 300,000 + 880
10 億円以上	12 億円未満	37 × (平均利益額)	÷ 200,000 + 850
8 億円以上	10 億円未満	42 × (平均利益額)	÷ 200,000 + 825
6 億円以上	8 億円未満	48 × (平均利益額)	÷ 200,000 + 801
5 億円以上	6 億円未満	28 × (平均利益額)	÷ 100,000 + 777
4 億円以上	5 億円未満	32 × (平均利益額)	÷ 100,000 + 757
3 億円以上	4 億円未満	37 × (平均利益額)	÷ 100,000 + 737
2億5,000 万円以上	3 億円未満	21 × (平均利益額)	÷ 50,000 + 722
2 億円以上	2億5,000 万円未満	24 × (平均利益額)	÷ 50,000 + 707
1億5,000 万円以上	2 億円未満	27 × (平均利益額)	÷ 50,000 + 695
1億2,000 万円以上	1億5,000 万円未満	20 × (平均利益額)	÷ 30,000 + 676
1 億円以上	1億2,000 万円未満	15 × (平均利益額)	÷ 20,000 + 666
8,000 万円以上	1 億円未満	16 × (平均利益額)	÷ 20,000 + 661
6,000 万円以上	8,000 万円未満	19 × (平均利益額)	÷ 20,000 + 649
5,000 万円以上	6,000 万円未満	12 × (平均利益額)	÷ 10,000 + 634
4,000 万円以上	5,000 万円未満	12 × (平均利益額)	÷ 10,000 + 634
3,000 万円以上	4,000 万円未満	15 × (平均利益額)	÷ 10,000 + 622
2,500 万円以上	3,000 万円未満	8 × (平均利益額)	÷ 5,000 + 619
2,000 万円以上	2,500 万円未満	10 × (平均利益額)	÷ 5,000 + 609
1,500 万円以上	2,000 万円未満	11 × (平均利益額)	÷ 5,000 + 605
1,200 万円以上	1,500 万円未満	7 × (平均利益額)	÷ 3,000 + 603
1,000 万円以上	1,200 万円未満	6 × (平均利益額)	÷ 2,000 + 595
	1,000 万円未満	78 × (平均利益額)	÷ 10,000 + 547

注1 平均利益額は千円未満を切り捨てて、千円単位で計算する。

注2 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

### 別表3 技術力(Z)

$$(Z) = (Z_2) \times 4/5 + (Z_3) \times 1/5 \quad (\text{小数点以下切り捨て})$$

※建設業の種類ごとに算定

#### 3-1 技術職員数値(Z<sub>1</sub>)

(Z<sub>1</sub>): 次の表の区分に応じた技術職員数に、当該区分に定める数を乗じて得た数値の合計数値

1級技術者		監理技術者補佐	登録基幹技能者講習修了者	2級技術者	その他
監理技術者資格者証保有かつ 監理技術者講習を受講	1級技術者であって左記以外の者				
6	5	4	3	2	1

(Z<sub>2</sub>): (Z<sub>1</sub>)の数値に応じた次の表に掲げる数値又は算式によって得た数値

(Z <sub>1</sub> )		(Z <sub>2</sub> )	(Z <sub>1</sub> )		(Z <sub>2</sub> )
以上	未満		以上	未満	
15,500	～	2,335	300	～ 390	$62 \times (Z_1) \div 90 + 1,183$
11,930	～ 15,500	$62 \times (Z_1) \div 3,570 + 2,065$	230	～ 300	$63 \times (Z_1) \div 70 + 1,119$
9,180	～ 11,930	$63 \times (Z_1) \div 2,750 + 1,998$	180	～ 230	$62 \times (Z_1) \div 50 + 1,040$
7,060	～ 9,180	$62 \times (Z_1) \div 2,120 + 1,939$	140	～ 180	$62 \times (Z_1) \div 40 + 984$
5,430	～ 7,060	$62 \times (Z_1) \div 1,630 + 1,876$	110	～ 140	$63 \times (Z_1) \div 30 + 907$
4,180	～ 5,430	$63 \times (Z_1) \div 1,250 + 1,808$	85	～ 110	$63 \times (Z_1) \div 25 + 860$
3,210	～ 4,180	$63 \times (Z_1) \div 970 + 1,747$	65	～ 85	$62 \times (Z_1) \div 20 + 810$
2,470	～ 3,210	$62 \times (Z_1) \div 740 + 1,686$	50	～ 65	$62 \times (Z_1) \div 15 + 742$
1,900	～ 2,470	$62 \times (Z_1) \div 570 + 1,624$	40	～ 50	$63 \times (Z_1) \div 10 + 633$
1,460	～ 1,900	$63 \times (Z_1) \div 440 + 1,558$	30	～ 40	$63 \times (Z_1) \div 10 + 633$
1,130	～ 1,460	$63 \times (Z_1) \div 330 + 1,488$	20	～ 30	$62 \times (Z_1) \div 10 + 636$
870	～ 1,130	$62 \times (Z_1) \div 260 + 1,434$	15	～ 20	$63 \times (Z_1) \div 5 + 508$
670	～ 870	$63 \times (Z_1) \div 200 + 1,367$	10	～ 15	$62 \times (Z_1) \div 5 + 511$
510	～ 670	$62 \times (Z_1) \div 160 + 1,318$	5	～ 10	$63 \times (Z_1) \div 5 + 509$
390	～ 510	$63 \times (Z_1) \div 120 + 1,247$	～	5	$62 \times (Z_1) \div 5 + 510$

注1 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

### 3-2 年間平均元請完成工事高(Z<sub>3</sub>)

許可を受けた建設業に係る 建設工事の種類別年間平均 元請完成工事高	(Z <sub>3</sub> )
1,000 億円以上	2,865
800 億円以上 1,000 億円未満	119 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000,000 + 2,270
600 億円以上 800 億円未満	145 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000,000 + 2,166
500 億円以上 600 億円未満	87 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000,000 + 2,079
400 億円以上 500 億円未満	104 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,994
300 億円以上 400 億円未満	126 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,906
250 億円以上 300 億円未満	76 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,828
200 億円以上 250 億円未満	90 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,758
150 億円以上 200 億円未満	110 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,678
120 億円以上 150 億円未満	81 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 3,000,000 + 1,603
100 億円以上 120 億円未満	63 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,549
80 億円以上 100 億円未満	75 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,489
60 億円以上 80 億円未満	92 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,421
50 億円以上 60 億円未満	55 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,367
40 億円以上 50 億円未満	66 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,312
30 億円以上 40 億円未満	79 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,260
25 億円以上 30 億円未満	48 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 500,000 + 1,209
20 億円以上 25 億円未満	57 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 500,000 + 1,164
15 億円以上 20 億円未満	70 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 500,000 + 1,112
12 億円以上 15 億円未満	50 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 300,000 + 1,072
10 億円以上 12 億円未満	41 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 200,000 + 1,026
8 億円以上 10 億円未満	47 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 200,000 + 996
6 億円以上 8 億円未満	57 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 200,000 + 956
5 億円以上 6 億円未満	36 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 100,000 + 911
4 億円以上 5 億円未満	40 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 100,000 + 891
3 億円以上 4 億円未満	51 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 100,000 + 847
2億5,000 万円以上 3 億円未満	30 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 50,000 + 820
2 億円以上 2億5,000 万円未満	35 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 50,000 + 795
1億5,000 万円以上 2 億円未満	45 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 50,000 + 755
1億2,000 万円以上 1億5,000 万円未満	32 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 30,000 + 730
1 億円以上 1億2,000 万円未満	26 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000 + 702
8,000 万円以上 1 億円未満	29 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000 + 687
6,000 万円以上 8,000 万円未満	36 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000 + 659
5,000 万円以上 6,000 万円未満	22 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 635
4,000 万円以上 5,000 万円未満	27 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 610
3,000 万円以上 4,000 万円未満	31 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 594
2,500 万円以上 3,000 万円未満	19 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000 + 573
2,000 万円以上 2,500 万円未満	23 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000 + 553
1,500 万円以上 2,000 万円未満	28 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000 + 533
1,200 万円以上 1,500 万円未満	19 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 3,000 + 522
1,000 万円以上 1,200 万円未満	16 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000 + 502
1,000 万円未満	341 × (年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 241

注1 年間平均元請完成工事高は千円未満を切り捨てて、千円単位で計算する。

注2 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。



## 別表4 その他の審査項目(W)

$$(W) = [(W_1) + (W_2) + (W_3) + (W_4) + (W_5) + (W_6) + (W_7) + (W_8)] \\ \times 10 \times 175 / 200$$

※審査基準日が令和5年8月13日以前のものについては、以下の算式とする。

$$(W) = [(W_1) + (W_2) + (W_3) + (W_4) + (W_5) + (W_6) + (W_7) + (W_8)] \\ \times 10 \times 190 / 200$$

### 4-1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況(W<sub>1</sub>)

$$(W_1) = (W_{11}) \times 15 - (W_{12}) \times 40 + (W_{13}) + (W_{14}) + (W_{15}) + (W_{16})$$

(W<sub>11</sub>):別紙三の項番44～46のうち加入又は導入をしているものの数

(W<sub>12</sub>):別紙三の項番41、42、43のうち加入をしていないものの数

(注)適用が除外されている場合には、審査の対象から除く

(W<sub>13</sub>):若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況  
 =(若年技術職員の継続的な育成及び確保の点数)+  
 (新規若年技術職員の育成及び確保の点数)

#### 若年技術職員の継続的な育成及び確保

若年技術職員の継続的な育成及び確保	
該当	1
非該当	0

#### 新規若年技術職員の育成及び確保

新規若年技術職員の育成及び確保	
該当	1
非該当	0

(W<sub>14</sub>): 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

知識及び技術又は技術の向上に関する取組の状況の点数(W<sub>10</sub>)は、以下の算式に基づいて算出した数字を以下の表に基づき求める。

(算式)

$$\frac{Z1}{Z1 + Z2} \times Z3 + \frac{Z2}{Z1 + Z2} \times Z4$$

Z1の数值は、技術者数。

技術者数は監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級及び二級技士補の数の合計とする。

Z2の数值は、技能者数。

技能者数は、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者とする。(但し、主任技術者や監理技術者として管理に係る業務のみに従事する者を除く)

Z3の数值は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前1年間に技術者が取得したCPD単位数の合計値を技術者数で除した数値が3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。

Z4の数值は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に能力評価基準により受けた評価の区分が審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数を、技能者数から審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数(控除対象者数)を除いた数で除した数値を百分率で表した数値が1.5%未満の場合は0、1.5%以上3%未満の場合は1、3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%未満の場合は5、9%以上10.5%未満の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。

なお、能力評価基準により評価を受けていない者については、最も低位の区分に評価されているものとする。

また、技能者数から控除対象者数を除いた数値が0である場合、Z4の数值は0とする。

区分	知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況点数	点数
(1)	10	10
(2)	9以上 10未満	9
(3)	8以上 9未満	8
(4)	7以上 8未満	7
(5)	6以上 7未満	6
(6)	5以上 6未満	5
(7)	4以上 5未満	4
(8)	3以上 4未満	3
(9)	2以上 3未満	2
(10)	1以上 2未満	1
(11)	1未満	0

(W<sub>15</sub>): ワーク・ライフ・バランスの取組状況

区分	ワーク・ライフ・バランスの取組状況	(W <sub>15</sub> )
1	プラチナえるぼし認定を取得	5
	プラチナくるみん認定を取得	
2	区分1に非該当、かつ、えるぼし認定(3段階目)を取得	4
	区分1に非該当、かつ、ユースエール認定を取得	
3	区分1,2に非該当、かつ、えるぼし認定(2段階目)を取得	3
	区分1,2に非該当、かつ、くるみん認定を取得	
	区分1,2に非該当、かつ、トライくるみん認定を取得	
4	区分1,2,3に非該当、かつ、えるぼし認定(1段階目)を取得	2
5	取得無	0

(W<sub>16</sub>): 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	(W <sub>16</sub> )
全ての建設工事で実施	15
全ての公共工事で実施	10
該当無	0

4-2 建設業の営業継続の状況(W<sub>2</sub>)

(W<sub>2</sub>) = (営業年数の点数) + (民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数)

営業年数

営業年数	営業年数	営業年数	営業年数	営業年数	営業年数	営業年数	営業年数	営業年数	営業年数	営業年数	
5年以下	0	11年	12	17年	24	23年	36	29年	48	35年	60
6年	2	12年	14	18年	26	24年	38	30年	50	以上	
7年	4	13年	16	19年	28	25年	40	31年	52		
8年	6	14年	18	20年	30	26年	42	32年	54		
9年	8	15年	20	21年	32	27年	44	33年	56		
10年	10	16年	22	22年	34	28年	46	34年	58		

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

民事再生法又は会社更生法の適用の有無	
有	-60
無	0

4-3 防災活動への貢献の状況(W<sub>3</sub>)

防災協定の有無	(W <sub>3</sub> )
有	20
無	0

#### 4-4 法令遵守の状況(W<sub>4</sub>)

法令遵守の状況	(W <sub>4</sub> )
無	0
指示をされた場合	-15
営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

#### 4-5 建設業の経理に関する状況(W<sub>5</sub>)

(W<sub>5</sub>) = (監査受審状況の点数) + (公認会計士等数の点数)

##### 監査の受審状況

監査の受審状況	
会計監査人の設置	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
無	0

##### 公認会計士等数

(公認会計士等数の点数) = [「公認会計士等の数」+ (「二級登録経理試験合格者の数」× 0.4)]  
の数値を次の表に当てはめた数値

点 数 年間平均 完成工事高(億円)	0		2		4		6		8		10	
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
600 ~	以上	未満 ~ 2.8	以上	未満 2.8 ~ 5.2	以上	未満 5.2 ~ 7.2	以上	未満 7.2 ~ 10.8	以上	未満 10.8 ~ 13.6	以上	未満 13.6 ~
150 ~ 600		~ 1.6	1.6 ~ 2.8		2.8 ~ 4.8		4.8 ~ 6.8		6.8 ~ 8.8		8.8 ~	
40 ~ 150		~ 0.8	0.8 ~ 1.2		1.2 ~ 2.4		2.4 ~ 3.2		3.2 ~ 4.4		4.4 ~	
10 ~ 40		~ 0.4	0.4 ~ 0.8		0.8 ~ 1.2		1.2 ~ 1.6		1.6 ~ 2.4		2.4 ~	
1 ~ 10		0	—		—		0.4 ~ 0.8		0.8 ~ 1.2		1.2 ~	
~ 1		0	—		—		—		—		0.4 ~	

4-6 研究開発の状況(W<sub>6</sub>)

平均研究開発費の額		(W <sub>6</sub> )
100 億円以上		25
75 億円以上	100 億円未満	24
50 億円以上	75 億円未満	23
30 億円以上	50 億円未満	22
20 億円以上	30 億円未満	21
19 億円以上	20 億円未満	20
18 億円以上	19 億円未満	19
17 億円以上	18 億円未満	18
16 億円以上	17 億円未満	17
15 億円以上	16 億円未満	16
14 億円以上	15 億円未満	15
13 億円以上	14 億円未満	14
12 億円以上	13 億円未満	13
11 億円以上	12 億円未満	12
10 億円以上	11 億円未満	11
9 億円以上	10 億円未満	10
8 億円以上	9 億円未満	9
7 億円以上	8 億円未満	8
6 億円以上	7 億円未満	7
5 億円以上	6 億円未満	6
4 億円以上	5 億円未満	5
3 億円以上	4 億円未満	4
2 億円以上	3 億円未満	3
1 億円以上	2 億円未満	2
5,000 万円以上	1 億円未満	1
	5,000 万円未満	0

#### 4-7 建設機械の保有状況(W<sub>7</sub>)

建設機械の所有及びリース台数	(W <sub>7</sub> )
14台以上	15
13台	14
12台	14
11台	13
10台	13
9台	12
8台	12
7台	11
6台	10
5台	9
4台	8
3台	7
2台	6
1台	5
0台	0

#### 4-8 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況(W<sub>8</sub>)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	(W <sub>8</sub> )
エコアクション21の認証並びに国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	10
国際標準化機構第9001号の登録及び第14001号の登録	10
エコアクション21の認証及び国際標準化機構第9001号の登録	8
エコアクション21の認証及び国際標準化機構第14001号の登録	5
国際標準化機構第9001号の登録	5
国際標準化機構第14001号の登録	5
エコアクション21の認証	3
該当無	0



別表5 業種別技術職員コード表 1/3

コード	資格区分	建設業の種類																																		
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	鋪	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
001	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
002	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
003	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
004	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
005	監理技術者を補佐する資格を有するもの（主任技術者となる資格を有し、かつ、一般技術者である等）	監理技術者補佐に対応する種数に応じて4点																																		
建設業法（技術検定）	111	1級建設機械施工管理技士	5	5			5	5								5																				
	212	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	2	2			2	2								2																				
	113	1級土木施工管理技士	5	5			5	5	5				5	5	5	5	5													5		5				
	214	2級土木施工管理技士	種別	土	木	2	2			2	2	2			2	2	2														2		2			
	215		鋼構造物塗装																	2																
	216		薬液注入					2	2																											
	120	1級建築施工管理技士			5	5	5	5	5	5			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5							5		5		5			
	221	2級建築施工管理技士	種別	建	築	2																												2		
	222		躯体			2							2	2	2																				2	
	223		仕上げ			2	2			2	2		2							2	2	2	2						2							
	127	1級電気工事施工管理技士											5																							
	228	2級電気工事施工管理技士											2																							
	129	1級管工事施工管理技士												5																						
	230	2級管工事施工管理技士												2																						
	131	1級電気通信工事施工管理技士																																	5	
	232	2級電気通信工事施工管理技士																																	2	
133	1級造園施工管理技士																																	5		
234	2級造園施工管理技士																																	2		
建築士法	137	1級建築士			5	5			5			5	5	5								5														
	238	2級建築士			2	2			2			2										2														
	239	木造建築士				2																														
	技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）	5	5			5	5			5					5	5												5				5		
142		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	5	5			5	5			5					5	5												5				5			
143		農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	5	5			5	5																												
144		電気電子・総合技術監理（電気電子）											5																5							
145		機械・総合技術監理（機械）																																5		
146		機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）												5															5							
147		上下水道・総合技術監理（上下水道）												5																				5		
148		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）													5																			5		
149		水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	5	5			5	5											5																	
150		森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																																5		
151		森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5	5			5	5																									5			
152		衛生工学・総合技術監理（衛生工学）												5																						
153		衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）													5																			5		
154		衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）													5																		5	5		
電気工事士法	155	第1種電気工事士										2																								
	256	第2種電気工事士																																		
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種）											1																							
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者																																1		
	235	工事担任者																																1		
水道法	265	給水装置工事主任技術者											1																							
消防法	168	甲種消防設備士																																2		
	169	乙種消防設備士																																2		

「5」は5点（監理技術者講習受講者は6点）、「2」は2点、「1」は1点

別表5 業種別技術職員コード表 2/3

コード	資格区分	建設業の種類																								
		土	大	左	と	石	電	管	夕	鋼	筋	鉄	し	板	力	塗	防	内	機	通	園	井	具	水	消	解
171	建築大工（1級）		2																							
271	建築大工（2級）		1																							
164	型枠施工（1級）		2	2	2																					
264	型枠施工（2級）		1	1	1																					
172	左官（1級）		2																							
272	左官（2級）		1																							
157	とび・とび工（1級）				2	2																				2
257	とび・とび工（2級）				1	1																				1
173	コンクリート圧送施工（1級）				2	2																				
273	コンクリート圧送施工（2級）				1	1																				
166	ウェルポイント施工（1級）				2	2																				
266	ウェルポイント施工（2級）				1	1																				
174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（1級）								2																	
274	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（2級）								1																	
175	給排水衛生設備配管（1級）								2																	
275	給排水衛生設備配管（2級）								1																	
176	配管・配管工（1級）								2																	
276	配管・配管工（2級）								1																	
170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）						2	2					2													
270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）						1	1					1													
177	タイル張り・タイル張り工（1級）								2																	
277	タイル張り・タイル張り工（2級）								1																	
178	築炉・築炉工・れんが積み（1級）								2																	
278	築炉・築炉工・れんが積み（2級）								1																	
179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）					2		2																		
279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級）					1		1																		
180	石工・石材施工・石積み（1級）					2																				
280	石工・石材施工・石積み（2級）					1																				
181	鉄工・製罐（1級）								2	2																
281	鉄工・製罐（2級）								1	1																
182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）（注3）										2															
282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）（注3）										1															
183	工場板金（1級）													2												
283	工場板金（2級）													1												
184	板金・建築板金・板金工（1級）（注4）						2							2												
284	板金・建築板金・板金工（2級）（注4）						1							1												
185	板金・板金工・打出し板金（1級）													2												
285	板金・板金工・打出し板金（2級）													1												
186	かわらぶき・スレート施工（1級）						2																			
286	かわらぶき・スレート施工（2級）						1																			
187	ガラス施工（1級）													2												
287	ガラス施工（2級）													1												
188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）													2												
288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）													1												
189	建築塗装・建築塗装工（1級）													2												
289	建築塗装・建築塗装工（2級）													1												

「5」は5点（監理技術者講習受講者は6点）、「2」は2点、「1」は1点



## 別表6 市町村コード

市 町 村	コード
鹿 角 市	05209
小 坂 町	05303

大 館 市	05204
北 秋 田 市	05213
上小阿仁村	05327

能 代 市	05202
藤 里 町	05346
三 種 町	05348
八 峰 町	05349

市 町 村	コード
秋 田 市	05201
男 鹿 市	05206
潟 上 市	05211
五 城 目 町	05361
八 郎 潟 町	05363
井 川 町	05366
大 潟 村	05368

由利本荘市	05210
にかほ市	05214

市 町 村	コード
大 仙 市	05212
仙 北 市	05215
美 郷 町	05434

横 手 市	05203
-------	-------

湯 沢 市	05207
羽 後 町	05463
東 成 瀬 村	05464

別表7 建設工事の内容と例示

工種	建設工事の内容	建設工事の例示
土木一式	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築一式	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパイプ工事、ダクト工事、管内更生工事

工種	建設工事の内容	建設工事の例示
ブレタロニック・タイル・タコ	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
鉄筋	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事

工種	建設工事の内容	建設工事の例示
電気通信	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事



## 第3章 建設工事入札参加資格審査

### 第1 入札参加資格審査制度

秋田県が発注する建設工事の競争入札に参加しようとする者は、秋田県が定める入札参加資格（格付）を取得しなければなりません。

- 1 入札参加資格の認定は、客観的評価事項及び発注者別評価事項について審査し、一定基準以上の者を申請工種ごとに等級格付することにより行います。
- 2 次の項目のいずれかに該当する者は、入札参加資格を取得できません。
  - (1) 申請日において、**格付工種ごとに必要とする**建設業の許可を取得していない者
  - (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
  - (3) 申請する**格付工種が必要とする許可業種の**経営事項審査（**令和4年10月から令和5年9月までの審査基準日に係るもの**）の総合評定値の通知を受けていない者
  - (4) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者
- 3 入札参加資格の有効期間は、建設業者等級格付名簿に登載の日から、次の定期の審査に基づく名簿登載の日の前日まで、原則として2年間です。ただし、中間年に認定された者は、残りの1年間限りです。

定期年審査で有効な入札参加資格を**取得した工種は**、中間年審査において再度申請することはできません。

なお、入札参加資格の有効期間内であっても、経営事項審査の有効期限（審査基準日から1年7ヶ月）が経過している場合は、公共工事を直接請け負うことができませんので注意してください。
- 4 入札参加資格審査の申請を取り下げるときは、書面によらなければなりません。
- 5 入札参加資格を認定された者のうち、次の事項のいずれかに該当する者は、入札参加資格の取り消し等を行います。
  - (1) 建設業の許可を失った者
  - (2) 上記2(4)に該当した者
  - (3) 格付の取り消しの申し出があった者
  - (4) 虚偽の申請等を行った者及びこれに協力した者
  - (5) 資格審査に影響を及ぼす重要な事項について、申請書（添付書類を含む。）に事実と異なる内容を記載し、又は記載すべき事実を記載しなかった者

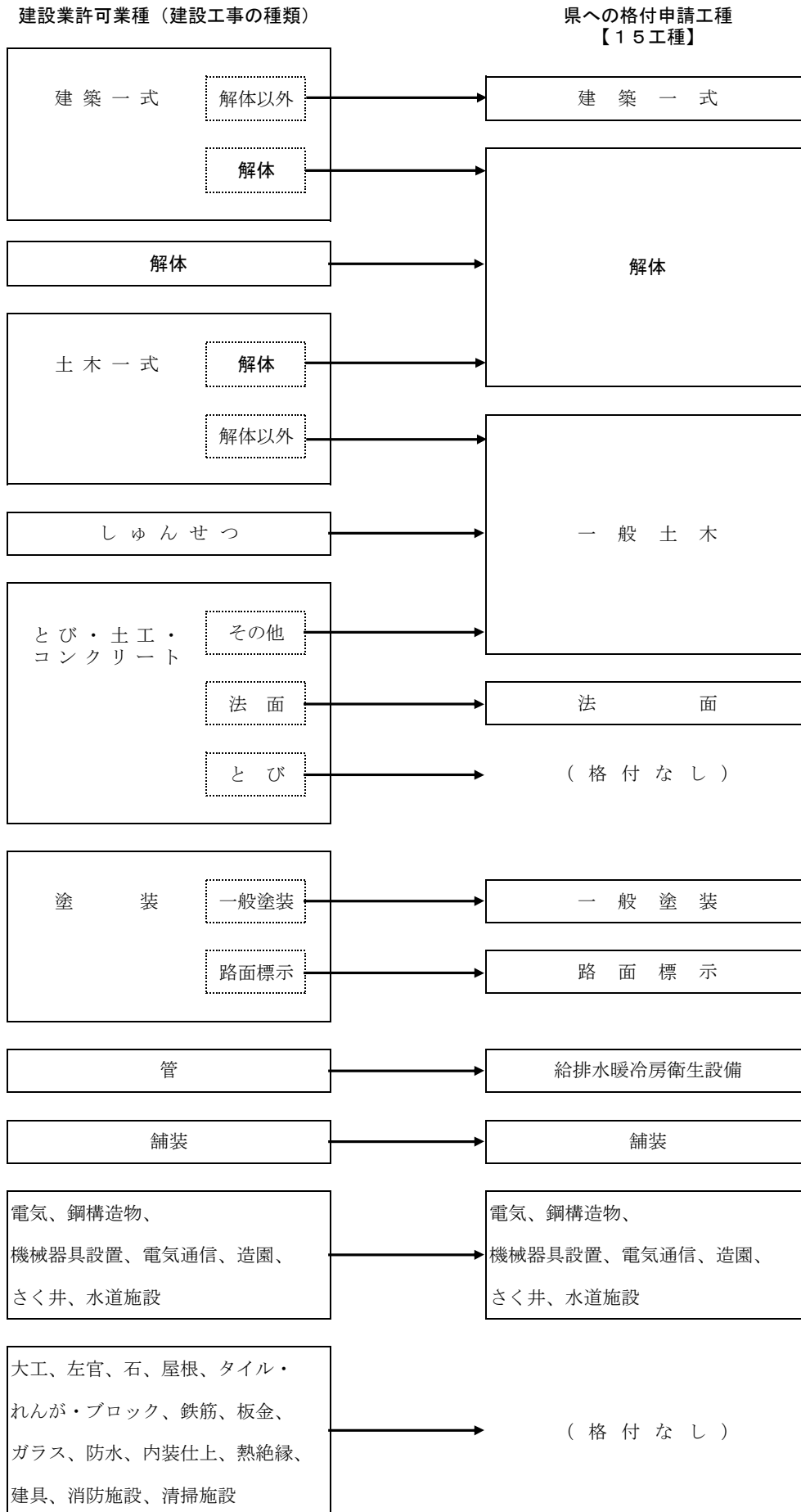
- 6 入札参加資格を認定された者で、有効期間内に組織変更等があったときは、一定の要件を満たす場合、申請により等級格付を継承することができます。

## 第2 申請工種、等級格付及び建設業許可の関係

秋田県が募集する工種は、次の15工種です。

申請工種	建設業の許可	格付上の工事内容
一般土木工事	土木工事業、とび・土工工事業又はしゅんせつ工事業	土木一式工事（土木工作物を解体する工事を除く。）、しゅんせつ工事及びとび・土工・コンクリート工事（とび工事及び法面工事を除く。）
法面工事	とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート工事（法面工事に限る。）
建築一式工事	建築工事業	建築一式工事（建築物を解体する工事を除く。）
電気工事	電気工事業	建設業法＝経営事項審査の工種に同じ
給排水暖冷房衛生設備工事	管工事業	〃
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	〃
舗装工事	舗装工事業	〃
一般塗装工事	塗装工事業	塗装工事（路面標示工事を除く。）
路面標示工事	塗装工事業	塗装工事（路面標示工事に限る。）
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	建設業法＝経営事項審査の工種に同じ
電気通信工事	電気通信工事業	〃
造園工事	造園工事業	〃
さく井工事	さく井工事業	〃
水道施設工事	水道施設工事業	〃
解体工事	土木工事業、建築工事業又は解体工事業	土木一式工事（土木工作物を解体する工事に限る。）、建築一式工事（建築物を解体する工事に限る。）及び解体工事

## 建設業許可業種と県への格付申請工種の関係



## 第3 審査項目と審査基準等

### 1 審査基準日

審査基準日は、同時に申請する経営事項審査の審査基準日と同一です。

### 2 工種別等級格付

等級格付は、15工種について、それぞれ次のとおりの等級区分で行います。

工 種	等 級 区 分				
一般土木工事	A	B	C		
法面工事	A	/			
建築一式工事	A			B	C
電気工事	A			B	
給排水暖冷房衛生設備工事	A			B	
鋼構造物工事	A			B	
舗装工事	A			B	
一般塗装工事	A			B	
路面標示工事	A				
機械器具設置工事	A				
電気通信工事	A				
造園工事	A			B	
さく井工事	A				
水道施設工事	A				
解体工事	A				

### 3 格付要件

#### (1) 有資格技術者の保有状況

一般土木工事等11工種については、審査基準日現在で、6か月を超える恒常的な雇用関係がある技術職員の人数が89ページの表に定める有資格技術者の保有基準を満たしている必要があります。

**解体工事**にあつては、**土木施工管理技士及び建築施工管理技士の各技術者について、①平成28年度以降に実施された技術検定の合格者、②登録解体工事講習の修了者、③合格後解体工事に関し1年以上の実務経験がある者のいずれかに該当する者のみ、有資格技術者として認めることとしますのでご注意ください。**

#### (2) 元請での施工実績

一般土木工事、建築一式工事及び舗装工事において、各等級に格付されるためには、それぞれ次に定める金額（税抜）以上の元請工事の施工実績を必要とします。ただし、一般土木工事及び建築一式工事における元請工事の施工実績には、総合的な企画、指導、調整を伴って土木工作物又は建築物を解体した工事は含まれません。

工 種	等 級	最高元請負額	工 種	等 級	最高元請負額
一般土木工事 建築一式工事	A 級	35,000千円	舗装工事	A 級	15,000千円
	B 級	10,000千円		B 級	5,000千円
	C 級	要件なし			



者は加点します。

(3) 発注者別評価事項の審査基準

発注者別評価点は、次に掲げる各発注者別評価事項に係る係数を客観点（経営事項審査の総合評定値）に乗ずるなどして算出した合計点とします。

発注者別評価事項	係数等
1. 県発注工事の成績	
①平均値との差による加減（令和4年度施工分）	+10%～-10%
②成績不良による指名差し控え（1年に2回以上努力要請を受け、令和4年度又は令和5年度に指名を差し控えられた者）	- 5%
③優良工事表彰（第43回（令和3年度施工）又は第44回（令和4年度施工））の受賞者	+ 3%
④優良工事表彰2年連続（第42回（令和2年度施工）から第44回（令和4年度施工）までにおいて2年連続）の受賞者	+ 6%
⑤優良工事地域振興局長表彰（令和3年度又は令和4年度の施工）の受賞者	+ 2%
⑥優良工事地域振興局長表彰2年連続（令和2年度から令和4年度までの施工において2年連続）の受賞者	+ 4%
2. 指名停止の状況（令和4年度又は令和5年度に措置を受けた者）	
①3か月未満	- 5%
②3か月以上5か月未満	- 10%
③5か月以上9か月未満	- 15%
④9か月以上	- 20%
3. 営業内容（格付なし業者で建設業法に基づく監督処分を受けた者又は格付を取り消された者）	- 10%
4. 技術者の保有状況（1級又は2級の技術者の数）	
①1級技術者	1名につき+2点
②2級技術者	1名につき+1点
5. 社会的要請への対応状況	
賃金水準を引き上げた者	
令和2年と令和3年、令和3年と令和4年又は令和4年と令和5年の一人当たり給与等支払額を比較した増加率	1.5%以上3.0%未満 + 2% 3.0%以上 + 3%
令和4年の一人当たり給与等支払額	全国平均超 + 3%
令和5年の一人当たり給与等支払額	全国平均超 + 3%
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者を雇用している者	1名の場合 + 5点 2名以上の場合+10点
協力雇用主として秋田保護観察所に登録し、保護観察対象者等を雇用している者	1名の場合 + 5点 2名以上の場合+10点
健康経営優良法人認定又は秋田県SDGsパートナー登録を受けた者	健康経営 + 5点 SDGs + 5点
6. 地域貢献活動（災害対応活動、除雪活動又はクリーンアップ活動等）を行った者	各項目につき+3点 （上限9点）
7. 人材の確保・育成の状況	
①男女共同参画職場づくり事業（次世代・女性活躍支援課）において加点対象者と認定された者	
ア 次世代育成支援対策推進法の規定に基づく一般事業主行動計画を厚生労働大臣へ届出した者	+ 5点
イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の規定に基づく一般事業主行動計画を厚生労働大臣へ届出した者	+ 5点

ウ 女性の登用、育休実績、仕事と家庭の両立又は職場環境に関する事項のうち、2以上の事項に該当する者	+10点
②若年者（採用時31歳未満）又は女性を常時雇用として採用し、かつ、継続雇用している者（県内在住者に限る。）	1名の場合 +25点 2名以上の場合+40点
③完全週休2日制（変則週休2日制を含む）により4週8休を達成している者	+10点
④CCUS（建設キャリアアップシステム）の事業者登録をしている者	+10点



## 有資格技術者の保有基準

※（ ）内はうち1級の人数

工 種	有 資 格 技 術 者	等級	令和6年度適用
一般土木	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（土木） 1級建設機械施工管理技士 2級建設機械施工管理技士（第1～6種）	A	10名（4名）以上
		B	5名（1名）以上
		C	3名 以上
法 面	のり面施工管理技術者	A	1名 以上
建築一式	1級建築士 2級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（建築）	A	10名（4名）以上
		B	5名（1名）以上
		C	3名 以上
電 気	1級電気工事施工管理技士 2級電気工事施工管理技士 電気主任技術者 ※1 電気工事士	A	6名（2名）以上
		B	3名 以上
給排水	1級管工事施工管理技士 2級管工事施工管理技士	A	6名（2名）以上
		B	3名 以上
鋼構造物	1級土木施工管理技士 1級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（躯体）	A	4名（2名）以上
		B	3名 以上
舗 装	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（土木） 1級建設機械施工管理技士 2級建設機械施工管理技士（第1～6種） 1級舗装施工管理技術者 ※2 2級舗装施工管理技術者 ※2	A	10名以上 （1級土木と1級建設機械の合計が4名以上） （舗装2名以上（1級1名以上））
		B	5名以上 （1級土木と1級建設機械のいずれかが1名以上） （舗装1名以上）
一般塗装	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装） 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（仕上げ） 1級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装） ※1 2級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装）	A	5名（2名）以上
		B	3名 以上
路面標示	路面標示施工技能士	A	2名 以上
造 園	1級造園施工管理技士 2級造園施工管理技士	A	5名（2名）以上
		B	3名 以上
解 体	1級土木施工管理技士 ※3 2級土木施工管理技士（土木） ※3 1級建築施工管理技士 ※3 2級建築施工管理技士（建築） ※3 2級建築施工管理技士（躯体） ※3 解体工事施工技士 ※4	A	3名以上 （解体工事施工技士2名以上）

各工種ごとに建設業法で規定する建設業の種類別技術者資格要件に合致する技術士は1級扱いとする。

※1 電気主任技術者及び1級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装）は1級扱いとする。

※2 うち数の技術者数を計算する場合、同一人が土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と舗装施工管理技術者の資格を有するときは、重複計算して構わない。

※3 平成27年度までに実施された技術検定の合格者については、登録解体工事講習の修了者又は合格後解体工事に関し1年以上の実務経験がある者に限る。

※4 うち数の技術者数を計算する場合、同一人が解体工事施工技士と他の資格を有するときは、重複計算して構わない。

## 第4 審査申請手続

### 1 受付期間

#### (1) 知事許可業者

##### ① 経営事項審査を面談申請する場合

受付は、経営事項審査の申請と同時に行います。

なお、やむを得ない事情により経営事項審査と同時又は同時期に申請できない場合は、後日、申請することも可能ですが、その場合であっても、最終の提出期限は令和6年1月31日とします。(その翌日以降の提出は受け付けません)ので注意してください。

##### ② 経営事項審査を電子申請する場合

令和5年1月1日(水)～令和6年1月31日(水)

経営事項審査の電子申請後に申請(郵送)してください。

#### (2) 大臣許可業者

受付は、経営事項審査の結果通知を受領した後となります。

なお、知事許可業者と同様に、最終の提出期限は令和6年1月31日とします。(その翌日以降の提出は受け付けません)ので注意してください。

### 2 受付場所

#### (1) 知事許可業者：

①経営事項審査を面談申請する場合 主たる営業所の所在地を所管する地域振興局総務企画部  
総務経理課総務経理班又は工事契約班 (持参)

②経営事項審査を電子申請する場合 建設政策課建設業班 (郵送)

#### (2) 大臣許可業者：建設政策課建設業班 (持参)

### 3 面談審査

#### (1) 知事許可業者

①経営事項審査を面談申請する場合：原則として経営事項審査の面談と併せて行います。

②経営事項審査を電子申請する場合：原則として面談審査は行いません。

(2) 大臣許可業者：建設政策課で指定した日に申請書の受付と併せて行いますので、面談審査が可能な日時を事前に建設政策課に連絡してください。

### 4 申請書類

必要な書類の様式は、建設政策課ホームページからダウンロードしてください。

## 5 提出書類

### (1) 経営事項審査を面談申請する知事許可業者及び大臣許可業者の場合

経営事項審査申請に必要な書類のほか、次の書類を提出してください。

提出書類	提出時期
建設工事入札参加資格審査申請書	経営事項審査の申請書と同時に提出 ※代表者印の押印は不要です。
技術職員名簿 (秋田県指定様式)	経営事項審査の申請書と同時に提出
県税納税証明書 (県税全般に滞納がない旨の証明)	面談審査日に提出 ※納税証明書は、面談審査日のおおむね1週間前以内に発行されたものを提出してください。(受付日に提出するものではありません) ※建設業許可申請の際の事業税の納税証明書とは異なるので注意してください。
建設工事入札参加資格審査申請書 【別表】(該当する場合)	「賃金水準の引き上げに関する加点(97～98ページ)」の評価事項を申請する場合は、 <u>令和6年1月4日から同月31日までに建設政策課に提出(郵送)</u> ※代表者印の押印は不要です。
健康経営優良法人認定に係る認定証の写し(該当する場合)	面談審査日に提出 国(経済産業省)の健康経営優良法人認定又は秋田県の健康経営優良法人認定の認定証の写し(白黒コピー可)
秋田県SDGsパートナー登録証の写し(該当する場合)	面談審査日に提出 登録証の写しは白黒コピー可
4週8休の達成状況に係る書類 (該当する場合)	面談審査日に提出
CCUS事業者登録の確認書類 (該当する場合)	面談審査日に提出 ID・パスワードは、マスキングしてください。
地域貢献活動実施申告書(該当する場合)	面談審査日に提出 ※代表者印の押印は不要です。ただし、「地域貢献活動証明欄」については、証明者の署名又は記名押印が必要です。
男女共同参画職場づくり事業に係る書類(該当する場合)	面談審査時に提出書類はありませんが、 <u>令和6年1月31日までに次世代・女性活躍支援課から加点対象者である旨の認定を受けてください。</u>
若年者等雇用申告書(該当する場合)	面談審査日に提出 ※代表者印の押印は不要です。
更生保護の協力雇	面談審査日に提出

用主登録に関する 証明書 (該当する場合)	審査基準日以降に秋田保護観察所に依頼し、証明書の発行を受けてください。
--------------------------	-------------------------------------

※大臣許可業者は、上記書類のほか、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までのもの）の写しを提出してください。

(2) 経営事項審査を電子申請する知事許可業者の場合

次の書類を提出してください。

提出書類	提出時期
建設工事入札参加 資格審査申請書	受付期間 (R5. 11. 1～R6. 1. 31) 内に提出 ※代表者印の押印は不要です。
技術職員名簿 (秋田県指定様式)	受付期間 (R5. 11. 1～R6. 1. 31) 内に提出
県税納税証明書 (県税全般に滞納 がない旨の証明)	受付期間 (R5. 11. 1～R6. 1. 31) 内に提出 ※納税証明書は、申請日のおおむね1週間前以内に発行されたものを提出してください。 ※建設業許可申請の際の事業税の納税証明書とは異なるので注意してください。
建設工事入札参加 資格審査申請書 【別表】(該当する場合)	「賃金水準の引き上げに関する加点 (97～98ページ)」の評価事項を申請する場合は、 <u>受付期間 (R5. 11. 1～R6. 1. 31) 内に建設政策課に提出 (郵送)</u> ※代表者印の押印は不要です。
健康経営優良法人 認定に係る認定証 の写し (該当する場合)	受付期間 (R5. 11. 1～R6. 1. 31) 内に提出 国 (経済産業省) の健康経営優良法人認定又は秋田県の健康経営優良法人認定の認定証の写し (白黒コピー可)
秋田県SDGsパ ートナー登録証の 写し (該当する場合)	受付期間 (R5. 11. 1～R6. 1. 31) 内に提出 登録証の写しは白黒コピー可
4週8休の達成状 況に係る書類 (該当する場合)	受付期間 (R5. 11. 1～R6. 1. 31) 内に提出
CCUS事業者登 録の確認書類 (該当する場合)	受付期間 (R5. 11. 1～R6. 1. 31) 内に提出 ID・パスワードは、マスキングしてください。
地域貢献活動実施 申告書 (該当する場合)	受付期間 (R5. 11. 1～R6. 1. 31) 内に提出 ※代表者印の押印は不要です。ただし、「地域貢献活動証明欄」については、証明者の署名又は記名押印が必要です。
男女共同参画職場 づくり事業に係る 書類 (該当する場合)	提出書類はありませんが、 <u>令和6年1月31日までに次世代・女性活躍支援課から加点对象者である旨の認定を受けてください。</u>

若年者等雇用申告書 (該当する場合)	受付期間 (R5. 11. 1～R6. 1. 31) 内に提出 ※ <u>代表者印の押印は不要です。</u>
更生保護の協力雇用主登録に関する証明書 (該当する場合)	受付期間 (R5. 11. 1～R6. 1. 31) 内に提出 審査基準日以降に秋田保護観察所に依頼し、証明書の発行を受けてください。

## 6 留意事項

※男女共同参画職場づくり事業について、例年、加点対象とならない者からの申請が散見されます。加点対象となる事業の内容や事業に係る提出書類の記入方法等については、必ず、次世代・女性活躍支援課に直接お問い合わせのうえ、確認してください。

※協力雇用主登録に関する証明書については、秋田県の場合、審査基準日時点で実際に対象者を雇用していることが条件となります。証明書の発行依頼や協力雇用主制度については、秋田保護観察所に直接お問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

法務省 秋田保護観察所 就労支援担当

※開庁時間：午前8:30～午後5:15

〒010-0951

(土日祝日、年末年始は閉庁)

秋田市山王7-1-2 秋田地方法務合同庁舎2階

※来庁を希望される場合も、まずはお電

話番号：018-862-3903

話にてお問い合わせください。

## 7 提示又は提出書類

### ① 面談審査の場合 (経営事項審査を面談申請する知事許可業者・大臣許可業者)

次の書類を持参してください(「若年者雇用等」に係る提示書類のうち、住民票の写しについては、令和5年11月1日以降に面談審査を行う場合に限ります)。

なお、提示していただく書類は、特段の記載がないものは全て原本ですので、注意してください。(原本の提示がない場合は、原本により内容が確認されるまでの間、審査は保留されます。)

審査事項	提示書類名
職員の常勤性	①社会保険被保険者標準報酬決定通知書 (通知後に資格取得又は喪失した場合は、その通知書) ②雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 ③社会保険及び雇用保険又はどちらか一方に加入していない職員がいる場合は、当該職員の給与所得の源泉徴収簿、源泉所得税を納付したことを証する書類、賃金台帳及び出勤簿 ※技術職員名簿に記載された職員全員のものが必要です。
技術職員の資格	合格証、資格者証、卒業証明書、実務経験証明書等の写し <u>ただし、前回の入札参加資格審査(定期年)で申請した技術職員の内容に変更がない場合は、次の場合を除き、当該職員の資格者証等の提示を省略できます。なお、前回の定期年の際に申請した技術職員名簿は、面談担当職員が面談時に持参し突合します。</u>

	<p>○「土木施工管理技士（１級・２級）」、「１級建築施工管理技士」、「２級建築施工管理技士（建築・躯体）」及び「とび・とび工（１級・２級）」の技術者を解体工事の技術者として申請する場合、平成２８年度以降に実施された技術検定の合格者にあつては合格証明書、平成２７年度以前に実施された技術検定の合格者にあつては登録解体工事講習の修了証（写し）又は当該技術検定の合格後解体工事に関し１年以上の実務の経験を有することを証する書面を提示してください。</p> <p>○のり面施工管理技術者、舗装施工管理技術者及び解体工事施工技士の資格を有している技術職員の場合は、各資格者証（写し）を提示してください。</p> <p>○登録基幹技能者講習を修了している技術職員の場合は、講習修了証（写し）を提示してください。</p>
最高元請実績	<p>一般土木工事、建築一式工事及び舗装工事のいずれかの工種を申請する場合、各工種の審査基準日以前２４か月間に元請として完成した工事のうち、一件の金額が最高額となる工事の<u>契約書及び当該工事請負代金の受領が確認できる通帳、領収書等</u></p> <p>※最高元請の工事が共同企業体による施工の場合、当該共同企業体の<u>協定書</u>も必ず提示してください。</p> <p>※契約の変更があつた場合を除き、<u>複数の契約を一件にまとめることはできません。</u></p>
消費税の納税状況	<p>消費税納税証明書（消費税及び地方消費税に滞納のない旨の証明書）</p> <p>※納税証明書は、<u>面談審査日のおおむね１週間前以内に発行されたもの</u>を提示してください。</p> <p>※<u>経営事項審査で必要とされている納税証明書とは異なる</u>もので、注意してください。</p>
社会保険等の加入の状況	<p>審査基準日の月を含む<u>社会保険料納入証明書（一括用のみ・未納の有無を証明する場合）</u>。社会保険料納入確認書も可。</p> <p>令和４年度及び令和５年度の労働保険保険料申告書とその領収書（経営事項審査で使用したものと同一もので可とします。）</p>
社会的要請への対応状況	<p>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（<u>いずれも写し</u>）</p> <p>被雇用者であることが分かる書類（審査事項「職員の常勤性」の提示書類名を参考にしてください。）</p>
若年者等雇用	<p>①社会保険被保険者標準報酬決定通知書（通知後に資格取得又は喪失した場合は、その通知書）</p> <p>②雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届</p> <p>③健康保険被保険者証（写し）</p> <p>④継続雇用している若年者等に係る住民票の写し</p>



※令和5年11月1日以降に発行されたものを提示してください。  
 ※「住民となった日」又は「住所を定めた日」から住民票の写しの発行日までの期間により「県内在住者」であるかを確認します。  
 ※個人番号が記載されていないものに限ります。

(注) 大臣許可業者は、上記書類のほか、申請する工種に応じ、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」又は「塗装工事」について、55ページに記載する方法により別葉で作成した工事経歴書を提示してください。

② 面談審査を行わない場合（経営事項審査を電子申請する知事許可業者）

次の書類（全て写しの提出となります。）を提出（郵送）してください（「若年者雇用等」に係る提出書類のうち、住民票の写しについては、令和5年11月1日以降に発行されたものに限ります。）

審査事項	提出書類名
職員の常勤性	<p>①社会保険被保険者標準報酬決定通知書（通知後に資格取得又は喪失した場合は、その通知書）の写し</p> <p>※ 対象者の被保険者整理番号並びに対象者以外の被保険者整理番号、被保険者氏名及び生年月日は、マスキングしてください。</p> <p>②雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し</p> <p>③社会保険及び雇用保険又はどちらか一方に加入していない職員がいる場合は、当該職員の給与所得の源泉徴収簿、源泉所得税を納付したことを証する書類、賃金台帳及び出勤簿（いずれも写し）</p> <p>※入札参加資格申請の技術職員名簿に記載された職員全員のものが必要ですが、<u>経営事項審査の技術職員名簿に記載した職員のもの</u>は不要です。</p>
技術職員の資格	<p>合格証、資格者証、卒業証明書、実務経験証明書等の写し</p> <p><u>ただし、前回の入札参加資格審査（定期年）で申請した技術職員の内容に変更がない場合は、次の場合を除き、当該職員の資格者証等の写しの提出を省略できます。</u></p> <p>○「土木施工管理技士（1級・2級）」、「1級建築施工管理技士」、「2級建築施工管理技士（建築・躯体）」及び「とび・とび工（1級・2級）」の技術者を解体工事の技術者として申請する場合、平成28年度以降に実施された技術検定の合格者にあつては合格証明書、平成27年度以前に実施された技術検定の合格者にあつては登録解体工事講習の修了証（写し）又は当該技術検定の合格後解体工事に関し1年以上の実務の経験を有することを証する書面を提示してください。</p> <p>○のり面施工管理技術者、舗装施工管理技術者及び解体工事施工技士の資格を有している技術職員の場合は、各資格者証（写し）</p> <p>○登録基幹技能者講習を修了している技術職員の場合は、講習修了証</p>



	(写し)
最高元請実績	<p>一般土木工事、建築一式工事及び舗装工事のいずれかの工種を申請する場合、各工種の審査基準日以前24か月間に元請として完成した工事のうち、一件の金額が最高額となる工事の<u>契約書及び当該工事請負代金の受領が確認できる通帳、領収書等の写し</u></p> <p>※最高元請の工事が共同企業体による施工の場合、当該共同企業体の<u>協定書</u>も必ず提示してください。</p> <p>※契約の変更があった場合を除き、<u>複数の契約を一件にまとめることはできません</u></p>
消費税の納税状況	<p>消費税納税証明書（消費税及び地方消費税に<u>滞納のない旨の証明書</u>）の写し</p> <p>※納税証明書は、<b>申請日</b>のおおむね1週間前以内に発行されたものを提示してください。</p> <p>※<u>経営事項審査で必要とされている納税証明書とは異なる</u>もので、注意してください。</p>
社会的要請への対応状況	<p>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 (<u>いずれも写し</u>)</p> <p>被雇用者であることが分かる書類の写し (審査事項「職員の常勤性」の提出書類名を参考にしてください。)</p>
若年者等雇用	<p>①<b>社会保険被保険者標準報酬決定通知書</b>（通知後に資格取得又は喪失した場合は、その通知書）の写し</p> <p>※ 対象者の被保険者整理番号並びに対象者以外の被保険者整理番号、被保険者氏名及び生年月日は、マスキングしてください。</p> <p>②<b>雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届</b>（写し）</p> <p>③<b>健康保険被保険者証</b>（写し）</p> <p>※保険者番号、被保険者等記号・番号はマスキングしてください。</p> <p>④<b>継続雇用している若年者等に係る住民票の写し</b></p> <p>※令和5年11月1日以降に発行されたものを提出してください。</p> <p>※「住民となった日」又は「住所を定めた日」から住民票の写しの発行日までの期間により「県内在住者」であるかを確認します。</p> <p>※個人番号が記載されていないものに限り、<b>マスキング</b>してください。</p>

## 7 通知

令和6年4月下旬に、入札参加資格審査の結果を通知します。

なお、審査結果については、異議の申し立てはできません。

## 第5 その他

### 1 条件付き一般競争入札

県では、等級格付をしている15工種において、原則として条件付き一般競争入札を導入していますので、県発注工事の入札に参加したい者は、自ら秋田県電子入札システム※等で発注情報を検索し手続を行ってください。※アドレス <http://cals05.pref.akita.lg.jp/index.html>

### 2 組織変更等

個人業から法人への組織変更があった場合など、一定の要件を満たす場合においては、等級格付を継承することができます。

この場合の要件、提出書類等については、建設政策課又は主たる営業所の所在地を所管する各地域振興局へお問い合わせください。

### 3 合併等

入札参加資格を有する者が、合併又は全ての建設業について営業譲渡した場合は、入札参加資格の調整措置及び入札参加機会の確保措置の対象となる場合があります。

この場合の要件、提出書類等については、建設政策課へお問い合わせください。

### 4 入札参加時の心得

秋田県では、入札参加者の入札時における遵守事項として、「建設工事等競争入札心得」及び「入札参加にあたっての留意事項」を定めています。

入札にあたっては、これらを十分承知の上、参加してください。

### 5 虚偽申請

経営事項審査や入札参加資格審査の申請書に虚偽の記載をし、入札参加資格を不正に取得したことが判明した場合は、建設業法に基づく監督処分（営業停止）や指名停止措置の対象となるほか、入札参加資格の取消しや変更（格下げ）が行われることとなります。

（参考）

事例1：経営事項審査の申請に当たり、雇用関係のない職員を技術職員名簿に記載し、虚偽の賃金台帳等を提示したもの

→建設業法に基づく監督処分（営業停止）、入札参加資格の取消し

事例2：経営事項審査の申請に当たり、複数の工事を1件の工事とし、又は実際の施工内容と異なる工種の実績として計上し、虚偽の注文書を提示したもの

→建設業法に基づく監督処分（営業停止）、指名停止措置及び入札参加資格の変更（格下げ）

事例3：地域貢献活動又は若年者雇用等の申告にあたり、虚偽の申告あるいは制度の趣旨に意図的に反した申告をしたことが判明したもの

→建設業法に基づく監督処分（営業停止）、入札参加資格の取消し又は変更（格下げ）

また、資格審査に影響を及ぼす重要な事項について、申請書や添付書類に事実と異なる記載をし、又は記載すべき事実を記載しなかった者については、入札参加資格の取消し又は変更（格下げ）が行われることがありますので、申請の際は御注意ください。

## 第4章 入札参加資格審査申請書の記載要領

※申請書を手書きで作成する場合は、鉛筆、消せるボールペン等の消せる筆記用具を使用しないでください。

### 1 建設工事入札参加資格審査申請書

#### 1 許可番号欄

カラムの先頭の2桁に知事許可の場合は「05」を、大臣許可の場合は「00」を記入し、次の6桁のカラムに許可番号を記入してください。

記入例：秋田県知事許可（般－28）第1234号の場合

許可番号	0	5	0	0	1	2	3	4
------	---	---	---	---	---	---	---	---

#### 2 代表者印の押印

不要とします。

#### 3 2年平均と3年平均の選択

経営事項審査で採用した完成工事高計算基準の区分と同一にしてください。

#### 4 完成工事高欄

(1) 入札参加資格審査を申請する工種について、「申請」欄に○印を記載してください。

なお、申請する工種については、次に掲げる全ての要件を満たしている必要があります。

- ・申請日において、申請する工種に対応する建設業許可を取得していること。
- ・申請する工種に対応する許可業種に係る総合評定値を請求していること。
- ・申請する工種の年間平均完成工事高が1,000万円以上であること。

(2) 完成工事高の記入に当たっては、次の表の工種区分に従い記入してください。記入する金額は全て消費税抜きの金額です。

工 種	完 成 工 事 高 の 記 入
一般土木工事 法面工事 建築一式工事 解体工事	申請書様式裏面の完成工事高計算表により算出した数値を記入してください。
一般塗装工事 路面標示工事	経営規模等評価申請書の塗装工事の完成工事高を分別して計上してください。
上記以外の9工種	経営規模等評価申請書の工事種類別完成工事高から転記してください。
その他	入札参加資格審査の申請をしない工種に係る完成工事高の合計額を記入してください。

(3) 「合計」欄は、経営規模等評価申請書の20002帳票（工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高）の項番34の完成工事高の額と一致します。

(4) 「年間平均完成工事高」欄のコード01～00は、千円未満を四捨五入した数値を記入してください。また、同欄のコード99は、コード0.1～0.0欄の合計値を記入してください。

## 5 元請実績欄

一般土木工事、建築一式工事及び舗装工事を申請する場合は、元請実績（最高元請負額）を確認する必要があります。

「最高元請負額」欄は、審査基準日以前24か月間の範囲内に元請として完成した工事のうち、一件の金額が最高の元請負工事の請負代金の額（税抜）を記入してください。

**工事進行基準を採用している場合、審査基準日以前24か月間の範囲内に完成していない工事は、記載することができません。この場合、契約額の総額を、工事が完成した事業年度の最高元請負額として認めることとなります（年間平均完成工事高の計算とは扱いが異なります）。**

**なお、総合的な企画、指導、調整を伴って土木工作物又は建築物を解体した工事に係る請負額は、一般土木工事又は建築一式工事における最高元請負額の対象とはなりません。**

**また、最高元請負額として記載した工事について、入金確認を行いますので、入金確認書類を必ず持参（面談）又は提出（郵送）してください。**

## 6 自己資本額欄

経営事項審査申請の際に2期平均を選択した場合であっても、審査基準日現在（基準決算）の自己資本額を記入してください。

## 7 有資格技術職員数欄

技術職員に係る資格の種類ごとに、審査基準日現在の人数を記入してください。この場合において、同一系統の資格については、次の方法により記入してください。

取得している資格		記入する資格
1級土木施工管理技士	1級建設機械施工管理技士	1級土木施工管理技士
2級土木施工管理技士（土木）	2級建設機械施工管理技士	2級土木施工管理技士（土木）
1級建築施工管理技士	1級建築士	1級建築施工管理技士
2級建築施工管理技士（建築）	2級建築士	2級建築施工管理技士（建築）
電気主任技術者	第二種電気工事士	電気主任技術者
1・2級電気工事施工管理技士	電気工事士	1・2級電気工事施工管理技士

一般塗装工事を申請する場合

取得している資格	記入する資格
1級土木施工管理技士 2級 〃（鋼構造物塗装） 1・2級塗装技能士（建築塗装） 1・2級塗装技能士（鋼橋塗装）	1級建築施工管理技士 2級 〃（仕上げ） 左に掲げる資格のうち 有資格技術者の保有基準上の 上位資格いずれか一つを記入 ただし、1級塗装技能士（建築 ・鋼橋）と2級土木施工管理技士 （鋼構造物塗装）あるいは2級建 築施工管理技士（仕上げ）の両方

	を保有している場合は、1級塗装技能士（建築・鋼橋）を記入
--	------------------------------

#### 舗装工事を申請する場合

取得している資格	記入する資格
舗装施工管理技術者が 1級土木施工管理技士、1級建設機械施工管理技士 2級土木施工管理技士（土木）、2級建設機械施工管理技士のいずれも保有していない場合	1級舗装施工管理技術者の数をコード22の欄に 2級舗装施工管理技術者の数をコード23の欄にそれぞれ記入

#### 解体工事を申請する場合

取得している資格	記入する資格
・解体工事施工技士が1級土木施工管理技士等を保有していない場合 ・解体工事施工技士が1級土木施工管理技士等を保有しているが、登録解体工事講習の修了者等でないため、解体工事の技術者として認められない場合	解体工事施工技士の数をコード27の欄に記入

#### 8 完成工事高計算表（申請書裏面）

申請工種について、経営事項審査申請で作成した工事経歴書に基づき、消費税抜きの金額を記入し、経営事項審査申請上の業種を分離・統合して入札参加資格申請上の完成工事高を算出してください。

## 2 納税状況

県税の納税状況及び消費税の納税状況について、該当する方に○を付けてください。

## 3 社会保険等の加入の状況

社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入の状況について、該当するものに○を付けてください。原則として審査基準日により審査します。

## 4 障害者雇用の状況

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有する者の人数を記入してください。ただし、法人の役員及び個人事業主である者の人数は除きますので、注意してください。

## 5 保護観察対象者等の雇用状況

保護観察対象者等（※）の雇用人数を記入してください。

なお、2名を超えて雇用している場合も2名と記入してください。

※保護観察対象者等…更生保護法第48条に規定する保護観察中の者又は同法85条に規定する更生緊急保護を受けている者。なお、次の場合を含む。

- ・雇用開始時に保護観察対象者等であった者について、当該期間を終了した後も継続して雇用している場合。
- ・もともと雇用していた者が、犯罪や非行をして保護観察対象者等となり、そのことを承知の上で雇用を継続し、当該期間を終了した後も継続して雇用している場合。

### 1 提出書類

#### ○更生保護の協力雇用主登録に関する証明書

秋田保護観察所から証明書の発行を受けてください。 証明書の発行を受けられない場合は、加対象となりません。（秋田保護観察所のお問い合わせ先は93ページをご確認ください）

### 2 評価対象基準

審査基準日時点で秋田保護観察所に協力雇用主として登録し、かつ保護観察対象者等を雇用している者を加対象とします。

## 6 秋田県SDGsパートナー登録に関する加点

**審査基準日**を含む登録期間（登録日から3年間）の登録を受けている場合は、加対象となります。

#### 【添付書類】

- ・登録証の写し

「58095」を入力・検索

※登録の申請方法や受付期間等は下記URLを参照してください。

<秋田県あきた未来戦略課ホームページ>

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/58095>



#### 【登録制度に関するお問い合わせ先】

秋田県あきた未来創造部あきた未来戦略課

電話番号：018-860-1232

※平日 8:30～17:15

## 7 健康経営優良法人認定に関する加点

次の1、2のいずれかを申請することができます。



申請する場合は、「あり」及び「国」又は「県」の該当する方に○を付けてください。

## 1 国の健康経営優良法人認定を受けている場合

大規模法人部門、中小規模法人部門を問わず、**審査基準日**を含む認定期間（認定日から1年間）の認定を受けている場合は、加点対象となります。

### 【添付書類】

- ・認定証の写し

※今回中間年審査において加点の対象となる認定（令和4年度受付分）については、既に申請の受付を終了しております。

### 【認定制度に関するお問い合わせ先】

株式会社日経リサーチ（委託先）

電話番号：03-5296-5172

※平日午前10:00～午後5:30

## 2 秋田県の健康経営優良法人認定を受けている場合

**審査基準日**を含む認定期間（認定日から1年間）の認定を受けている場合は、加点対象となります。

### 【添付書類】

- ・認定証の写し

※今回中間年審査において加点の対象となる認定は、令和4年12月受付分（令和5年3月認定）及び令和5年6月受付分（令和5年9月認定）です。認定の申請方法や受付期間等については、下記URLを参照してください。

<秋田県健康づくり推進課ホームページ>

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/44563>



「44563」を入力・検索

### 【認定制度に関するお問い合わせ先】

秋田県健康福祉部健康づくり推進課

電話番号：018-860-1426

※平日午前8:30～午後5:15

## 8 地域貢献活動の実施状況

地域貢献活動の実施状況については、次の点に注意して申告してください。

### 1 提出書類

(1) 秋田県内において行われた自主的な活動のうち、次に掲げる地域貢献活動を行った者は、地域貢献活動実施申告書を提出してください（①～③の項目ごとに申告書を提出）。

- ①災害対応活動（自然災害時の地域パトロール、被災者への支援活動等）
- ②除雪活動（町内会の除雪作業への役務提供、ボランティア除雪活動等）
- ③クリーンアップ活動等（公共施設（道路、河川等）の清掃や草刈り、環境保全活動等）

(2) 地域貢献活動実施申告書には、次に掲げる書類を添付してください。

- ・関係者からの証明（申告書への関係者からの証明、又は活動を行ったこと及び当該活動が地域住民の生活に貢献するものであったことの証明書）※申告書の「地域貢献活動証明欄」を利用しても差し支えありません。
- ・感謝状の写し（感謝状の交付を受けた場合）
- ・その他地域貢献活動の実施を客観的に判断できる資料（新聞記事、広報誌、写真等（写し可））  
※添付書類は必要最小限（多くても2～3枚程度）としてください。

## 2 地域貢献活動と認められるための条件

発注者別評価点の加点対象となる活動は、次の場合に限るものとします。

- ・自主的な非営利の活動であること（請負契約、注文等に基づく活動は対象外）
- ・企業としての取組であること（従業員の個人的活動は対象外）
- ・実際の活動実績があること
- ・地域に貢献することを目的とすること
- ・活動内容が客観的に確認できること（感謝状、町内会等関係者からの証明、写真等）

※巻末資料「令和6年度適用建設工事入札参加資格審査における発注者別評価事項「地域貢献活動の実施状況」の考え方」も併せて御覧ください。

## 3 対象期間

令和6年度適用中間年審査においては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間における活動を対象とします。

## 4 その他

令和5・6年度適用定期年審査において加点対象となった活動は対象外とします。

また、地域貢献活動実施申告書については、建設業者が行っている地域貢献活動を地域住民に広く周知する観点から、各活動内容を公開する場合があります。

# 9 若年者等雇用

新規学卒者等を含む若年者又は女性を常時雇用の者として採用し、かつ、継続雇用している者を評価しますので、該当する場合は、次の点に注意して申告してください。

## 1 提出書類等

- (1) 若年者等雇用申告書
- (2) 添付書類

- ① 対象者が新規学卒者の場合、次の(ア)又は(イ)のいずれかを添付して若年者等雇用申告書を提出してください。
- (ア) 卒業証明書の原本を添付
  - (イ) 卒業証明書の原本を提示の上その写しを添付
- ② 対象者が新規学卒者以外の者である場合、次の(ア)から(エ)までのいずれかを添付して若年者等雇用申告書を提出してください。
- (ア) 採用直前に在籍していた会社の退職証明書（対象者の氏名、生年月日及び勤務期間が記載されているもの（様式任意）。以下同じ。）の原本を添付
  - (イ) 採用直前に在籍していた会社の退職証明書の原本を提示の上その写しを添付
  - (ウ) 採用直前に在籍していた会社に係る雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書（写し）を添付
  - (エ) 採用直前に在籍していた会社に係る雇用保険被保険者離職票－1兼資格喪失確認通知書（被保険者通知用）（写し）を添付

## 2 評価対象基準

### (1) 審査基準

対象期間（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）に、若年者（採用日において31才未満の者）又は女性（年齢不問）を常時雇用の者として採用し、かつ、継続雇用している者（当該若年者等が県内在住者である場合に限り）を審査対象とします。

なお、若年者等については、技術系職員・事務系職員を問いません。

### (2) 留意事項

#### ・申請できる人数について

審査対象は2名までとします。なお、申請しようとする女性が若年者の要件（採用日において31才未満の者）を満たす者であっても、1名となります。

#### ・常時雇用について

雇用期間が特に限定されておらず、社会保険等（社会保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入している者（短時間勤務の者を除く。）を条件とします。

したがって、社会保険の加入義務がある事業所において、本人の希望又は自社都合により、採用時点で社会保険に加入していない場合は対象外となります。

また、従業員として「雇用」していることが前提となるため、役員等は、若年者雇用の対象として想定されません。

#### ・継続雇用について

令和5年11月1日時点で継続雇用している者を条件とします。

#### ・県内在住者について

採用日から令和5年11月1日までの間、継続して秋田県内に住所を有する者を条件とします。

#### ・事後確認について

令和5年11月1日より前に面談審査を実施したときは、同日以後に、継続雇用していること及び県内在住者であることについて、事後確認を行います。

## 3 その他

対象・対象外については、次のとおりに取扱いますのでご注意ください。

### 【対象外となる場合】

- ① 採用日前2年以内において当該企業に常時雇用の職員として在職したことがある者を採用した場合
- ② 採用直前に在職していた会社が採用した会社と一定の資本関係又は人的関係にある場合

#### ※資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

#### ※人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を役員を現に兼ねている場合

### 【対象に含む場合】

- ① 令和3年3月に学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業した者を同月内に採用している場合
- ② 対象採用期間に季節雇用で採用したが、当初の雇用期間を超えて在職している場合（令和5年11月1日時点で10か月以上在職している場合に限る。）

### 参 考

#### ○親会社、子会社の定義

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社をいいます。

（会社法）

#### 第2条第3号（子会社の定義）

会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

#### 第2条第4号（親会社の定義）

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

#### ○役員 の 定 義

① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

② 取締役（社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役を除く。）

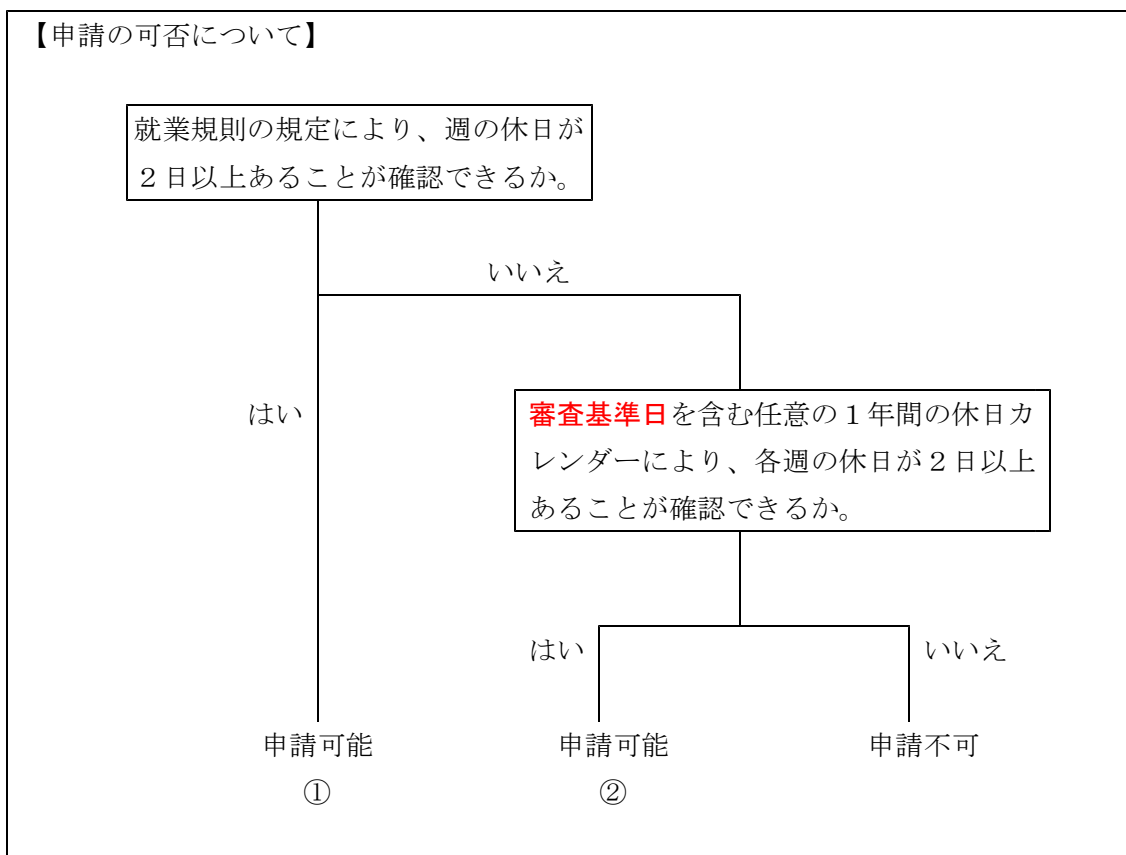
③ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

④ 指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

\* 監査役等は、役員には該当しません。

## 10 完全週休2日制による4週8休の達成状況に関する加点

**審査基準日時点**において、完全週休2日制（変則週休2日制を含む）の達成により、各月の休日が8日以上ある場合は、加点対象となります。



### 【添付書類】

- ①の場合：労働基準監督署の受付印がある就業規則の写し
- ②の場合：審査基準日を含む任意の1年間の休日カレンダーの写し（労働基準監督署の確認を受けたもの）注

※完全週休2日制（変則週休2日制を含む）は、「土・日休み」のほか、「平日・日休み」、「平日・土・日に限らず2日休み」等、毎週の休日が2日あることを指します。そのため、審査基準日を含む1年間において、休日が2日未満の週が1週でもあれば、加点の対象外となります。

※本社と現場で異なる休日制度を採用している場合は、両方で達成している場合に限りです。

注：②の場合において、変形労働時間制を採用していない等の理由により、労働基準監督署の確認を受けていない場合は、当該カレンダーの余白部分への第三者（社会保険労務士、自

社の役員以外の従業員等) 1名の署名又は記名押印をもって確認とみなします。この場合は、労働基準監督署の受付印がある就業規則の写しも添付してください。

## 11 CCUS (建設キャリアアップシステム) の事業者登録に関する加点

**審査基準日時点**において、CCUS (建設キャリアアップシステム) の事業者登録をしている場合は、加点対象となります。

### 【添付書類】

- ・事業者ログイン画面の写し、事業者登録の完了メールの写し、事業者登録完了のお知らせ(ハガキ)の写し等、事業者登録が確認できる書類

※ID・パスワードは、マスキングしてください。

※事業者登録の申請から登録完了まで1か月から2か月程度かかりますので、当該加点の申請を希望される方はご注意ください。

CCUS (建設キャリアアップシステム) ホームページ : <https://www.ccus.jp/>

### 【登録制度に関するお問い合わせ先】

一般財団法人建設業振興基金

お問い合わせフォーム : <https://www.ccus.jp/contact> ※電話受付なし

## 12 技術職員名簿 (入札参加資格申請用)

### 1 有資格区分コード

(1) これらの様式は、経営事項審査とは別個に、入札参加資格審査を行うために作成するものです。

そのため、経営規模等評価申請書の20005帳票(技術職員名簿)で記載した資格についても、入札参加資格審査において評価される資格の場合は、忘れずに記入してください。

(2) 技術職員が保有している資格に係るコードは、経営事項審査の業種別技術職員コード表(別表5、75～77ページ)に基づき記入してください。ただし、**解体工事を申請する場合**には、次に掲げる事項に留意してください。

○ 113、120等の解体工事に対応できる各資格のうち、次の(i)～(iii)のいずれかに該当し、解体工事の技術者と認められる技術者については、「解体講習等」の欄に○を記入してください。同欄に○がない場合は、解体工事の技術者として審査されません。

(i) 平成28年度以降に実施された試験の合格者

(ii) 登録解体工事講習の修了者

(iii) 資格取得後、解体工事に関し1年以上の実務経験がある者



○ その他、巻末の「入札参加資格審査において解体工事を申請する際の留意事項について」をご確認ください。

(3) 経営事項審査上の配点がない資格については、次のとおり資格コードを記入してください。

- ・ のり面施工管理技術者 … 1 1 7 ※舗装施工管理技術者の資格コードについて
- ・ 1級舗装施工管理技術者 … 1 3 H は、新設された電気通信工事施工管理技士
- ・ 2級舗装施工管理技術者 … 2 3 H のコードが1 3 1、2 3 2となることから令和3・4年度適用定期年審査から変更しています。

(4) 同一工種に係る資格を複数有している技術職員がいる場合は、次のとおり記入してください。

①経営事項審査上の配点が低い資格又は配点がない資格（上記(3)参照）が技術者保有条件となっている場合

… 経営事項審査上の配点が最も高い資格コードと、技術者保有条件となっている資格コードの両方を記入してください。

【例】

- ・ のり面施工管理技術者（1 1 7）ととび・とび工1級（1 5 7）の両方を有する場合
- ・ 第一種電気工事士（1 5 5）と電気主任技術者（2 5 8）の両方を有する場合

②経営事項審査上の配点と同じ資格が技術者保有条件となっている場合

… 技術者保有条件となっている資格コードのみを記入してください。  
（必要に応じて100ページの記入方法を参照してください。）

③経営事項審査上の配点が高い資格が技術者保有条件となっている場合

… 経営事項審査上の配点が最も高い資格コードのみを記入してください。

(5) 経営事項審査において加点対象となる資格であっても、申請しない工種に係る資格コードは記入しないでください。

(6) 建設業の合併等に伴う入札参加機会の確保措置により、主たる営業所が所在する地域以外に所在する営業所の所在地域の入札参加資格を有する者にあつては、営業所毎に技術職員名簿を作成してください。

(7) 技術職員氏名は、五十音順に名簿に記入してください。

## 2 職員の常勤性

技術職員として技術職員名簿に記載することができる職員は、審査基準日現在において、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者に限りますので、常勤性が認められない技術職員は記入しないでください。

## 第5章 建設工事入札参加資格審査申請書【別表】について

発注者別評価事項の「賃金水準に関する加点」を希望する場合は、「建設工事入札参加資格審査申請書【別表】」により、別途、申請を行ってください（経営事項審査申請時、面談審査時の提出は受付しません）。

### 1 提出書類

#### (1) 建設工事入札参加資格審査申請書【別表】

許可番号、商号等の必要事項を記載するとともに、申請する評価事項の「申請」欄に✓印を入れてください。

#### (2) 申請する評価事項に応じた添付書類

### 2 提出方法等

#### (1) 郵送とします。

#### (2) 提出部数は1部です。

#### (3) 「建設工事入札参加資格審査申請書【別表】」を先頭にして、左上をホチキスで綴じてください。

### 3 受付期間・宛先

#### (1) 受付期間

令和6年1月4日（木）から同月31日（水）まで（令和6年1月31日午後5時 必着）

#### (2) 宛先

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県建設部建設政策課 建設業班 建設工事入札参加資格審査担当 宛

## 賃金水準に関する加点

賃金水準の引き上げの状況について申請する場合は、次の点に注意してください。

### 1 一人当たり給与等支払額が1.5%以上又は3.0%以上増加している場合

次の(1)～(3)のいずれかを申請することができます。

#### (1) 令和2年分と令和3年分の比較

119ページを参照のうえ、「①-1 令和3年分が令和2年分と比較して一定以上増加している」項目の「支払総額」及び「人数」欄に、税務署に提出した令和2年分及び令和3年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」から指定の金額及び人数を転記してください。

#### 【添付書類】

- ・令和2年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（控え）の写し
- ・令和3年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（控え）の写し

※いずれも税務署で受け付けたことが確認できるもの（受付印、受信通知等）に限ります。



## (2) 令和3年分と令和4年分の比較

119ページを参照のうえ、「①-1 令和4年分が令和3年分と比較して一定以上増加している」項目の「支払総額」及び「人数」欄に、税務署に提出した令和3年分及び令和4年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」から指定の金額及び人数を転記してください。

### 【添付書類】

- ・令和3年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（控え）の写し
- ・令和4年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（控え）の写し

※いずれも税務署で受け付けたことが確認できるもの（受付印、受信通知等）に限ります。

## (3) 令和4年分と令和5年分の比較

119ページを参照のうえ、「①-2 令和5年分が令和4年分と比較して一定以上増加している」項目の「支払総額」及び「人数」欄に、税務署に提出した令和4年分及び令和5年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」から指定の金額及び人数を転記してください。

### 【添付書類】

- ・令和4年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（控え）の写し
- ・令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（控え）の写し

※いずれも税務署で受け付けたことが確認できるもの（受付印、受信通知等）に限ります。

## 2 令和4年の一人当たり給与等支払額が全国平均（令和3年分）を超えている場合

119ページを参照のうえ、「② 令和4年分が全国平均を超えている」項目の「支払総額」及び「人数」欄に、税務署に提出した令和4年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」から指定の金額及び人数を転記してください。

※ **全国平均（令和3年分）は、5,370,400円です。**

### 【添付書類】

- ・令和4年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（控え）の写し

※いずれも税務署で受け付けたことが確認できるもの（受付印、受信通知等）に限ります。

## 3 令和5年の一人当たり給与等支払額が全国平均（令和4年分）を超えている場合

119ページを参照のうえ、「② 令和5年分が全国平均を超えている」項目の「支払総額」及び「人数」欄に、税務署に提出した令和5年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」から指定の金額及び人数を転記してください。

### 【添付書類】

- ・令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（控え）の写し

※いずれも税務署で受け付けたことが確認できるもの（受付印、受信通知等）に限ります。

なお、比較対象となる**全国平均（令和4年分）**については、厚生労働省が行っている賃金構造基本統計調査の結果によるものとし、結果が確定次第、建設政策課ホームページにおいて公表します。（令和5年3月頃予定）

※ **給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表について、郵送による申告で受付印がない場合は、領収証書（12ヶ月分）も提出してください。**

# 建設工事入札参加資格審査申請書

秋田県で行われる建設工事に係る入札に参加する資格の審査を申請します。

令和5年5月11日

秋田県知事

佐竹敬久

完成工事高  
計算基準の区分

2

[1:2年平均 2:3年平均]

総合評定値の請求

あり

なし

工種名	申請		前々期分		前期分		基準決算期分		コード	年間完成 (千円)	平均工事高 (千円)
	自	至	自	至	自	至	自	至			
一般土木	87,910	106,500	106,500	100,937	01	98,449					
法面	17,890	18,500	20,753	02	18,981						
建築一式			03								
電気			04								
給排水暖冷房			05								
鋼構造物			06								
舗装	28,380	20,500	87,250	07	45,377						
一般塗装			08								
路面標示			09								
機械器具設置			10								
電気通信			11								
造園			12								
さく井			13								
水道施設			14								
解体	29,194	6,878	7,712	15	14,585						
その他	39,350	24,900	44,030	00	36,094						
合計	202,524	177,278	260,682	99	213,486						

※最高元請負額は、審査基準日より前24ヶ月間の範囲内で桁抜きの数値を記載すること。

最高元請負額	一般土木	28,700千円
	建築一式	千円
	舗装	9,150千円

自己資本額	9,152千円
-------	---------

【社会的要請への対応状況】

障害者雇用人数	2人
保護観察対象者等雇用人数	1人
SDGs/パートナー登録	あり
健康経営優良法人認定(国・県)	あり

【人材の確保・育成の状況】

男女共同参画	あり
若年者等雇用	あり
4週8休達成状況	あり
CCUS事業者登録	あり

県税の納税状況	完納
消費税の納税状況	完納

【地域貢献活動の実施状況】

災害対応活動	あり
除雪活動	あり
クリーンアップ活動等	あり

雇用保険の加入状況	加入済
健康保険の加入状況	加入済
厚生年金保険の加入状況	加入済

(申請事務担当者所属・氏名・電話番号)

経理部 秋田 花子 018-860-2425

受付番号	-	許可番号	05001234
------	---	------	----------

商号又は名称 秋田県庁建設株式会社

代表者氏名 代表取締役 秋田 一郎

資格の名称	級	種別	コード	技術者コード	人数
技術士	1級		01		うち解体
土木施工管理技士	2級	木	02	113	4
		鋼構造物塗装	03	214	3
			04	215	1
建設機械施工管理技士	1級		05	111	1
	2級	第1種~第6種	06	212	1
建築士	1級		07	137	
	2級		08	238	
	1級		09	120	
建築施工管理技士		建築	10	221	
	2級	躯体	11	222	
		仕上げ	12	223	
1級電気工事施工管理技士			13	127、258	
2級電気工事施工管理技士			14	228、155、256	
電気工事士(1種・2種)			15	129	
管工事施工管理技士	1級		16	230	
	2級		17	188、189	
塗装技師(建築塗装・鋼橋塗装)	1級		18	288、289	
	2級		19	167	
路面標示施工技能士	1級		20	133	
	2級		21	234	
造園施工管理技士	1級		22	13H	
	2級	土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と重複しない技術職員	23	23H	
舗装施工管理技師	1級	土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と重複しない技術職員	24	13H	1
	2級	土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と重複しない技術職員	25	23H	1
のり面施工管理技師			26	117	1
		重複しない技術職員	27	060	2
解体工事施工技師		重複する技術職員	28		1

# 完成工事高計算表

注)単位はすべて「千円」

工 種	基準決算前々期分	基準決算前期分	基準決算期分
01 土木一式工事	91,240	86,500	80,400
内 土木工作物を解体した工事 ①	20,240	0	0
内 上記を除く工事 ②	71,000	86,500	80,400
02 建築一式工事	0	0	0
内 建築物を解体した工事 ③	0	0	0
内 上記を除く工事 ④	0	0	0
05 とび・土工・コンクリート工事	34,600	38,500	41,290
内 とび工事 ⑤	0	0	0
内 法面工事 ⑥	17,690	18,500	20,753
内 土工・コンクリート工事等 ⑦	16,910	20,000	20,537
14 しゅんせつ工事 ⑧	0	0	0
29 解体工事 ⑨	8,954	6,878	7,712
一般土木 ②+⑦+⑧	87,910	106,500	100,937
法面 ⑥	17,690	18,500	20,753
建築一式 ④	0	0	0
解体 ①+③+⑨	29,194	6,878	7,712

## 記載要領

- 「許可番号」の欄は、知事許可は「05」から、大臣許可は「00」からそれぞれ記入してください。
- 「完成工事高計算基準の区分」欄は、経営事項審査で採用したものと同一としてください。
- 申請する工種には、○印を記入してください。
- 経営規模等評価申請書の工事種類別完成工事高(20002帳票)において「その他工事」に分類されている完成工事高は、一般土木工事又は解体工事の完成工事高に含めることはできません。  
 年間平均完成工事高の合計額(コード99)は、コード01からコード00までの額を合計した数値を記入してください。  
 「男女共同参画」欄は、令和5年度男女共同参画職場づくり事業に係る必要書類を次世代・女性活躍支援課に対し、申請日時点で送付をしているときは「あり」に、送付しないときは「なし」に、申請日以後に送付するときは「提出予定」に○印を記入してください。
- 解体工事申請する場合は、解体工事の有資格技術者保有基準に定める各資格者(「解体工事施工技士」を除く)のうち、技術職員名簿で「解体講習等」の欄に○が入る技術者の人数を、各資格の「うち解体」欄に記載してください。
- 「有資格技術職員数」欄は、同一職員の同一系統の資格の記入については、いずれか優位な資格を一つだけ記載してください。ただし、以下の点に留意してください。  
 (1) 舗装工事申請する場における「土木施工管理技士」又は「建設機械施工管理技士」と「舗装施工管理技術者」は、重複して記載(人数計上)することができます。  
 (2) 解体工事申請する場における「解体工事施工技士」は、その者が上記7により「うち解体」に記載される者である場合に、「重複する技術職員」に記載し、それ以外の「解体工事施工技士」の人数を「重複しない技術職員」に記載してください。  
 (詳細は、入札参加資格申請の手引を参照してください。)

←20002帳票のコード010の完成工事高から転記します。

←20002帳票のコード020の完成工事高から転記します。

その他工事に建築一式工事が含まれていたとしても、その完成工事高は解体工事の完成工事高の算出に用いることはできません。

←20002帳票のコード050の完成工事高から転記します。

←20002帳票のコード051の完成工事高から転記します。

←20002帳票のコード140の完成工事高から転記します。

←20002帳票のコード290の完成工事高から転記します。

## 技術職員名簿

許可番号 : 05-001234

商号又は名称 : 秋田県庁建設株式会社

(入札参加資格申請用)

	氏名	フリガナ	生年月日	住所(市町村)	解体講習等	有資格区分コード														
						1	1	3												
1	秋田 一郎	アキタ イチロウ	S17.1.1	秋田市	○	1	1	3												
2	大館 次郎	オオダテ ジロウ	S19.11.15	秋田市	○	1	1	3	0	6	0									
3	雄勝 六子	オガチ ムツコ	S60.5.1	横手市		2	1	4	0	6	0									
4	潟上 三郎	カガミ サブロウ	S25.3.8	潟上市		2	1	4	1	3	H									
5	鹿角 四郎	カヅノ シロウ	S27.6.23	秋田市		1	1	3												
6	平鹿 五郎	ヒラカ ゴロウ	H2.3.1	横手市		0	6	0												
7	北秋 七子	ホクシュウ ナナコ	S32.12.11	秋田市		2	1	2	1	1	7									
8	湯沢 八郎	ユザワ ハチロウ	S60.9.25	秋田市		1	1	1												
9	由利 九郎	ユリ クロウ	S55.4.1	由利本荘市		1	1	3	2	3	H									
10	横手 十郎	ヨコテ ジュウロウ	S55.4.2	秋田市	○	2	1	4												
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				
21																				
22																				
23																				
24																				
25																				
26																				
27																				
28																				
29																				
30																				

## 記載要領

- 有資格区分コードは、経営事項審査の業種別技術職員コード表に基づき記入してください。  
なお、のり面施工管理技術者は「117」、1級及び2級舗装施工管理技術者はそれぞれ「13H」及び「23H」、鋼橋塗装技能士(1級及び2級)はそれぞれ「188」及び「288」となります。
- 同一工種に係る資格を複数有している場合は、手引を参照のうえ、必要な資格コードを記入してください。
- 申請をしない工種に係る資格コードは記入しないでください。
- 解体工事を申請する場合、有資格技術者保有基準に定める資格(「解体工事施工技士」を除く)及び「とび・とび工(1級・2級)」の資格保有者について、次のいずれかに該当する技術者については、「解体講習等」の欄に○を記入してください。
  - 平成28年度以降に試験に合格した者
  - 登録解体工事講習の修了者
  - 資格取得後解体工事に関し1年以上の実務経験がある者
- 建設業の合併等に伴う入札参加機会の確保措置により、主たる営業所が所在する地域以外に所在する営業所の所在地域の入札参加資格を有する者については、営業所毎に技術職員名簿を作成してください。
- 技術職員氏名は、五十音順に記入してください。

地域貢献活動実施申告書

年 月 日

秋田県知事

建設業許可番号  
商号又は名称  
代表者職氏名

秋田県建設工事入札参加資格審査申請に当たり、次のとおり、地域貢献活動を行っていることを申告します。

地域貢献活動の種類 ※該当するものに○印	1 災害対応活動 3 クリーンアップ活動等	2 除雪活動
実施期間	年 月 日 ~	年 月 日
実施場所		
活動内容 ※活動の内容を具体的に記入してください。		
契約、注文等に基づく対価の受領 ※該当するものに○印	あり	なし

【地域貢献活動証明欄】

上記申告内容に相違なく、当該活動が地域住民の生活に貢献するものであったことを証明します。	
証 明 者 ※証明者が署名又は記名 押印してください。	(役 職 名) (氏 名) (電話番号)

【提出方法及び添付書類】

- ・ 申告書は、地域貢献活動の種類毎に別葉で提出してください。1種類につき1枚のみ、合計3枚まで提出できます。
- ・ 上記証明欄への記載（署名又は記名押印）により、関係者からの証明を得てください（原則として組織の長や所属長のみが証明者となることができます）。なお、証明書等が別途書面で交付されているときは、当該書面の原本を添付し、又は当該書面の原本を提示の上その写しを添付して、提出してください（この場合、上記証明欄への記載は不要です）。  
また、活動内容が具体的に確認できる資料（新聞記事、広報誌、写真等）がある場合は、それらも添付してください（添付資料は必要最低限（数枚程度）で可）。

【対象期間等に関する注意事項】

加点対象は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間における地域貢献活動に限ります。その他詳細については、手引をご覧ください。

## 若年者等雇用申告書

年 月 日

秋田県知事

建設業許可番号  
商号又は名称  
代表者職氏名

秋田県建設工事入札参加資格審査申請に当たり、次の若年者等を常時雇用として採用し、継続雇用していることを申告します。

1 対象者の氏名 及び生年月日※1 最大2名まで記載	1	若年者・女性（ 年 月 日生 ）
	2	若年者・女性（ 年 月 日生 ）
2 採用日及び区分 区分は該当するものに○印	1	年 月 日 （新規学卒者・新規学卒者以外）
	2	年 月 日 （新規学卒者・新規学卒者以外）
3 各保険の状況 該当するものに○印	①社会保険の加入：	有 ・ 無
	②雇用保険の加入：	有 ・ 無
	③雇用期間の定め：	有 ・ 無 注：③は有の場合加点对象外
4 採用者職歴等※2		

※1 若年者又は女性を○で囲んでください。なお、女性は生年月日の記載は不要です。

※2 採用者について採用直前2年間で職歴がある場合は、その期間と勤務先を、新規学卒者の場合は、卒業学校名と卒業年月日を記載してください。

## 【誓約欄】

本申告は、入札参加資格審査制度の趣旨に合致するものであり、裏面に記載された対象外にあたるもの又は本制度の趣旨に反するものでないこと、そして継続雇用に関する事後調査に協力することを誓約します。

商号又は名称  
代表者職氏名

## 【添付書類】

- 対象者が新規学卒者の場合は、(ア)卒業証明書の原本を添付、(イ)卒業証明書の原本を提示の上その写しを添付、以上の(ア)・(イ)のいずれかにより申告書を提出してください。
- 対象者が新規学卒者以外の者である場合は、(ア)採用直前に在籍していた会社の退職証明書（対象者の氏名、生年月日及び勤務期間が記載されているもの（様式任意）。以下同じ。）の原本を添付、(イ)退職証明書の原本を提示の上その写しを添付、(ウ)採用直前に在籍していた会社に係る雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書（写し）を添付、(エ)雇用保険被保険者離職票－1兼資格喪失確認通知書（被保険者通知用）（写し）を添付、以上の(ア)から(エ)までのいずれかにより申告書を提出してください。

## 【提示書類】

社会保険標準報酬決定通知、健康保険被保険者証（写し）及び雇用保険被保険者資格喪失届・変更届

## 【対象期間等に関する注意事項】

加対象は、原則として令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間における若年者等採用に限ります。また、裏面も必ず確認の上、両面印刷して提出してください。その他詳細については、手引をご覧ください。



## 令和6年度適用中間年入札参加資格審査における若年者等雇用の概要

新規学卒者等を含む若年者又は女性を常時雇用の者として採用し、地域雇用の創出と技術の継承に取り組んでいる者を評価するため、次の場合に該当するときは対象外とします。

また、本制度導入の趣旨に反した状況（加点を目的とした人事交換等）が疑われる場合は、調査を行い、対象外とする場合がありますので、留意してください。

### 【対象外となる場合】

- ① 採用日前2年以内において当該企業に常時雇用の職員として在職したことがある者を採用した場合
- ② 採用直前に在職していた会社が採用した会社と一定の資本関係又は人的関係にある場合

#### ※資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

- ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

#### ※人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を役員を現に兼ねている場合

なお、対象期間外に採用した場合や採用時は常時雇用の者ではなかった場合であっても、次の場合は、対象に含むものとして扱います。

- ① 令和3年3月に学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業した者を同月内に採用している場合
- ② 対象採用期間に季節雇用で採用したが、当初の雇用期間を超えて在職している場合（令和5年11月1日時点で10ヶ月以上在職している場合に限る。）

### 参 考

#### ○親会社、子会社の定義

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社をいいます。

（会社法）

第2条第3号（子会社の定義）

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第2条第4号（親会社の定義）

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

#### ○役員 の定義

- ① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ② 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
- ③ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ④ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

※監査役、執行役員などは、役員には該当しません。





「賃金水準に関する加点」の審査に用いる支払総額及び人数について

F E 0 1 0 4

令和 年 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

税務署 受付印	令和 年 月 日提出 税務署長 殿	事業種目	整理番号	署番号
住所又は 所在地 (フリガナ)	電話(フリガナ)	調書の提出区分 新規-1 追加-2 訂正-3 無効-4	提出媒体	1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 併記
氏名又は 名称 個人番号 又は 法人番号(注)	作成担当者	本店等 一括提出 有 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	翌年以降 送付	
代表者 氏名	作成税理士 署名 電話(フリガナ)	税理士番号		

控  
用  
平成28年1月1日以後提出用

○提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子||14 FD||15 MO||16 CD||17 DVD||18 書面||30 その他||99)

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)	
区分	人 員
① 給与、賞与等の総額	
②のうち、内閣府の日本労働者基金	
③ 源泉徴収票を提出するもの	
災害減免法により徴収 猶予したもの	

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)	
区分	人 員
① 退職所得の総額	
②のうち、源泉徴収票を提出するもの	
災害減免法により徴収 猶予したもの	

「人数」欄へ転記

「支払総額」欄へ転記

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)	
区分	人 員
① 原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)	
② 弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)	
③ 診療報酬(3号該当)	
④ 職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)	
⑤ 芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)	
⑥ ホステス等の報酬又は料金(6号該当)	
⑦ 契約金(7号該当)	
⑧ 賞金(8号該当)	
⑨ 計	
⑩のうち、支払調書を提出するもの	
⑪のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金	
災害減免法により徴収 猶予したもの	

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)	
区分	人 員
① 使用料等の総額	
②のうち、支払調書を提出するもの	
災害減免法により徴収 猶予したもの	

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)	
区分	人 員
① あっせん手数料の総額	
②のうち、支払調書を提出するもの	
災害減免法により徴収 猶予したもの	

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)	
区分	人 員
① 譲受けの対価の総額	
②のうち、支払調書を提出するもの	
災害減免法により徴収 猶予したもの	

# 令和6年度適用建設工事入札参加資格審査における 発注者別評価事項「地域貢献活動の実施状況」の考え方

秋田県建設部建設政策課

このことについては、下記の考え方に基づき評価を行いますのでご留意願います。  
具体例を別途例示していますので、参考にしてください。

## 1 評価の対象となる活動の区分

評価の対象となる地域貢献活動は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、秋田県内において行われた自主的な活動のうち、次のいずれかに該当するものとします。なお、それぞれの項目ごとに評価し加点しますが、同じ項目について複数回実施しても点数は同じです。（1項目3点で上限9点）

また、同種の活動について、(1)～(3)の複数項目に該当するものとしてそれぞれ申請することはできません。

### (1) 災害対応活動

暴風、豪雨、洪水、地震等の自然的事象が発生した際に行う道路や河川のパトロール、道路管理者等への被災箇所の通報、住民への注意喚起など、被害を未然に防ぐための活動のほか、被災者に対して行う住宅の応急修理などの緊急性のある活動とします。

なお、災害対応であっても緊急性が認められないもの（洪水被災家屋の泥上げ、雪解け後の破損施設修理等）については、本項目の対象としません。（(3) クリーンアップ活動等に区分されます。）

### (2) 除雪活動

近隣町内会の除雪作業に対する役務や除排雪車両の提供（オペレーターを伴うものに限る）、自らで除雪作業を行うことができない近隣住民宅のボランティア除雪活動などの除雪支援活動とします。

### (3) クリーンアップ活動等

交通安全運動など地域の安全・安心なまちづくりに寄与する活動や、道路や河川など公共施設の清掃、通学路の環境美化活動（クリーンアップ活動）のほか、地域住民の生活環境の向上に寄与する活動とします。

## 2 加点対象として認めるための条件

発注者別評価点の加点対象となる地域貢献活動は、次に掲げる条件を全て満たす場合に限るものとします。

### (1) 自主的な非営利の活動であること

防災協定に基づく出動であっても、無償又は材料費のみの支給を受けて行う場合は加点対象としますが、協議等により請負契約や業務委託契約に基づく工事費用の支払いが発生した場合には加点対象にはなりません。

### (2) 企業としての取組であること

被災地（秋田県内に限る）の支援活動や地元地域のクリーンアップ活動などに、従業員や会社の役員等が個人的に参加した場合は加点対象にはなりません、会社全体として取り組んでいる場合には加点対象とします。

**(3) 実際の活動実績があること**

会社としてその従業員が作業等の活動を行うことが必要であり、金銭や物品の寄付・提供のみで、従業員等の実際の活動を伴わないものや防災協定等を締結しているだけで活動の実績がない場合は加点対象にはなりません。

**(4) 地域に貢献することを目的とすること**

原則として一個人に対する活動等、対象者を限定して行う活動は加点対象にはなりません。

**(5) 活動内容が客観的に確認できること**

活動内容と関連のある団体からの証明書や、関係者からの感謝状（別途書面で得ることが困難な場合は、申告書への証明でも可）などにより、地域に貢献した活動であったことが客観的に確認できる場合にのみ加点対象とします。

証明者については原則として組織の長等、一定の責任を有する者に限ります。（担当者の証明不可）。

**3 その他**

非営利目的で自主的に行い、対象行為に該当する活動であっても、所有者の承諾を得ないで勝手に行うなど、違法又は不当な行為である場合は加点対象とはなりませんので、関係者との意思疎通を十分に図ってください。

また、当該活動に起因して関係者との間で紛争になるなど、地域に貢献した活動であると認められない事態が生じた場合は、発注者別評価点の加点をしない、又は取り消す場合がありますので注意してください。

## 【地域貢献活動の事例集】

### ①災害対応活動

(認められる事例)

- ・ 暴風の翌朝、林道のパトロールを行い、異常ない旨を市役所に報告した。(市役所からの証明あり。ただし市から受注した維持管理業務でないこと)
- ・ 豪雨の際、河川のパトロールを行ったところ、水位の上昇が認められたため、近隣住民に注意喚起を行った。(地域振興局からの証明あり。ただし県から受注した維持管理業務でないこと)。
- ・ 豪雨の際、河川のパトロールを行ったところ、水位の上昇が認められたため、河川管理者に通報した。(地域振興局からの証明あり。ただし県から受注した維持管理業務でないこと)。
- ・ 市役所からの要請により、民家裏の法面に発生した亀裂が拡大しないようブルーシート張り作業を行った。(市役所からの証明及びブルーシートの実費支給あり)。
- ・ 竜巻の発生により被災した住宅の屋根の応急修理を行った。(部材実費のみを家主に請求。ただし、家主からの証明及び写真等の会社が修理したことがわかる書面の提出を必須とする。)

(認められない事例)

- ・ 防災協定に基づき、河川管理者からの要請文書により災害時の応急対策工事を行ったが、後日、維持管理業務に振り替えした工事であった。
  - 無償又は材料費のみに該当しないため加点対象となりません。
- ・ 防災協定に基づき、地方公共団体等と防災訓練を実施している。
  - 実際に災害等が発生した際に行った活動でないため、毎年定期的に行われている防災訓練等は加点対象となりません。
- ・ 隣県の大雨洪水災害発生時に、ダンプと重機を搬入し堤防の復旧活動を行った。
  - 秋田県内における活動でないため加点対象となりません。
- ・ 大雨による冠水に備え、用水路内の支障木を除去した。
  - 実際に発生した災害等に行った活動について対象としており、災害予防活動は加点対象となりません。なお、③クリーンアップ活動等としては加点対象となります。
- ・ 雪解けにより破損した幼稚園のフェンス修理を無償で行った。
  - 緊急的に対応する活動ではないため、雪解けによる破損等は災害対応活動と認められません。なお、③クリーンアップ活動等としては加点対象となります。
- ・ 平常のパトロールの際に路面陥没箇所を発見し、市役所に連絡した後、掘削・埋め戻し作業を行った。(市役所からの証明あり)
  - 暴風、豪雨、洪水、地震等の自然的事象との因果関係が不明なことから加点対象となりません。なお、路面陥没に関する対応は本来道路管理者が行う業務であり、修繕の契約が行われるケースと推定されます。

### ②除雪活動

(認められる事例)

- ・ 豪雪の際、自ら除雪作業を行うことが困難な独居老人がいるとの相談を受け、屋根の雪下ろしや生活道路確保のための除雪をボランティアで行った。(社会福祉協議会からの証明あり)

- 証明者が社会福祉協議会や自治会長等のものに限り加点対象とします。対象者個人からの証明については、地域に貢献した活動であったことが客観的に確認できないため加点対象となりません。
- ・地域の寺院の駐車場の除排雪作業を行った。(自治会長からの証明あり)
  - 寺院が地域住民が集う場所である等、地元地域のために行う活動であることが自治会長等の証明で確認できる場合に限り加点対象とします。(護持会長等の証明は一寺院に対する奉仕との違いが判断出来ないため加点対象となりません。)
- ・地域の公民館の雪下ろしを無償で行った。(ただし、市町村が直接管理するものを除く。)

(認められない事例)

- ・道路管理者から除雪の業務委託をされている区域の除雪状況に苦情があったため、当該悪状況を改善するための作業を行った。
  - 自主的な活動ではなく、委託されている業務の範囲内又は付随して行うべき作業であると認められるため、加点対象となりません。
- ・市役所車庫の雪下ろしを無償で行った。
  - 上記の公民館の場合と異なり、本来は公共施設管理者が行う業務であり、地域住民への貢献を目的とする活動とは言い難いため、加点対象となりません。

### ③クリーンアップ活動等

(認められる事例)

- ・通学路となっている河川堤防の草刈りと清掃を、河川管理者の承諾のうえで自主的に行った。
- ・近隣の道路に設置しているカーブミラーの清掃やガードレールの美化を行った。
- ・自治会主催でお祭りを開催するにあたり、会場の草刈りや整地、駐車場の誘導などを行いお祭りの円滑な運営に会社として協力した。
  - ただし、単にお祭りやイベントそのものに参加しただけの場合は加点対象となりません。
- ・地域住民のために街灯を設置した。
  - ただし、設置にあたって従業員等による設置作業が行われたものに限ります。(資材の提供のみの場合は寄付行為であるため加点対象となりません。)

(認められない事例)

- ・工事現場出入口前の道路が、工事車両の通行により汚れたため、路面清掃を行った。
  - 共通仕様書で定められている現場周辺的美装化(イメージアップ)の範囲内であるため、加点対象となりません。
- ・スキーの指導資格を有する従業員が、地元小学校のスキー教室で指導を行った。
  - 従業員や役員が個人的に行った活動は加点対象とはなりません。
- ・イベントを企画した。
  - イベントの企画のみの場合は、会社としてその従業員が作業等の活動を行うことを通じて、地域住民の生活に貢献しているとはいえないため加点対象となりません。  
ただし、イベントの企画のみではなく、運営にあたって会社としてその従業員が作業等の活動を行った場合は加点対象となります。(政治的・思想的なイベントは除く。)

・スポーツ大会を主催した。

→ 単なるスポンサーは加点対象となりません。ただし、スポーツ大会の運営に会社として携わる等、活動が伴うものに限り加点対象とします。

また、取引業者や同業者の親睦を深めるために開催するスポーツ大会は加点対象になりませんが、地域住民が対象であるなど、地域住民の生活に貢献している場合は加点対象となります。

(なお、本事例が加点対象となるためには、新聞記事等の客観的に活動が確認できる書類の添付が必要です。)

※ ここに掲げたものは一例であり、例示した活動に限定されるものではありません。

# 入札参加資格審査において解体工事を申請する際の 留意事項について

令和 5 年 2 月  
秋田県建設部建設政策課

## 1 申請するための要件について

① 土木一式工事、建築一式工事又は解体工事の総合評定値の請求をしていること。

… 上記の 3 工種のうち、いずれか 1 工種の総合評定値の請求をしていれば、解体工事を申請することができます。

② 年間平均完成工事高が 1,000 万円以上であること。

… 解体工事の年間平均完成工事高は、解体工事（建設業法）の完成工事高に、土木一式工事又は建築一式工事に整理される工作物を解体した工事に係る完成工事高を加えて算出します。ただし、総合評定値の請求を行っている工種のみが対象です。

(例 1) 総合評定値の請求を行っている工種が建築一式工事のみでも解体工事を申請することはできますが、年間平均完成工事高を算出するために用いることができる工種は建築一式工事だけとなります（土木一式工事及び解体工事（建設業法）の完成工事高は加算できません。）

## 2 「技術職員名簿」について

### (1) 有資格区分コード

113、214 等の解体工事に対応できる各資格のうち、次の (i) ~ (iii) のいずれかに該当し、解体工事の技術者と認められる者については、「解体講習等」の欄に○を記入してください。この○の有無により、解体工事の技術者として認められる者であるか審査します。

(i) 平成 28 年度以降に実施された試験の合格者

(ii) 登録解体工事講習の修了者

(iii) 資格取得後、解体工事に関し 1 年以上の実務経験がある者

### (2) 提示書類

解体工事施工技士を除き、解体工事の技術者として申請する場合（「解体講習等」の欄に○を記入する技術者）は、次の書類のいずれかを提示してください。

① 当該技術職員が平成 28 年度以降に実施された技術検定の合格者であるとき  
→合格証明書

- ② 当該技術職員が平成27年度以前に実施された技術検定の合格者であるとき  
→登録解体工事講習の修了証（写し）又は実務経験証明書

(例2) 建築一式工事と解体工事を申請する場合において、2級建築施工管理技士（建築）の資格を保有する技術職員を建築一式工事と解体工事に係る有資格技術者の保有基準の対象とする。

→書類を提示してください。申請書の有資格技術職員数欄のコード10の「人数」と「うち解体」の双方に計上してください。

なお、次のように解体工事の技術者として申請しない場合、提示書類は不要です。

(例3) 建築一式工事と解体工事を申請する場合において、2級建築施工管理技士（建築）の資格を保有する技術職員を建築一式工事に係る有資格技術者の保有基準のみの対象とする。

→提示書類は不要です。この場合は技術職員名簿の「解体講習等」の欄は空欄とするとともに、申請書のコード10の「人数」の欄にのみ計上し、「うち解体」には計上しないでください。

### 3 建設工事入札参加資格申請書の「有資格技術者数」欄の記載について

解体の有資格技術者の保有基準とされている各資格について、次のとおり人数を計上してください。

(1)解体工事施工技士を除く各資格（113、120等）について

該当する資格の保有者のうち、「解体講習等」欄に○が記載されている人数を「うち解体」欄に計上します。ただし、複数の工種を申請する場合で、一人の技術者が土木施工管理技士と建築施工管理技士を共に保有する場合は、次の例を参考に計上してください。

(例4) 一般土木・建築一式・解体を申請する場合で、一人の技術者が113と120を保有し、登録解体工事講習の修了者である場合

→113の「うち解体」欄のみに人数計上してください。113と120の双方の「うち解体」欄に計上すると、解体工事の技術者として認められる者が2名分計上されてしまうためです。

(例5) 一般土木・建築一式・解体を申請する場合で、一人の技術者が214と120を保有し、登録解体工事講習の修了者である場合

→120の「うち解体」欄のみに人数計上してください。

土木施工管理技士と建築施工管理技士の等級が同じ場合、(例5)のとおり、土木施工管理技士の「うち解体」欄のみに計上しますが、この例では、土木が2級、建築が1級の資格なので、等級が上位である建築の「うち解体」欄に計上してください。



(2)解体工事施工技士（060）について

以下の例を参考に、「重複しない技術職員（コード27）」又は「重複する技術職員（コード28）」のいずれかに計上してください。

(例6) 上記（例5）の技術者が「解体工事施工技士」である場合

→113の「うち解体」欄と「解体工事施工技士」の「重複する技術職員」の双方に計上してください。

(例7) 一般土木・建築一式・解体を申請する場合で、一人の技術者が113と

120、060を保有しているが、「解体講習等」欄に○の記載がない者である場合

→113、120のいずれの「うち解体」欄にも計上しないでください。「解体工事施工技士」欄については、「重複しない技術職員」に計上してください。

113、120等の資格を保有していても、2(1)(i)～(iii)に該当しない場合は、入札参加資格審査では、解体工事に対応する資格としてみなされないため、解体工事施工技士のみが解体工事の技術者資格と認められることから、「重複しない技術職員」として計上することとなります。